

令和 8 年度

静岡県の要望・提案



令和 7 年 7 月
静 岡 県

目 次

《産業》

1	地方版スタートアップ・エコシステムの確立に向けた仕組みづくり	1
2	次世代産業の創出と振興	3
3	エネルギー、原油・原材料の価格高騰等への対策強化	6
4	米国による相互関税等に関する要請	9
5	中小企業・小規模企業の経営基盤強化	11
6	A I、I C T人材の確保・育成	13
7	産業人材の確保策の充実	15
8	農業の成長産業化施策の充実	17
9	農業の持続的な発展に向けた基盤の強化	21
10	林業の成長産業化と国産材の利用促進	24
11	持続的な水産業の推進	26
12	農林水産物の輸出拡大のための支援の充実	28
13	家畜伝染病防疫体制の強化	30
14	工業用水の安定供給の確保	32

《環境・エネルギー》

15	脱炭素社会の実現に向けた取組の推進	34
16	エネルギー政策の推進	36
17	長期間放置された産業廃棄物の処理に対する支援	38
18	廃棄物の適正処理・リサイクルの推進	39
19	水環境中の未規制化学物質対策の推進	41
20	水道事業の基盤維持・強化のための施策の推進	42
21	国立公園の環境保全対策及び利用の推進	44
22	鳥獣対策の推進	46
23	環境影響評価制度における更なる住民意見の反映	48

《観光・交流・インフラ》

24	インバウンドの地方誘客の拡大とデータマーケティングによる再来訪促進・消費拡大等の取組支援	49
25	道路整備の推進	51
26	鉄道の安全性と利便性の向上への支援	53
27	交通空白の解消に向けた支援	55
28	港湾機能（物流・人流）強化に向けた支援	57
29	航空航路再開などに向けた支援	59

《こども・教育》

30	少子化対策の推進	62
31	学級編制基準の見直しと公立学校教職員定数の改善及び弾力的活用の推進	65
32	高等学校等就学支援金制度等の充実	68
33	私立学校経常経費助成費補助金等の拡充	69
34	夜間中学の運営に対する支援の拡大	70
35	国際バカロレア認定に向けた取組の推進	72
36	不登校支援のための制度充実	73
37	G I G Aスクール構想推進に向けた支援の拡大	74

《健康福祉》

38	医師・看護職員確保対策の推進	75
39	地域医療の確保	78
40	地域医療提供体制の整備に対する支援	80
41	地域医療介護総合確保基金の充実	83
42	がん対策の推進	84
43	難病対策の充実	86
44	移植医療対策の推進	88
45	健康寿命の延伸に向けた取組の充実	89
46	持続可能な国民健康保険制度の構築	90
47	福祉医療費助成制度の創設及び国民健康保険医療給付費負担金減額調整措置の廃止	91
48	防疫対策等の推進	92
49	肝炎治療特別促進事業の円滑な実施	93
50	定期予防接種の見直し	94
51	晩年における医療・ケアに関する希望を叶えるための環境づくり	96
52	認知症とともに暮らす地域づくりの推進	98
53	介護保険制度の円滑な推進	99
54	障害者支援施策の充実	102
55	医療的ケア児等及びその保護者への支援の充実	106
56	聴覚障害児支援の充実	107
57	民生委員・児童委員の担い手確保	109
58	生活保護制度等の適正な運用	110
59	国立療養所の将来構想の提示	111

《暮らし・文化》

60	多文化共生社会の実現に向けた施策の推進	112
61	スポーツによる地域経済の活性化と共生社会の実現に向けた支援	114
62	文化財の後世への確実な継承と活用	116
63	富士山における登山者の安全確保対策の充実	117

《防災・安全》

64	災害時の広域応援体制の確立及び大規模な広域防災拠点の機能向上等に対する支援	119
65	災害救助法の対象経費の拡大	121
66	災害時等の透析医療体制の確保	122
67	避難所運営体制の充実・強化	123
68	被災者生活再建支援の推進	125
69	消防救急の連携・協力の推進等による消防力の充実・強化	126
70	山岳遭難等における救助の仕組みづくり	128
71	国土強靱化の推進	130
72	“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組（災害に強い地域づくりの推進）	133
73	建築物の耐震対策の強化	134
74	南海トラフ地震への対策の強化	136
75	港湾における地震・津波・高潮対策事業の推進	139
76	富士山火山防災対策の強化	140
77	社会資本の整備・長寿命化の推進	141
78	治水関係事業の推進	144
79	災害からの復旧・復興	145
80	熱海市伊豆山地区の災害からの早期復興	148
81	盛土対策の推進	149
82	原子力発電所の安全確保及び防災対策の強化	150

《行政経営》

83	地方創生の推進	152
84	地方財政制度の再構築	153
85	データ連携基盤の整備	155
86	市町等情報システムの標準化・共通化の推進	156

産業

1 地方版スタートアップ・エコシステムの確立に向けた仕組みづくり

[要望・提案先：経済産業省]

【要望・提案事項】

- 地方版のスタートアップ・エコシステムの確立に向けた、広域的なコミュニティ形成を促進する持続的な仕組みづくり
- 地域における大学発ベンチャーやスタートアップの研究開発や資金繰りに対する支援拡充
- 首都圏等のスタートアップと地域企業との協業を促進するための取組への支援

1 現状・課題

- ・ 経済成長の原動力であるイノベーションを生み出し、社会課題の解決にも貢献し得る「スタートアップ」は、日本経済の新たな牽引役として期待される存在であり、こうしたスタートアップが自律的に創出され、成長できる環境を整備することが、地域経済の持続可能な成長にとって必要不可欠です。
- ・ 国はスタートアップを重点投資分野として位置付け、令和4年11月に、スタートアップ育成5か年計画を策定しました。
- ・ 本県では、静岡大学や静岡県立大学、光産業創成大学院大学等において、大学における有望技術シーズを活用した大学発ベンチャーの活動が活発になっています。
- ・ 大学発ベンチャーやスタートアップ企業の成長には、アクセラレーターによる実践的なサポートに加えて、運営資金の提供元となるベンチャーキャピタル、ロールモデルとなる成功体験を有するメンターなどの役割が極めて大きいものとなっています。
- ・ 一方、こうした大学発ベンチャーやスタートアップ企業の成長を支えるプレイヤーは、大規模都市圏に集中しており、限られた地域内だけでスタートアップ・エコシステムを完結することは困難です。
- ・ このため、地域におけるスタートアップ・エコシステムの構築に向けては、県域や国境を越えたネットワーク形成が必要であり、地域の企業と各ステークホルダーが有機的かつ持続的に交流・連携する場の提供などの仕組みづくりが重要となっています。
- ・ 既に県内の一部地域では、自治体や民間企業主体によるコミュニティが形成され、支援者間で連携した取組が行われていますが、国が主体となって、より広域的なコミュニティ形成（プラットフォームづくり）に対して、支援することが求められます。
- ・ 特に、東部・伊豆地域においてはスタートアップが少ないことから、温泉等の地域資源を最大限に活用してスタートアップが集う拠点を創設するとともに、多様なプレイヤーが集う交流の場を創出し、地域課題解決に向けた連携を強化していく必要があります。

【県担当課】産業イノベーション推進課、新産業集積課

- ・併せて、特に社会実装までに相当の期間を必要とする研究開発型のスタートアップに対しては、研究開発や資金繰りへの支援の制度拡充が必要です。特に、地方発のイノベーション創出に当たっては、大学発ベンチャーやスタートアップと、地域企業との協業等を促すことが重要であり、国には既存の競争的資金に加えて、地方が実施する「協業等を促す取組」に対する財政面での支援が求められます。

2 本県の取組

- ・本県では、将来の本県の雇用、所得、財政を支える新たな担い手となりうるスタートアップへの支援に本格的に取り組むため、国の動向等も踏まえ、施策の方向性や具体的な取組を令和5年9月に「静岡県スタートアップ支援戦略」として取りまとめ、県をあげた組織的・体系的な支援を展開しています。
- ・併せて、令和5年3月に開所したイノベーション拠点「SHIP」(SHizuoka Innovation Platform)を活用して、民間と連携したICT人材の育成等の施策を展開しています。
- ・首都圏等のスタートアップと県内企業とのマッチングを目的とした「TECH BEAT Shizuoka」を開催し、高度な技術を有する人材の集積や、オープンイノベーションの推進を目指しています。
- ・「静岡県スタートアップ支援戦略」に基づき、令和5年12月には「SHIP」にスタートアップのワンストップ相談窓口を開設したほか、令和6年2月にはスタートアップ支援ネットワーク「ふじのくに“SEAs”(シーズ)」を設立し、県内の支援者が連携してスタートアップ支援に取り組んでいます。
- ・令和6年度には、高校生対象のアントレプレナーシップ育成プログラムを実施したほか、首都圏スタートアップの共創拠点として、東京虎ノ門の「CIC Tokyo」に職員2名の駐在を開始しました。
- ・また、令和7年度からはスタートアップの資金調達支援として、県が認定したベンチャーキャピタルから投資を受けたスタートアップに対して交付金を交付する事業を実施するほか、県内の地域資源を活用した実証実験に対する支援を開始しています。
- ・このほか、創業希望者や創業初期の事業者に対する事業用スペース提供などの支援を行っています。
- ・加えて、伊豆地域の地域資源「温泉」を活用したスタートアップ誘致を展開するため、モデル施設を選定し、事業計画の策定支援やスタートアップとのマッチング等に取り組んでいます。

2 次世代産業の創出と振興

[要望・提案先：内閣府・文部科学省・農林水産省・経済産業省
・国土交通省・環境省]

【要望・提案事項】

- 国の研究機関や大学等との連携、サプライチェーンの強靱化対策への支援拡充など次世代産業を支える制度の構築
[文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省]
- 総合特区制度における規制緩和や金融・財政等、各種支援制度の拡充[内閣府]
- 医療・健康産業等（医療・介護、食品・ウェルネス、光・電子技術）、海洋関連産業、CNF（セルロースナノファイバー）等における研究、製品サービス開発等への支援拡充（地域企業の研究開発を支援する補助金等の創設・拡充）
[文部科学省・農林水産省・経済産業省]
- 電動化やカーボンニュートラル実現に向けた自動車産業等における研究開発、充電インフラ整備、省CO₂型設備等の導入に対する助成制度等の支援拡充
[経済産業省・環境省]

1 現状・課題

<次世代産業を支える制度>

- ・本県では、先端技術に加え、地域資源や産業基盤の特性を活かした次世代産業関連プロジェクトを推進していますが、イノベーションを起こし、新たな価値を創造するためには、国の研究機関や大学等との連携を促進する環境整備が必要です。
- ・自動車産業など本県の産業を主導する部門においても、これまで培った高度なものづくり技術をベースとしながら、DXによる産業構造の転換を図る必要があります。

<総合特区制度の取組>

- ・医療健康産業の振興と集積を目指す「ふじのくに先端医療総合特区」では、県域を超えた企業やアカデミアとの連携にも取り組んでいます。取組の深化に向けて、特区区域の研究開発等に対する各省における支援の重点化、内閣府からの直接支援等の財政上の支援、利子補給制度周知への支援、利子補給率の増加等の金融上の支援、提案した医療機器の計量法に係る規制緩和の迅速な実施など、特区の支援制度の拡充が必要です。

<医療・健康産業等の取組>

- ・医療・介護、食品・ウェルネス、光・電子技術など、本県経済を牽引する産業分野において、新たな製品開発や生産性を高める技術開発を支援する制度、大学・企業

【県担当課】新産業集積課・商工振興課・地域交通課・建設政策課

等のリソースを活用した、地域発のイノベーションに向けた研究開発の支援制度や地域企業を支援する団体等への補助金などの創設・拡充が求められています。

- ・本県は、水深 2,500m の深海を擁する駿河湾など、特色ある海洋環境を有し、研究フィールドとして優れているばかりでなく、マリンバイオテクノロジーの活用をはじめとした海洋産業の振興に適した高いポテンシャルを有する地域です。海洋関連産業の発展のためには、産学官連携の下、海洋関連の先端技術を活用した研究開発や産業応用を推進することが重要です。

＜自動車産業等の取組＞

- ・MaaS 等の様々なサービスの創出、拡大が見込まれる中、既存の自動車関連企業による次世代自動車への事業展開や、他産業から次世代自動車事業への参入拡大に向けて、企業の研究開発、事業化への一層の支援が求められています。
- ・地域企業の次世代自動車の技術開発を加速させるためには、EV や FCEV 等の充電・充填インフラの設置、更新など、ガソリン車から次世代自動車への買い換えを促す環境整備を進める必要があります。
- ・世界的にカーボンニュートラルへの取組が重要視される中、資金的に余裕がない中小企業は、エネルギー効率の高い設備への更新に二の足を踏んでいる状況にあり、省CO₂型設備等の導入支援制度の拡充が不可欠です。
- ・植物由来で、軽量、強度の点で優れた特徴を有するCNFは、カーボンニュートラルや循環経済を実現する素材として、様々な分野での活用が期待されており、研究開発を行う企業人材の育成や研究・製品開発への支援制度の拡充が必要です。

2 本県の取組

＜次世代産業を支える制度＞

- ・医療・介護分野では、静岡がんセンター、大学・研究機関等と連携したものづくりプラットフォームにより、医療現場のニーズと地域企業の技術シーズを結びつけ、機能性に優れた製品等の研究開発を促進しています。
- ・マリンオープンイノベーション（MaOI）プロジェクトにおいては、（国研）海洋研究開発機構（JAMSTEC）を始め、関係機関との連携を推進しているほか、海保全基金の設置や助成制度の創設により、海洋プラスチックごみ問題など、国際社会の課題解決にも取り組んでいます。

＜総合特区制度の取組＞

- ・「ふじのくに先端医療総合特区」では、本県に加え、山梨県を計画区域に含む国の総合特区の支援制度を活用し、県域を超えた連携により、共同製品の開発など、医療健康産業の更なる活性化を促進しています。

【県担当課】新産業集積課・商工振興課・地域交通課・建設政策課

<医療・健康産業等の取組>

- ・医療・介護、食品・ウェルネス、光・電子技術の各分野においては、国の支援制度を活用し、中核支援機関の支援メニューを強化しながら、地域企業の参入や新製品の開発を促進しています。
- ・特に食品分野においては、フードテックを活用した新たな取組に意欲的な企業を支援するため、未利用食材に関する相談窓口や開発拠点の設置、展示商談会の開催によるマッチングなどを実施しています。また、ウェルネス分野では、地域における健康課題を解決するため、自治体とソリューション企業のマッチングを推進するとともに、自治体をフィールドとした実証や、大学等研究機関との連携による実証データの検証など、エビデンスに基づく製品・サービスの事業化を支援しています。
- ・マリンオープンイノベーション（MaOI）プロジェクトでは、県内外の大学や研究機関のシーズと地域企業のニーズのマッチングを促進して、多彩な産業の振興と創出に取り組んでいます。また、静岡市と共同申請した「駿河湾・海洋DX先端拠点化計画」に基づき、静岡市や大学、企業等と連携し、水産資源回復やブルーカーボンの活用等の研究開発や事業化を促進しています。

<自動車産業等の取組>

- ・次世代自動車センター浜松を中心とした支援プラットフォームにより、固有技術探索活動、EV分解活動、試作品開発等への支援や、コーディネータによるビジネスマッチング支援、研究開発・事業化への助成などを実施しています。また、「しずおか自動運転ShowCASEプロジェクト」により、市町が主体となって行う自動運転の実証実験を支援するほか、Maasに関する最新情報等を提供する交流会を開催しています。
- ・EVの充電インフラ等の整備に対する利子補給制度を設けるとともに、FCVの充填インフラ（水素ステーション）整備に対し助成しています。
- ・また、令和3年に開催した「次世代自動車の電動化・デジタル化等対応研究会」の報告書を踏まえ、企業間連携の強化、デジタル人材の育成・確保、脱炭素経営の推進等にも重点的に取り組んでいます。
- ・CNFについては、静岡大学と連携してCNFを活用した自動車部品の試作等に取り組んでいるほか、寄附講座を設置し、研究開発や人材育成を進めています。また、県富士工業技術支援センター内に設置した「ふじのくにCNF研究開発センター」では、地域企業の製品開発を支援しています。併せて、CNFの高いリサイクル性を活かして、自動車、家電など様々な産業分野への応用を進めるため、セルロース素材を活用した循環経済の新たなビジネスモデルの実証事業などに取り組んでいます。

3 エネルギー、原油・原材料の価格高騰等への対策強化

[要望・提案先：農林水産省・経済産業省]

【要望・提案事項】

- 適切な価格転嫁に向けた実効性ある下請事業者の支援対策の強化[経済産業省]
- 施設園芸等燃料、飼料・肥料等の価格高騰対策の支援継続及び強化[農林水産省]
- 漁業経営セーフティネット構築事業の継続及び制度の柔軟な運用（期中の積立金額の追加）並びに国負担割合の増大[農林水産省]
- 特別高圧電力及びLPガス料金の価格高騰に対する支援の継続と、国が行うその他の電力及びガス料金に対する支援との一体的な措置実施[経済産業省]

1 現状・課題

- ・ 円安に伴う輸入価格の上昇等により、エネルギーをはじめ様々な物価高騰が長期化し、県内経済へ重大な影響を及ぼしています。
- ・ 原材料・エネルギーコスト増加分の適切な価格転嫁を始め、大企業と中小企業・小規模事業者との取引の適正化に向け、実効性ある下請事業者の支援対策が必要です。
- ・ 施設園芸や荒茶工場において、燃料価格の高騰が続いている中、国の施設園芸等燃料価格高騰対策は、経営継続の重要な支えとなっています。しかしながら、長期化する燃料価格の高止まりに対応するためには、同対策の基準価格算定方法の見直しが必要です。
- ・ 令和7年1月の配合飼料の販売価格は、価格高騰前の令和2年度の約140%となっています。さらに、配合飼料価格安定制度の発動指標は、実際に農家が支払う飼料価格ではなく輸入原料価格のため、補填される額が少なく、農家の経営を圧迫しています。また、現在の制度では価格が高止まりすると補填されません。農家経営の実情に合わせた制度の見直しが必要です。
- ・ 本県の稲発酵粗飼料、飼料用米作付け面積は減少しており、依然として必要量に対し大きく不足していることから、水田活用の直接支払交付金の継続・拡充や、飼料自給率向上に係る補助事業の要件緩和など、畜産経営の安定化に向け、一層の飼料自給率向上の取組が必要です。また、酪農業においては、飼料価格等の高騰により経営環境が逼迫している状況が続いていることから、酪農経営の所得安定化に資する仕組みの構築が必要です。

【県担当課】 地域産業課・農産振興課・お茶振興課・畜産振興課・食と農の振興課・水産振興課・エネルギー政策課

- ・ 国は、令和4年秋肥及び令和5年春肥を対象に支援しましたが、令和6年12月の肥料価格は価格高騰前の令和2年同月比で139%と高止まりしています。生産者の負担軽減を図るため、肥料についても、支援制度の継続が必要です。さらに、肥料価格の高騰に左右されることなく、農業者の経営が安定するよう、セーフティネット等の価格高騰の影響を緩和する仕組みが必要です。
- ・ 「漁業経営セーフティネット構築事業」においては、漁業者が年度当初に積み立てた金額が枯渇し、年度途中から十分な補填を受けられなくなるケースが起きることがあります。また、長引く不漁等により、漁業者は厳しい経営環境に置かれ、十分な積立を行うこと自体が困難になっていることから、国負担割合の増大が必要です。
- ・ 令和5年3月に電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金が創設され、令和6年11月には重点支援交付金が積み増しされ、令和7年5月には予備費を活用して追加の増額が措置されましたが、現下の物価高から地域の生活・経済を守るため、今後の経済状況等も踏まえ、引き続き必要な対策を適時的確に講じることが必要です。
- ・ なお、特別高圧電力及びLPガスを利用する中小企業等への支援は地方の実情に応じて検討することとされており、当該交付金を活用し、本県では令和5年度以降支援を行っておりますが、今後、国が更なる追加対策を講じるに当たっては、都道府県単位での対応には限界があることから、地方団体間で対策の内容に格差が生じないように、国の責任において全国一律の対策を直接講じることが必要です。

2 本県の取組

- ・ 原油・原材料価格の高騰により、一時的に業況が悪化した商工業者、農業者、漁業者等を支援するため、県制度融資の融資要件緩和や燃油・飼料・肥料購入費用の一部支援など緊急的な支援を行ったほか、各種窓口での相談対応や農業者・漁業者向けの資金繰り支援を行っています。
- ・ 長期的には、省エネなど産業構造の転換につながる取組をさらに推進していきます。

【県担当課】 地域産業課・農産振興課・お茶振興課・畜産振興課・食と農の振興課・水産振興課・エネルギー政策課

<本県の支援施策>

項 目	内 容
商工業者	○原油価格・物価高騰等の影響を受ける中小企業・小規模事業者の事業継続支援 ○資金繰り支援 県制度融資「経済変動対策貸付（原油・原材料高対応枠）」 ※取扱期間：令和４年７月１日～令和６年３月３１日 原油・原材料の仕入れ価格が上昇し、粗利益が減少した事業者に融資 ○相談対応（各商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、信用保証協会が、相談窓口設置）
農業者	○施設園芸農家、荒茶工場、畜産農家を対象に燃料・飼料購入費用の一部を支援 ※令和６年１０月～令和７年３月の加温用燃料・ 令和４年１月～令和７年３月の飼料高騰分を支援 荒茶工場は令和６年４月～１０月の燃料高騰分を支援 ○資金繰り支援 「農業近代化資金」省エネ型施設整備等の導入に対する利子補給 ○相談対応（農林事務所が、施設園芸セーフティネット事業の説明会等実施）
漁業者	○漁業者（養殖業者を含む）を対象に燃油・飼料購入費用の一部を支援 ※令和６年４月～令和７年３月の燃油・飼料高騰分を支援 ○資金繰り支援 「沿岸漁業改善資金貸付金」省エネ型エンジン等の導入に対する貸付（無利子） ○相談対応（県漁連が、随時受け付け）
ＬＰガス利用者	○ＬＰガス販売事業者の使用料金の値引き原資を支援 ※令和５年４月～令和６年３月、令和６年８月～１０月、令和７年１月～３月 令和７年７～９月の料金高騰分を支援
特別高圧電力利用者	○特別高圧契約で受電する中小企業等に対して電気料金の一部を支援 ※令和５年４月～令和６年３月、令和６年８月～１０月、令和７年１月～３月 令和７年７～９月の料金高騰分を支援

【県担当課】 地域産業課・農産振興課・お茶振興課・畜産振興課・食と農の振興課・水産振興課・エネルギー政策課

4 米国による相互関税等に関する要請

[要望・提案先：内閣官房・外務省・財務省・農林水産省・経済産業省]

【要望・提案事項】

- 米国への関税措置の見直し要請[外務省・財務省・農林水産省・経済産業省]
- 地域経済への影響分析と情報提供[内閣官房・財務省・農林水産省・経済産業省]
- 中小企業等への影響を最小限にする対策の実施
[外務省・財務省・農林水産省・経済産業省]
- 農林水産物の国内生産への悪影響を防ぐ対策の実施[農林水産省]
- 新たな国内外の販路開拓・拡大、新分野進出支援[農林水産省・経済産業省]

1 現状・課題

<現状>

- ・米国政府は、令和7年4月3日に、日本からの輸入品に対し、24%の相互関税を適用する旨を発表し、また、本県の基幹産業である自動車産業についても、25%追加関税を発動しました。その後、相互関税の上乗せ分については、90日間の一時停止をする一方、10%の一律関税については、維持することとしています。
- ・これらの措置は、国内外で生産・供給体制を構築する製造業や、近年、輸出が伸びている農林水産業など、幅広い産業に大きな影響を与え、日本経済全体の衰退を招く恐れがあります。
- ・特に、本県では、主要産業である自動車産業のサプライチェーンや、お茶やわさびをはじめとする地域特産物の輸出、生産面に与える影響は、持ち直しつつある地域経済の大きな下振れリスクとなることが懸念されます。
- ・また、日米関税交渉の過程で、農林水産物の市場開放が迫られ、安価な輸入農林水産物が国内に流入し、産地の形成や成長の妨げになることを危惧しています。

<課題>

- ・米国政府に対し、相互関税および自動車等の特定品目への上乗せ関税の見直しを強く求める外交努力を行う必要があります。
- ・米国の相互関税措置が国内や地域経済に与える影響を詳細に分析し、その結果を国民や関係者に対し迅速に情報提供する必要があります。
- ・関税措置により影響を受ける中小企業や農林水産業者に対し、資金繰り支援や経営指導等を実施し、地方の産業や雇用への影響を最小限に抑える必要があります。

【県担当課】産業政策課・新産業集積課・経営支援課・商工振興課・企業立地推進課・農業戦略課・林業振興課・水産振興課

- ・食料安全保障の観点を踏まえ、これまでの輸入ルールを堅持するなどの対策を講じ、農林水産物の国内生産への悪影響を防ぐ必要があります。
- ・強い経済構造を作るため、地域特性を活かした高付加価値型事業の創出強化を図り、新たな国内外の販路開拓・拡大、新分野進出に向けた支援を行う必要があります。

2 本県の取組

- ・本県では、中小企業や農林水産業者の資金繰りや経営等に関する相談窓口を設置するとともに、県内事業者への聞き取り調査を行っています。
- ・また、「静岡県米国関税対策連絡会議」を開催し、県内経済への影響について情報共有を図り、今後の課題への対策につなげていきます。

5 中小企業・小規模企業の経営基盤強化

[要望・提案先：総務省・財務省・経済産業省]

【要望・提案事項】

- 「事業承継・引継ぎ支援センター」を核とした第三者承継への支援の充実
[経済産業省]
- 事業継続計画（BCP）を策定した中小企業等に対するインセンティブの拡充
[経済産業省]
- 国の借換保証制度に対応した県制度融資の実施に必要な利子補給や信用保証に基づく代位弁済額の県負担分に対する財政支援
[総務省・財務省・経済産業省]
- パートナーシップ構築宣言を策定した中小企業等に対するインセンティブの拡充と実施状況を確認する仕組みづくり[経済産業省]

1 現状・課題

- ・ 経営者の高齢化と後継者不在に加え、物価高騰や賃上げなどの影響により、企業の休廃業の増加が懸念され、事業承継の問題は、地域経済の持続的な発展を図る上で、喫緊の課題となっています。
- ・ 近年、後継者不在率は減少傾向にあるものの、依然として高い水準にあり、M&Aや創業希望者と後継者難企業とのマッチング等、第三者承継の促進に向けた支援を図っていく必要があります。
- ・ 近年多発している豪雨災害や台風、地震等の自然災害に加え、感染症やサイバー犯罪などのリスクへの対応が、中小企業・小規模企業においても重要となっています。
- ・ 税制優遇や補助金の優先採択などのインセンティブを有する、国の「事業継続力強化計画」認定制度と連携して、中小企業のBCPの普及促進を図る必要があります。
- ・ 物価の急激な上昇に加え、深刻な人手不足や賃上げへの対応など、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、売上や利益が回復せず、融資の返済に行き詰まる事業者が増加することが懸念されます。
- ・ ゼロ・ゼロ融資等の返済に懸念がある中小企業が、伴走支援型特別保証（借換保証）を活用した県制度融資へ借換える事例が増加したことに伴い、利子補給や信用保証協会への損失補償に対する財政措置など、支援制度の更なる拡充が課題となっています。
- ・ 地域経済の持続的な成長には、新たな価値の創造による「成長」と、公正・適正

【県担当課】商工振興課・商工金融課・経営支援課

な取引や賃上げを含む人への投資による「分配」の好循環の実現が不可欠であり、この観点から官民挙げて推進する「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーン全体での成長と分配の好循環を目指すものとして極めて重要な取組です。

- ・ そのためには、趣旨に賛同し地域経済の持続的な成長を推進する企業として、宣言をした企業を積極的に公表することが必要です。
- ・ 一方、企業の宣言内容を実行したことを確認する仕組みづくりが、実効性を確保する上で必要です。

2 本県の取組

- ・ 金融機関、民間企業、商工団体、行政等で構成する事業承継ネットワークにおいて事業承継推進月間を設定し、集中的な普及啓発活動や事業承継計画の策定支援を実施しているほか、事業承継市町連携推進会議を開催し、好事例の共有等を行うなど、市町レベルでの事業承継支援体制の構築を促進しています。
- ・ 特に小規模事業者における後継者不在が深刻であるため、市町と連携して支援モデルづくりに向けた実証実験を実施し、県内他市町への展開を図っています。
- ・ 静岡県BCPモデルプランを大規模な感染症やサイバーセキュリティにも対応するよう改訂するとともに、BCP策定に取り組む業種別組合等に専門家を派遣し、ワークショップ形式で策定を支援するなど、BCP策定率の向上に努めています。
- ・ 国の施策と連携しながら、県制度融資による資金繰り支援の拡充や各種補助金等の活用を図るとともに、県信用保証協会や金融機関、商工団体の伴走支援を通じて、中小企業の収益力の改善を支援しています。
- ・ 令和3年4月から令和6年6月末まで、伴走支援型特別保証を活用した県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応伴走支援特別貸付」を実施し、金融機関が融資する際の利子の一部を補給するとともに、代位弁済に至った際に、信用保証協会に対する損失補償を行っています。
- ・ 本県では、令和5年6月に産官労3者で、パートナーシップ構築宣言の普及・促進に関する共同宣言を発出し、県内産業界における機運醸成を図っています。
- ・ また、「パートナーシップ構築宣言」の登録企業に対する補助金審査等での加点措置や、取引適正化に係るセミナーを開催するとともに、アンケート調査を実施することで、価格転嫁の実態や行政に期待する役割の把握を行っています。

6 AI、ICT人材の確保・育成

[要望・提案先：経済産業省]

【要望・提案事項】

- 地方のコミュニティを基盤とし、対面を前提として地方が主体的に行うICTに関するトップレベル人材の育成、企業内の中核的人材や次世代人材の育成等に対する支援
- 新たにICT関連事業所を開設する企業に対する人材確保に主眼を置いた支援
- ICTやロボット技術等に知見のある人材の派遣や育成研修の実施などによる中小企業への支援

1 現状・課題

- ・我が国が目指すSociety5.0を実現するためには、質・量ともに圧倒的に不足しているAI、ICT人材を確保・育成する必要があります。
- ・また、首都圏に偏在するICT人材、特にトップレベルのICT人材を確保・育成することは、地方にとって重要な課題となっています。
- ・人材育成に当たっては、知識を習得する「インプットの機会」と、インプットした知識を実践する「アウトプットの機会」をバランスよく織り交ぜることが重要です。そのため、国が取り組んでいるオンラインのプラットフォームに加え、地方がそれぞれの特色を活かして取り組む、対面を前提とした人材育成施策の強化として、国による財政支援が必要です。
- ・県外からICT人材を呼び込むためには、ハード整備ばかりではなく人件費のサポートなど、ICT人材の誘致・定着を促す施策の強化に対する、国による財政支援が重要です。
- ・人材、資本、専門知識等の経営資源に制約のある中小企業が、積極的にICTの活用に取り組み、効率的な企業経営を実現することができるよう、相談会やマッチング、専門家派遣などの支援が必要です。
- ・特に、コロナ禍を契機として、遠隔・非接触技術の導入等のデジタル化、デジタル変革が急速に進展しており、地方移転に関心を寄せる首都圏の企業も多いことから、取組の加速が求められています。

2 本県の取組

- ・本県では、「ふじのくにICT人材確保・育成戦略」に基づき、トップレベルの人材の確保から次世代を担う人材の育成に至るまで、幅広い層を対象とした施策に取

【県担当課】産業イノベーション推進課

り組んでいます。

- ・トップレベル人材の確保については、高度 I C T 技術者を擁する I C T 企業の本県進出を促すため、新たな事業所の開設を支援する補助制度を創設し、県・市が連携して誘致に取り組んでいます。
- ・令和 4 年度にトップレベル I C T 人材の育成を主な目的としたイノベーション拠点「S H I P」(S H i z u o k a I n n o v a t i o n P l a t f o r m)を設置し、以降、デジタル人材育成の各種講座を開催しています。
- ・A I ・ I o T 導入診断アドバイザーやロボット技術アドバイザーの設置等により、中小企業におけるデジタル技術の導入促進を図るととともに、ロボットメーカーとのビジネスマッチング機会の提供等により、ロボット産業を支援しています。

7 産業人材の確保策の充実

[要望・提案先：内閣府・法務省・厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 人材確保に取り組む自治体や民間企業に対する支援の充実・強化
[内閣府・厚生労働省]
- 地域企業と学生とのマッチング促進及びU I ターン就職の促進に対する支援の
充実・強化 [内閣府・厚生労働省]
- 外国人材を必要とする民間企業に対する支援の充実・強化
[内閣府・法務省・厚生労働省]

1 現状・課題

- ・本県では、コロナ禍以降、経済社会活動の正常化に伴い、幅広い分野で人手不足が顕在化しています。特に、地域の中堅・中小企業の人材確保は十分でなく、地域の実情に応じた、産業政策と一体となった人材確保施策の推進により、地域企業の人材確保支援を一層進めていく必要があります。
- ・また、地域企業と学生とのマッチング促進やU I ターン就職の促進などは、将来を担う若者層を県内企業での就労に導くための重要な施策であり、地方創生を進める上で拡充する必要があります。
- ・グローバル化の進展に伴い、近年、県内企業において、外国人材の採用ニーズが高まっているものの、外国人材の受入れや定着に関するノウハウが不足している現状があります。
- ・企業が外国人材を雇用するにあたり必要な知識の習得を支援するとともに、外国人材が職場に定着し、活躍できるよう、外国人材が働きやすい職場環境整備の取組を推進していく必要があります。
- ・育成就労制度の受入対象分野の設定については、現在対象外である産業分野についても、継続的に追加を検討するなど、地域の産業における人手不足などの実情を反映することが求められています。

2 本県の取組

- ・若者のU I ターン就職支援のため、県内企業の情報発信や、就職関連イベントを開催しているほか、令和7年度からは奨学金返還支援制度を開始します。

【県担当課】産業人材課

- ・また、外国人材を必要とする民間企業を支援するため、モンゴル、ベトナム、インドネシア等において合同面接会を実施しているほか、令和7年度からは企業向けの相談窓口を設置し、企業からの相談対応や、専門家による各種助言を行います。

8 農業の成長産業化施策の充実

[要望・提案先：農林水産省]

【要望・提案事項】

- 柑橘選果場、食肉センター再編整備や農業用機械導入・施設整備等に要する国庫補助事業の予算確保と取組主体要件等の事業実施要件緩和、補助上限額の引上げ及び繰越制度の柔軟な運用
- 農産物の需給安定・高付加価値化・消費拡大・輸出促進、有機農業の推進のための予算確保と制度の柔軟な運用及び国の戦略的な関与
- 主食用米価格が急激に変動することがないように適正価格の維持
- 地球温暖化に対応する農作物の品種や栽培技術の開発強化とその普及及び予算確保、並びにスマート農業の普及拡大に向けた制度の運用改善と補助事業の創設
- 農地集積や多様な担い手確保のための十分な予算の確保と制度の柔軟な運用及び要件の緩和

1 現状・課題

- ・農業の成長産業化を進めるためには、農業用機械導入や施設整備等を支援する十分な予算の確保が必要です。
- ・また、県内の柑橘選果場や食肉センターは老朽化しており、更新や再編整備、海外輸出に対応した設備の高度化等を進めるに当たり、地域の実情に合わせた事業実施要件の緩和及び補助上限額の引上げや、単年度での実施が困難な場合の繰越制度等の柔軟な運用が必要です。
- ・令和6年の全国の緑茶輸出額が過去最高の364億円を記録するなど、海外での緑茶需要は年々拡大している中、有機栽培などの需要に即した優良品種や栽培方法への転換が急務であり、国の持続的生産強化対策事業のうち「茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進」における改植・新植費用等に対する支援の継続と助成単価の増額、燃油等資材費の高騰に対応した省エネ型機械の導入や燃油対策を引続き推進していく必要があります。
- ・併せて、担い手の高齢化による廃業や耕作放棄地が増加する中、若手の担い手に集約が進む茶園で新たに防霜対策を行うことが生産安定対策として重要であることから、防霜ファン等の施設整備が引き続き必要です。
- ・野菜価格安定事業における指定野菜産地は、レタスの場合、結球と非結球を一括りにして「冬レタス」産地として扱われています。両者は品目が違い、生産者、生産量、販売単価も異なり、緊急需給調整事業への一体的な協力が困難であるため、産地種別を分離するよう、制度の変更が必要です。
- ・稲作農家の経営の安定と持続的な発展に向け、主食用米価格が急激に変動することなく、適正価格が維持されるよう国の適切な対応が必要です。

【県担当課】農業戦略課・農産振興課・畜産振興課・お茶振興課・農業ビジネス課・食と農の振興課

- ・ 荒茶価格が低迷する中で、需給状況の把握による計画的な生産に取り組むため、国による全国の茶の需給の長期見通しの公表や、新茶期前の全国の茶販売事業者を対象とした在庫調査について、調査の継続が必要です。
- ・ 有機農業の生産から消費まで一貫して推進するモデル地区を創出するため、市町等はみどりの食料システム戦略推進交付金を活用し、5年間を標準とした有機農業実施計画を策定して取組を推進していきますが、取組を着実に実施するためには計画期間の全てにおいて、交付金による支援が必要です。
- ・ 茶の輸出を拡大するためには、茶に係る国際規格をわが国にとってできるだけ有利なものとしていく必要や輸出の障壁となる農薬残留基準値設定へのインポートトレランス申請の拡大（虫よけスプレーに使われる農薬以外の成分の追加（ディート、イカリジン））の必要があるほか、さらなる日本茶の需要拡大に向けた認知度を高める取組が必要です。
- ・ 近年、全国的にみかんの購入数量は減少傾向にありますが、うんしゅうみかんが含む機能性成分は、「β-クリプトキサンチン（骨の健康維持に役立つと報告されている）」、「GABA（血圧が高めの方の血圧を下げると報告されている）」以外にもあることから、消費拡大に向けて機能性表示食品のエビデンスを蓄積するために、一層の研究推進が必要です。
- ・ 消費者ニーズに対応した販売を強化するためには、「お茶」、「柑橘」、「野菜」の持つ機能性をPRしていくことが重要であり、国による茶の感染症予防効果についての疫学研究や、機能性表示食品制度の届出に活用できる研究の推進、茶・柑橘・野菜の機能性や効用に係る県等の研究への支援及びそれらの成果情報の速やかな公表と消費拡大への取組強化が必要です。
- ・ 主食用米価格の高騰により、酒造好適米や飼料用米から主食用米への作付け転換が発生しています。酒造好適米が水田活用の直接支払交付金の対象外となっており、安定的な酒造好適米の生産を継続するためには、同交付金の対象作物への追加が必要です。また、段階的に単価の引下げが行われている飼料用米の一般品種についても、畜産農家への供給量確保のために専用品種と同等の単価設定が必要です。
- ・ 本県の花き産出額は全国5位ですが、生産コストの増加や後継者不足等により県内花きの作付面積や生産量は減少傾向にあり、切花年間購入額等は下位にとどまっています。花きの消費の拡大は、経営の継続や後継者確保につながる重要な要素であることから、園芸講座や花壇コンクール等の開催により、消費者が花きを意識し、理解を深める機会を継続的に提供するほか、横浜市で開催する2027年国際園芸博覧会への出展など、消費地での積極的なPRへの支援が必要です。
- ・ 地球温暖化による農作物の生育不良や品質低下に対応するため、品種改良に加え、作物への影響を緩和する栽培技術の開発・普及、更には新たな品目への転換を進め

【県担当課】 農業戦略課・農産振興課・畜産振興課・お茶振興課・農業ビジネス課・食と農の振興課

るための国の研究開発の強化、県における研究開発や生産現場への普及を図るための支援が必要です。

- ・スマート農業技術の普及を進めるためには、スマート農業活用促進法に基づく生産方式革新実施計画を農業者団体の生産部会等が策定しやすい仕組みに改善することや、農業経営体を対象としたスマート農業機械の導入助成制度の創設、導入した農業経営体に対するメリット措置の拡充が必要です。
- ・農地バンクの業務量は、法改正（令和5年4月施行）による推進体制の強化及び農地貸借手続きの一本化、満期更新により、さらなる増加が見込まれていることから、バンクの運営体制強化に向け「農地中間管理機構事業」の十分な予算確保や、農地貸借に係る事務手続きの簡素化が必要です。
- ・市町農業委員会は農地等の利用状況調査や利用関係の調整、県農業委員会ネットワーク機構は市町農業委員会の支援を行っていますが、これら活動経費を補助する「機構集積支援事業」は、令和7年度の配分額が要望額を大幅に下回っているため、十分な予算確保が必要です。
- ・農地を次世代に引き継ぐための地域計画を達成するには、多様な担い手の確保が必要です。非農家出身者や農家後継者の就農を強力に後押しするため、「新規就農者育成総合対策」における親元就農者に対するリスク要件や、世帯所得制限(前年600万円以下)、研修期間(年間概ね1,200時間以上)、年齢制限(49歳以下)の緩和のほか、営農開始時期に合わせた事業スケジュールの柔軟な運用と当該予算の十分な確保が必要です。

2 本県の取組

- ・ドリンク原料茶や輸出需要の高い抹茶等への生産転換や、その生産に必要な施設や機械等の導入、園芸作物や畜産物の生産・集出荷施設の整備などを支援するため、国の「強い農業づくり総合支援交付金」、「農地利用効率化等支援交付金」、「産地生産基盤パワーアップ事業」、「新基本計画実装・農業構造転換支援事業」、「茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業」、「農産物等輸出拡大施設整備事業」、「畜産クラスター事業」等を活用しています。
- ・みかんでは、「新基本計画実装・農業構造転換支援事業」を活用しAI機器等を導入した選果場の整備を支援しています。今後も他産地での整備が計画されています。
- ・食肉センターについては、令和8年度の供用開始を目指して「食肉流通構造高度化・輸出拡大事業」を活用し、再編整備を進めています。更に污水处理施設の整備として、「強い農業づくり総合支援交付金」又は「肉用牛緊急特別対策事業」の活用を計画しています。

【県担当課】農業戦略課・農産振興課・畜産振興課・お茶振興課・農業ビジネス課・食と農の振興課

・品目毎の取組

茶	オープンイノベーションの展開による新しい需要創出、茶の生産効率・収益性の高い生産基盤づくり、輸出の拡大、消費者ニーズに対応した販売強化、有機栽培の拡大、有機・GAP認証の取得指導
柑橘	うんしゅうみかんの機能性表示(β-クリプトキサンチン(骨の健康維持) 8 J A*、GABA(血圧が高めの方の血圧を下げる) 1 J A*) への取組支援 * J Aみっかびはそれぞれ届出しているため、重複して計数
野菜	温室メロン(GABA(一時的な精神的ストレスの緩和))、ケール・パプリカ・ブロッコリー(GABA(血圧が高めの方の血圧を下げる))、ブロッコリー(スルフォラファングルコシノレート(肝機能の改善、肌のうるおいの維持))、ケール(ルテイン(かすみを軽減しくっきり見る力の改善))の機能性表示への取組支援
花き	園芸講座等への講師派遣、花壇コンクール等の消費拡大に向けた取組の推進、2027年国際園芸博覧会への出展調整

- ・市町及び市町農業委員会と連携し、農地バンクを活用した農地集積を推進しています。

農地バンクが耕作者へ貸し付けた農地面積

区分	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6	R7.3 時点 累計※
農地貸付 面積(ha)	406	827	892	610	1,295	1,063	964	1,152	1,273	7,130

※令和7年3月末時点で農地バンクが貸し付けている面積(累計から途中解約等を控除)

9 農業の持続的な発展に向けた基盤の強化

[要望・提案先：農林水産省]

【要望・提案事項】

- 国営造成農業水利施設の着実な機能保全対策の推進
- 国営造成農業水利施設の機能保全対策における受益者負担の軽減
- わさび田における農地・農業用施設災害復旧事業の地元負担軽減に向けた支援

1 現状・課題

<国営造成農業水利施設の着実な機能保全対策の推進>

- ・ 本県には、国が造成した用排水路が 408km、揚水機場等が 26 か所あります。これらの基幹的な農業水利施設は、築造から相当な期間が経過し、耐用年数を超過しているものが多くあります。
- ・ 本県の基幹的な農業水利施設は、多彩な農業生産のための基礎的な施設であるとともに、地域経済の発展や社会生活の向上に大きく寄与している地域の重要な社会インフラであることから、補修・補強・更新整備の機能保全対策を国主体により計画的に進めていくことが求められています。
- ・ また、南海トラフ巨大地震の発生により、基幹的な農業水利施設が損壊した場合、甚大な二次災害をもたらす恐れがあることから、耐震対策が急務となっています。
- ・ 天竜川下流用水（天竜川下流二期地区）、浜名湖北部用水、大井川用水、牧之原用水の安定供給に向け、国による調査と機能保全対策の推進が必要です。
- ・ また、三方原用水（三方原用水二期地区）、天竜川用水（国営施設応急対策事業）は、令和 8 年度に機能保全対策を完了することが必要です。

<国営造成農業水利施設の機能保全対策における受益者負担の軽減>

- ・ 農業従事者の減少及び高齢化の進行、資材価格や人件費の高騰、規模の大きな修繕の増加により、農業水利施設を管理する土地改良区等の事業運営が圧迫されており、適正な施設管理に支障が生じる恐れがあります。
- ・ 近年、国営造成農業水利施設における緊急的な機能保全対策を県営事業等により実施することが増加しており、国営事業で実施する場合に比べ土地改良区等の事業費負担が大きくなることから、この軽減を図ることが必要です。

<わさび田における農地・農業用施設災害復旧事業の地元負担軽減に向けた支援>

- ・ わさびは、山林内の溪谷に沿って階段状に開墾されたわさび田において、豊富な湧水をかけ流しながら栽培されており、近年激甚化する豪雨により、被災が頻発

【県担当課】農地計画課・農地整備課・農地保全課

化しています。

- ・ わさび田は、特殊な構造（畳石式等）であるため、豪雨で被災した際の災害復旧事業において、一般的な農地に比較し工事費が高く、限度額を超える場合が多くあります。農家負担が大きく、復旧されず耕作放棄されるわさび田も多くみられるため、農地復旧限度額の見直しが必要です。

2 本県の取組

<国営造成農業水利施設の着実な機能保全対策の推進>

- ・ 戦後、大井川・天竜川流域の水田、浜名湖北部地域のみかん園、牧之原台地の茶園へのかんがい用水供給のための基幹水利施設が整備されました。これらの国営事業に附帯し、末端部のかんがい用水施設等の整備を県営事業で実施しています。

国営事業実施の状況

区分 用水名	新規整備地区	更新整備地区		
	完了	完了	実施中	調査中
大井川用水	大井川	大井川用水一期、二期	—	—
牧之原用水	牧之原	牧之原	—	—
三方原用水	三方原	三方原用排水整備	三方原二期	—
天竜川下流用水	天竜川下流	—	天竜下流（応急対策）	天竜川下流二期
浜名湖北部用水	浜名湖北部	—	—	浜名湖北部
計	9 地区		2 地区	2 地区

<国営造成農業水利施設の機能保全対策における受益者負担の軽減>

- ・ 近年、国営造成施設の改修を県営事業等により実施しています。

用水名	工期	実施内容
三方原用水	H23～R1	水管理システム改修等
牧之原用水	R2～R13	水管理システム改修、国営調整水槽整備、取水工耐震補強等
天竜川下流用水	R3～R5	水管理システム改修等
浜名湖北部用水	R5～R10	水管理システム改修等
大井川用水	R6～R13	水管理システム改修等

<わさび田における農地・農業用施設災害復旧事業の地元負担軽減に向けた支援>

- ・令和4年の台風第15号により被災した静岡市のわさび田（畳石式）において、農地・農業用施設災害復旧事業により復旧を進めている11箇所のうち、令和6年度末までに9箇所の復旧が完了し、営農が再開されています。残り2箇所についても、令和7年度以降に復旧を行っていく計画です。
- ・わさび田の復旧においては、実際の復旧費用が復旧限度額を超えたことから、復旧限度額超過分について、静岡市との協調助成により地元負担軽減を図っています。

10 林業の成長産業化と国産材の利用促進

[要望・提案先：農林水産省]

【要望・提案事項】

- 多様な木材需要に安定して木材を供給するために必要な路網等の基盤整備と、木材生産の効率化に繋がるＩＣＴ等の先端技術の活用促進に対する支援
- ＣＯ２の森林吸収量を確保するために必要な間伐等の森林整備に対する支援
- 公共建築物や民間の住宅・非住宅における国産材の積極的な利用を促す支援制度の充実
- 森林認証材の需要拡大や供給体制の強化の取組への支援

1 現状・課題

- ・ 本県の民有人工林の約9割は、木材資源として利用可能な時期を迎えていることから、木材の安定供給体制の確立と増産に向けた取組に加えて、その利用を促進していく必要があります。
- ・ 本県は、木材生産量50万m³／年を目標に、森林資源の循環利用による林業成長産業化と森林の多面的機能を維持・増進する「ふじのくに林業成長産業化プロジェクト」に取り組んでいますが、令和6年は住宅需要の低迷から41万m³となりました。
- ・ しかし、県内の木質バイオマス発電施設の整備が進んだことから、チップ用材の需要が急速に高まっており、多様な木材需要に対する安定供給体制の構築がこれまでに以上に求められています。
- ・ このためには、作業道や林業機械等の基盤整備と、森林資源の把握や生産管理、施業の効率化等にＩＣＴ等の先端技術を積極的に導入し、木材生産の効率化を一層進める必要があります。
- ・ また、間伐や主伐後の再造林などを着実に進めていくことで、ＣＯ２の森林吸収量を確保するとともに、再造林時には、花粉の少ないスギ苗木等に植え替えることにより、社会的な問題となっている、スギ花粉症の花粉発生源対策にも寄与します。
- ・ 同時に、国産材の利用促進のため、シンボル性の高い公共建築物等での率先利用の継続や、脱炭素社会の実現やＳＤＧｓの推進を契機として利用拡大が期待される非住宅分野での活用に向けた支援が必要です。
- ・ 民間企業等による一層の木材利用を促進していくためには、木材利用の環境価値を「見える化」することが重要であり、森林認証制度はこのようなニーズに合致することから、森林認証材の需要拡大と供給体制の強化への支援が必要です。

【県担当課】 森林計画課・森林整備課・林業振興課

2 本県の取組

- ・木材の生産性向上のため、林業・木材産業循環成長対策交付金等を活用し、林業機械導入や路網整備等による基盤強化、中間土場の整備や木材生産と流通のデジタル化などに取り組んでいます。
- ・本県の木材生産量 50 万 m³／年の目標達成に向け、製材、合板から木材チップに至るまで、各用途の需要に対応する「木材生産と流通の最適化」や、「木質バイオマスの供給体制の整備」に取り組んでいます。
- ・一貫作業システムやエリートツリー苗木などの新技術を活用した低コスト主伐・再造林の促進に取り組んでいます。
- ・3次元点群データ解析による高精度森林情報により把握した生産適地の団地化、団地内の木材生産や路網の計画の作成、基盤整備など、需要変動に対応可能な生産団地づくりに取り組んでいます。
- ・CO₂の森林吸収量を確保するために必要な間伐や主伐後の再造林などを着実に進めていくため、森林環境保全直接支援事業等を活用し、林業経営体に対し、森林経営計画に基づく森林整備の支援に取り組んでいます。
- ・県産材の利用拡大を推進するため、民間の住宅・非住宅建築への助成や公共部門において率先して利用するとともに、製材工場等の J A S 認証取得に対する支援などに取り組んでいます。
- ・本県には、県営林等を核としたグループ認証により、全国 5 位の森林認証林（F M）と、木材加工工場（C o C）が各流域に整備され、17 万 m³ の森林認証材製品の供給体制を構築しています。
- ・森林認証取得者の森林集約化や生産基盤整備の支援、住宅・非住宅建築における県産森林認証材製品の使用量に応じた助成額の加算により、森林認証材の供給体制の強化と利用の促進に取り組んでいます。

11 持続可能な水産業の推進

[要望・提案先：農林水産省]

【要望・提案事項】

- 自主的な資源管理措置や食害等の影響を考慮した資源評価の実施と、漁業種類や地域の実情に応じた資源管理の推進
- 栽培漁業を推進するための施設整備に関する国庫補助事業の十分な予算の確保と継続的な執行を可能とする制度の柔軟な運用
- 海洋環境の変化が漁場形成に及ぼす影響を把握するための、広域的な海洋環境調査・研究の充実
- 漁業学校等で学ぶ若者に対する資金交付支援の継続及び必要な予算の確保
- 新規漁業就業者確保のための講習会開催に対する助成の継続及び必要な予算の確保

1 現状・課題

- ・ 現在、国が進めている資源評価は、漁獲量等の情報に基づいていますが、漁獲量は、漁業者の自主的な資源管理措置による獲り控えのほか、海洋環境の変化や食害生物の影響などによっても変動するため、これらの影響を考慮した資源評価の実施が必要です。
- ・ 資源管理の推進に当たっては、国と漁業者の間で意見交換が尽くされ、漁業者の理解が十分得られる形で資源管理体制の構築を進めることが重要です。また、漁業者は、漁業種類や地域の実情に応じた自主的な資源管理に従来から取り組んでおり、資源管理体制は、これらを尊重したものとするのが求められます。
- ・ 栽培漁業については、国の栽培漁業基本計画に基づき、県の第八次基本計画を策定し、この基本計画を実現するため、水産業競争力強化緊急施設整備事業及び水産環境整備事業を活用し、令和7年度から令和9年度まで種苗生産施設の建替工事を予定しております。当該工事の実施に当たっては、計画的な予算配分と共に、種苗生産を継続しながらの建替工事となるため、複数年度に渡って事業実施できる運用が求められます。
- ・ 海洋環境の変化については、これまで、各都道府県が沿岸海域を中心に各種の調査を行ってきましたが、資源管理の推進に当たっては、精緻な資源評価が求められることを踏まえ、広域的な海域においては、国が主体となり、漁場形成等に対して海洋環境の変化が及ぼす影響について、調査・研究を実施していくことが強く望まれます。

【県担当課】水産振興課・水産資源課

- ・ 漁業就業者については、長期減少傾向にあるとともに、高齢化も進行している中で、遠洋・沖合の操業に必要な海技士免許取得者が減少しており、次世代を担う質の高い漁業就業者の確保、育成、定着に対する継続的な取組が必要となっています。
- ・ 本県では、県立の漁業高等学園を設置し、大型漁船の幹部漁船員候補者の育成を専門的に実施しているところであり、国の「経営体育成総合支援事業」により、1人当たり年間最大150万円の就業支援資金が交付されています。また、同事業内の長期研修は沖合沿岸漁業の雇用確保に活用されています。これらの効果は高く、交付を希望する全員が交付を受けられる予算の確保が求められています。
- ・ 海技士不足への対策として、船舶職員養成講習会を開催しており、焼津市は講習会に対して地方交付税を財源に支援を行っているところであり、引き続き、予算の確保が必要です。

2 本県の取組

- ・ 本県では、漁獲量や環境データを収集し、水産研究・教育機構へ提供することで国が行う資源評価に貢献しています。
- ・ また、県は、静岡県資源管理方針に基づき、本県の管轄する水面の資源評価及び資源管理を推進し、漁業者は、資源管理協定を締結し、小型魚の保護や操業区域の制限などの自主的な資源管理を実践しています。
- ・ 栽培漁業のために静岡県漁業振興基金や全国豊かな海づくり推進協会と連携しながら稚魚放流や市場調査を実践しています。また、放流種苗の目標生産数を達成するため、種苗生産施設の再整備を進めており、新施設の新築に当たっては水産庁補助金（水産業競争力強化緊急施設整備事業及び水産環境整備事業）の活用を予定しています。
- ・ 海洋環境調査については、近隣県と連携し、衛星、調査船、沿岸域の協力機関による観測データを収集、解析し、漁業者への情報提供を行うとともに、蓄積した調査結果等を外部の研究機関とも共有・活用できるデータプラットフォームを構築しています。
- ・ 県立漁業高等学園は、昭和45年の創立以来、令和6年度までに1,033人の卒業生を輩出しており、毎年度の卒業生は県内新規漁業就業者の約3割を占めています。
- ・ 焼津市の支援を受けて焼津漁業協同組合が行う船舶職員養成講習会について、研修会場である県立漁業高等学園の会議室を無償貸与するとともに、一部費用を補助しています。

12 農林水産物の輸出拡大のための支援の充実

[要望・提案先：農林水産省]

【要望・提案事項】

- 日本産食品への放射性物質の影響に関する、国内外への正確かつ迅速な情報発信と、輸出相手国が定めるその他の輸入規制緩和への働きかけ及び海外での安全性のPR活動の強化
- 生産地（都道府県）別の輸出品目・額の把握

1 現状・課題

- ・ 国が令和2年11月に決定した「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」では、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円という輸出額目標を設定しており、国を挙げて積極的に輸出拡大に取り組んでいるところです。
- ・ 本県においても、国の施策を活用するほか、県独自の施策を展開するなど、ふじのくにマーケティング戦略に基づき、海外戦略5品目（茶、いちご、わさび、温室メロン、日本酒）を中心とした県産品の輸出促進に積極的に取り組んでいます。
- ・ 県産品の輸出拡大のためには、課題となる以下の貿易障壁の解消と輸出環境の整備が必要です。
- ・ 令和7年4月現在でも、6の国・地域において、福島第一原子力発電所事故による日本産食品の輸入規制が取られています。輸入規制を取る国・地域に対して、科学的根拠に基づく正確な情報発信と、緩和要請、さらに日本産食品の品質の高さや安全性のPRを行うことが必要です。
- ・ また、令和5年8月のALPS処理水海洋放出に伴い、中国、ロシアにおける日本産水産物の輸入が全面的に停止される事態となったことから、一刻も早い輸入停止措置の解除等に向けて、両政府等に対して、科学的根拠に基づく正確な情報を示し、即時に撤廃するよう強く求めるとともに、現地の実需者やバイヤー、消費者に対し、これらの情報が十分に伝達されるよう、安全性に関する発信のさらなる強化が必要です。
- ・ 輸出相手国ごと、品目ごとに、残留農薬や食品衛生等の様々な規制が輸出拡大の障壁となっており、二国・地域間協議等を通じた規制緩和の早期実現が必要です。
- ・ 輸出拡大の施策を効率的に展開していくためには、本県の輸出品目・額を把握する必要がありますが、現状では、正確な実態の把握ができていません。現在公表されている貿易統計では税関別の輸出額は公表されているものの、生産地別の輸

【県担当課】 マーケティング課

出額は公表されていません。輸出拡大に向け、生産地（都道府県）別の輸出額を把握する手段が必要です。

2 本県の取組

- ・ 本県では、中部横断自動車道、清水港など県内インフラの有効活用や、輸出に取り組む事業者の支援、海外現地での支援体制の強化に取り組んでいます。
- ・ 具体的には、中央日本四県（静岡・山梨・長野・新潟）が連携し、各県産品を中部横断自動車道を活用して集め、本県産品と合わせて清水港から輸出する商流、物流の構築に取り組んでいます。
- ・ また、ふじのくにマーケティング戦略において海外戦略品目に位置づける品目等の輸出拡大のためのフェアを海外の各国で展開しているほか、輸出商社等と連携し、輸出先の市場環境に応じた最適なスキームの構築により、輸出に取り組む県内事業者の裾野の拡大に取り組んでいます。
- ・ さらに、輸出に取り組む支援体制を強化するため、「ふじのくに通商エキスパート（輸出支援の専門家）」を本県海外駐在員事務所（中国、韓国、東南アジア、台湾）に配置しています。

13 家畜伝染病防疫体制の強化

[要望・提案先：農林水産省]

【要望・提案事項】

- 家畜伝染病に係る輸入検疫等の水際対策の強化
- アフリカ豚熱ワクチンの早期実用化及び豚熱ワクチン接種指針の策定
- 殺処分鶏を緊急的に市町の施設で焼却処理できる体制の確保
- 家畜衛生及び野生イノシシ対策の十分な予算確保

1 現状・課題

- ・ 近隣諸国では、アフリカ豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病が継続的に発生しており、国内侵入の危険は常に高い状況にあることから、国は、全国の国際空海港で輸入検疫、靴底消毒、検疫探知犬の活動等の水際対策を実施しています。
- ・ 国内で発生した豚熱は、海外から不正に持ち込まれた畜産物によってウイルスが侵入した可能性が高いと考えられ、国内では、野生イノシシ、人及び物を介して野生イノシシへの感染が広がっています。
- ・ アフリカ豚熱は、国内では発生国からの旅客携帯品の豚肉製品等からウイルスや遺伝子が確認されています。韓国では令和5年12月以降、日本への直行フェリー乗場がある釜山周辺において、アフリカ豚熱に感染した野生イノシシが確認されており、現在も韓国内で発生が継続していることから、日本国内へのウイルス侵入リスクが高い状態が続いています。
- ・ 訪日外国人数はコロナ禍以前を上回る過去最高となっており、今後も増加が見込まれるため、AIを活用したX線画像解析による輸入禁止品の摘発等の水際対策の更なる強化が必要です。
- ・ 各国でアフリカ豚熱のワクチン開発を進めていますが、現在、日本で認可を受けたワクチンはありません。万一、国内にアフリカ豚熱が侵入した時に備え、有効性及び安全性が確認されたワクチンの実用化が必要です。
- ・ 北海道以外の都府県において飼養豚への豚熱ワクチン接種を行っているにもかかわらず、各地で豚熱の発生が継続しています。豚熱の発生リスクを低減させるため、十分な免疫が付与される接種指針を国が策定することが必要です。

【県担当課】畜産振興課

- ・ 高病原性鳥インフルエンザ発生時には、まん延防止のため迅速な防疫措置が必要です。鶏の処分に当たっては、埋却地から漏出した液体が周辺環境を汚染した事例を踏まえ、焼却処分が有効であり、一般廃棄物処理施設(焼却施設)を緊急的に利用できる体制の制度化が必要です。
- ・ 野生イノシシから飼養豚への豚熱等の感染リスクを低減させるため、野生イノシシの捕獲を強化し、生息密度を低下させる等の対策が必要です。
- ・ 家畜衛生及び野生イノシシ対策の推進に当たり「消費・安全対策交付金」の充当率が50%に満たないため、十分な予算確保が必要です。

2 本県の取組

- ・ 令和元年11月から飼養豚への豚熱ワクチン接種を開始し、半年ごとの免疫付与状況確認検査を継続していますが、子豚の抗体陽性率は低い傾向であり、接種日齢の調整や、より詳細な検査の実施及び複数回の接種で抗体陽性率の向上に努めています。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザや豚熱の発生防止のため、出入口の消毒等、県内全ての飼養施設に対し、飼養衛生管理基準の遵守を指導するとともに、発生に備え防疫資材の備蓄を行っています。また、毎年、防疫作業の協定締結団体向けの研修会及び防疫演習を行っています。
- ・ 万一、国内にアフリカ豚熱が侵入した場合に備え、野生イノシシにおけるアフリカ豚熱防疫演習を実施し、関係者間の連携を強化します。
- ・ 消費・安全対策交付金を活用し、家畜伝染病の監視体制の強化、防疫演習の実施、牛海綿状脳症検査、野生イノシシの検査等、県における家畜防疫体制の強化及び家畜衛生対策の推進を図っています。

14 工業用水の安定供給の確保

[要望・提案先：総務省・経済産業省]

【要望・提案事項】

- 工業用水の安定供給のための施設更新の推進[経済産業省]
 - ・ 計画的かつ着実に施設更新を実施するため、複数年度にわたる事業計画を考慮した補助採択と十分な予算の確保
 - ・ 改築事業の補助採択と補助率引上げ及び強靱化事業の補助率引上げ
 - ・ 施設更新に伴う既存施設の撤去費用の補助対象化
 - ・ 管路の老朽化に伴う事故を未然に防ぐための調査・点検及び、管路の強靱化を目的とした自立型管更生工法等コスト削減に資する新技術を用いた工事の補助対象化
 - ・ 工業用水道施設の災害復旧事業に係る国庫負担法の適用
- 工業用水道事業の健全経営の推進[総務省・経済産業省]
 - ・ 耐震化など政策上の要請への対応に要する経費に係る地方公営企業繰出基準の見直し

1 現状・課題

○工業用水の安定供給のための施設更新の推進

- ・ 県内の多くの工業用水道は昭和 40 年代に建設され、管路の更新時期を迎えています。本県では、中長期の更新計画により計画的に更新を進めていますが、安価で安定的な供給を維持するためには、財源確保が必要不可欠であり、改築事業の補助採択と補助率引上げ及び強靱化事業の補助率引上げが必要です。
- ・ 県内の工業用水道施設には、複数年債務での更新が必要なものが数多くありますが、工業用水道施設に係る国庫補助は単年度採択のため、計画的な事業実施に必要な次年度以降の財源の確保が大きな課題となっています。
- ・ 管路や設備の更新では、断水や停電をすることが出来ないため、新設管や新たな設備の設置・切り替え後に既設管や既存設備の撤去を行います。特に、交通量の多い幹線道路や市街地での既設管撤去工事は、新設管埋設工事と同程度の費用が発生し財源の確保が課題となっています。
- ・ 工業用水道の管路の大部分は公道に埋設されており、社会問題となっている道路の陥没や漏水等の事故を未然に防ぐには、新技術を活用した調査や定期的な詳細点検が不可欠ですが、多大な費用を伴うことが課題となっています。また、既設管を有

【県担当課】経営課

効活用する新技術等によりコスト削減を図っても、補助対象にならない場合があるほか、補助採択においては考慮されていないなどの課題もあります。

- ・近年は、能登半島地震など大規模な地震が多発しています。現行の工業用水道事業費補助金の採択基準では、一般災害の場合、工期が1年未満の緊急工事、かつ補助対象総事業費2億円以上とされており、極めて厳しい基準となっています。また、上水道施設には令和6年4月から最大で全額補助となる公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法が適用されていますが、工業用水道施設には適用されていません。

○工業用水道事業の健全経営の推進

- ・工業用水道事業は、地域経済の発展や雇用の確保に重要な役割を果たしているとともに、大規模災害により給水が停止した場合、企業の生産活動が停止するなど社会に大きな影響を与えるため、施設の強靱化を図る必要があります。一方で、現行の地方公営企業繰出基準は、「消火栓等に要する経費」のほか、対象事業の限定が無い「脱炭素化の取組に要する経費」等のごく限られた経費しか認められていません。

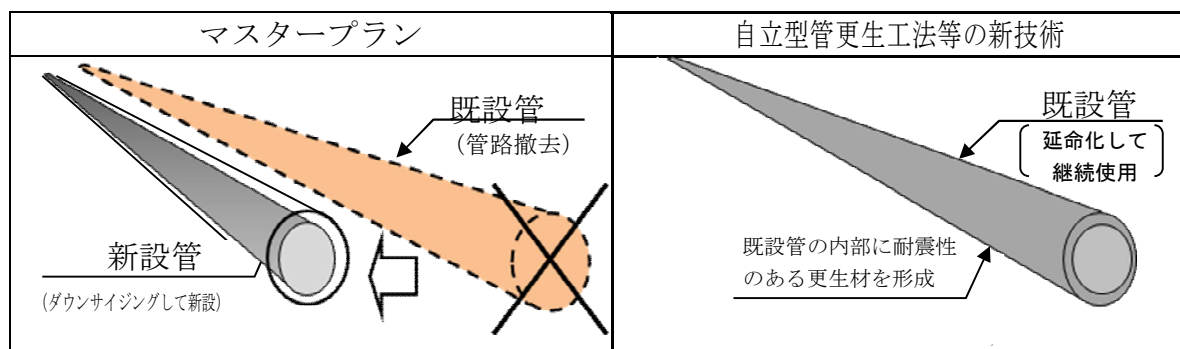
2 本県の取組

○工業用水の安定供給のための施設更新の推進

- ・本県では工業用水の安定供給を目指して、耐震化や将来の水需要予測を踏まえた基本計画となる「マスタープラン」を策定しました。これをもとに60年間の収支を踏まえた「経営戦略」を策定し、経営の安定を図るよう取り組んでいます。
- ・マスタープランに基づくダウンサイジングにより更新事業費を2,173億円削減することとしています。既設管を有効活用する新たな管路整備手法の導入などにより、さらに590億円の削減を目指しています。

<新たな管路整備手法>

既設管の内部に耐震性のある更生材を形成し、既設管の延命化による更新費用の削減を図る（自立型管更生工法等の新技術）。



環境・

エネルギー

15 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

[要望・提案先：内閣府・文部科学省・農林水産省・
経済産業省・国土交通省・環境省]

【要望・提案事項】

- 脱炭素社会の実現に必要な財源の確保と地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の補助要件の緩和[環境省]
- ブルーカーボン等、新たな吸収源対策を踏まえた温室効果ガス吸収量の算定方法の確立[環境省]
- 産業分野におけるカーボンクレジットの活用に向けた研究開発及び取組の支援拡充[内閣府・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省]

1 現状・課題

- ・ 県では、温室効果ガス排出量を 2030 年度に 2013 年度比 46.6%削減する目標を掲げ、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進していくこととしています。
- ・ 脱炭素社会の実現に向けて、県内の市町も国や県と同等の目標を掲げ、それぞれの地域において脱炭素化に向けた取組を計画的に推進するためには、地方の実情に応じた安定的で活用しやすい財源の確保とともに、再生可能エネルギー等の導入を促進するため地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の補助要件の緩和が必要です。
- ・ また、「脱炭素化推進事業債」の事業期間が令和 7 年度までとなっており、令和 8 年度以降大きな財政負担が生じることになります。脱炭素化の推進は、国と地方が一体となって取り組むべき優先課題であり、財源について、国がその責任において継続的かつ安定的に確保することが必要です。
- ・ さらに、カーボンニュートラルを目指す上では、省エネや再生可能エネルギー導入等による、温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、今後は、削減しきれない温室効果ガスを吸収する、吸収源対策も重要となります。
- ・ 県では、従来の森林吸収源の確保に加え、農地土壌、ブルーカーボンなど新たな吸収源の確保を見込んでいますが、吸収量の算定方法が確立されていないものもあることから、国において予定されている新たな吸収源の評価等の調査事業の結果を踏まえて、早急な算定方法の確立が必要です。
- ・ 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、産業分野におけるカーボンクレジットの活用が注目されています。こうした中、二酸化炭素を吸収・固定する吸収源対策を促進するには、藻場の造成や回復などの取組への支援や、間伐など森林整備のための J-クレジット制度の活用に向けた支援が重要です。

【県担当課】環境政策課、エネルギー政策課

2 本県の取組

- ・ 静岡県地球温暖化対策実行計画では、2050年の脱炭素社会の実現を目指し、「徹底した省エネルギー対策等の推進」、「再生可能エネルギー等の導入・利用促進」、「技術革新の推進」、「吸収源対策の推進」の4つを施策の柱と定め、取組を推進していきます。
- ・ 市町の温暖化対策のため、有識者による国や企業、先進自治体の取組等に関する勉強会の開催に加え、市町の環境審議会への参画等、積極的な支援をしています。
- ・ 「美しく豊かな静岡の海を未来につなぐ会」での海洋環境を守る活動を通じて、藻場の保全・回復への取組を支援しています。また、藻場の回復に資する研究開発などを実施しています。
- ・ 森林由来のクレジットの創出にあたり、県営林では、3次元点群データを活用した簡易な手法による認証・発行取り組み、林業経営体等へ普及を図っています。

16 エネルギー政策の推進

[要望・提案先：経済産業省・国土交通省・環境省]

【要望・提案事項】

- 再生可能エネルギー固定価格買取制度の効果的な運用と情報開示の徹底、F I T 認定失効制度の厳格な運用[経済産業省]
- 再生可能エネルギーの導入に係る規制の適正化と地域共生への配慮
[経済産業省・国土交通省・環境省]
- 再エネ等の発電設備の高効率化や蓄電池の性能向上、水素及びアンモニア等に係る基盤技術開発への更なる支援[経済産業省]

1 現状・課題

＜現状＞

- ・国は、令和7年2月、「第7次エネルギー基本計画」を閣議決定し、安全性を大前提に、エネルギーの安定供給を第一とし、経済効率の向上により国際的に遜色ない価格でエネルギーを供給するとともに、同時に環境への適合を図ることを掲げています。
- ・また、D XやG Xの進展による電力需要増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源を確保できるかが我が国の産業競争力に直結することから、第7次エネルギー基本計画と同時に「G X2040 ビジョン」を策定し、G Xに向けた投資を後押しすることとしています。
- ・令和6年4月に改正された再エネ特措法では、経済産業大臣の認定に当たって説明会等の実施を求めることとされました。

＜課題＞

- ・再生可能エネルギーの導入拡大のため、固定価格買取制度の効果的・合理的な運用を図るとともに、事業計画認定等の状況をより詳細、迅速に公表することが求められます。
- ・県内では、景観や眺望の阻害、環境破壊、災害リスクなどの懸念から大規模な太陽光発電設備等の設置の規制を求める動きもあります。再生可能エネルギーの導入については、規制緩和が原則ではあるものの、地域の事情にも十分配慮するよう、事業を実施する事業者周辺地域への影響に関する地域の懸念への対応や、適正な管理を徹底させる必要があります。
- ・F I T法の改正により令和4年度から認定失効制度が施行されており、運転開始が見込めない案件については、実態に応じ厳格に対応する必要があります。

【県担当課】エネルギー政策課

- ・カーボンニュートラル社会を実現するためには、発電設備の高効率化や、蓄電池の性能向上、水素やアンモニアの利活用、ICT技術で制御された地域自立型エネルギーシステムの構築など、基盤技術の開発が不可欠です。
- ・カーボンニュートラルの達成には、あらゆる分野での取組が必要となりますが、脱炭素化への関心はあるものの具体的な取組に至らない企業が見受けられます。

2 本県の取組

- ・本県では、「ふじのくにエネルギー総合戦略」に基づき、再生可能エネルギーの導入拡大とエネルギーの地産地消の推進により、一極集中型のエネルギー供給体制から、災害に強い小規模分散型の供給体制への移行を目指すとともに、「企業脱炭素化支援センター」の設置や様々な産業分野でのカーボンクレジット創出支援等を通じ、県内企業を支援していきます。
- ・「静岡県創エネ・蓄エネ技術開発推進協議会」では、エネルギー関連技術の研究者と県内企業とのマッチングを促進し、技術開発を支援するとともに、同協議会の中に「水素部会」を立ち上げ、県内企業の水素関連産業への参入を促しています。
- ・水素・燃料電池分野の先進県である山梨県と連携し、両県企業による交流会や先進的な取組を行っている企業の視察会を開催するほか、首都圏で開催される展示会（H2 & FC EXPO 水素・燃料電池展）に共同出展し、国内外の企業とのビジネスマッチングを図っていきます。
- ・国の産業技術総合研究所と県内企業の共同研究により高度な研究開発を行う企業を支援する先端企業育成プロジェクト推進事業では、カーボンニュートラルの取組を優先採択することとしており、県内企業が抱える技術開発上の隘路の克服を図っています。

17 長期間放置された産業廃棄物の処理に対する支援

[要望・提案先：総務省・経済産業省・環境省]

【要望・提案事項】

- 産業廃棄物に係る排出事業者並びに処理業者の責任強化及び「生活環境の保全上の支障」の明確化[経済産業省・環境省]
- 原因者不明等により長期間放置された産業廃棄物の処理を行う市町村に対する支援制度の創設[総務省・環境省]

1 現状・課題

- ・ 産業廃棄物の不適正処理事案において、県が廃棄物処理法上の措置を尽くしても、原因者の不明、死亡、資力不足等により当該廃棄物が撤去されことなく長期間放置される場合があります。
- ・ 生活環境保全上の支障やそのおそれがあると判断できない場合には、行政代執行されず、災害等による廃棄物の飛散・流出などの将来的なリスクが継続します。
- ・ 廃棄物処理法では「生活環境の保全上の支障」の規定が明確ではなく、措置命令や行政代執行による支障除去を判断することが難しいため、法令改正により県が迅速に必要な指導や行政処分を行えるよう、具体的に規定することが必要です。
- ・ 撤去について汚染者負担の原則を徹底するためには、排出事業者による営業供託金制度を創設し、社会全体として長期間放置された廃棄物を処理する財源を確保するほか、不適正処理を行った複数の排出事業者における責任範囲を明確にできない場合でも連帯して処理責任を負うなど、法令改正により処理業者及び排出事業者の責任を強化する仕組みの創設が必要です。
- ・ 産業廃棄物が周辺環境へ与える影響を懸念する住民の意識が高まっています。住民にその撤去を求められ、処理責任はないが自らが撤去・処理することとなった市町村又は都道府県に対して、国による支援制度の創設が必要です。

2 本県の取組

- ・ 産業廃棄物の不法投棄を防止するため、監視・指導を強化するとともに、市町や県民と連携し、不法投棄の未然防止や早期発見に取り組んでいます。
- ・ 「不適正処理廃棄物撤去事業費助成」制度により、令和5年度から地域の良い生活環境を維持するため、生活環境保全上の支障が生ずる前に、市町自らが長期間放置された産業廃棄物を撤去する事業に対して負担軽減を講じています。

【県担当課】 廃棄物リサイクル課

18 廃棄物の適正処理・リサイクルの推進

[要望・提案先：環境省]

【要望・提案事項】

- P C B 廃棄物の処理に対する支援制度の拡充及び高濃度 P C B 廃棄物の確実な処理体制の確保
- ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化の推進に対する支援継続
- 災害廃棄物処理対策の実効性を高めるための指針の明示

1 現状・課題

- ・ 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」において処理期限が定められている P C B 廃棄物については、低濃度 P C B 廃棄物の処分期限である令和 9 年 3 月までの継続支援が保証されておらず、民間事業者や自治体が行う処理に対する支援が十分とは言えない状況にあります。
- ・ 高濃度 P C B 廃棄物の処分を行う、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（J E S C O）が今後廃止される予定になっていますが、高濃度 P C B 廃棄物が新たに発見される可能性もあり、それらが速やかに処理される体制の確保が必要です。
- ・ ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化（以下、「広域化等」という。）を図るため、県では令和 4 年度から令和 13 年度の 10 年間を計画期間とする「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」を策定しましたが、広域化等を推進していくためには、県が実施する広域化計画の見直しに係る業務委託費及び事務費、市町等が実施する広域化・集約化の実現可能性調査に係る業務委託費等への継続的支援が必要です。
- ・ 令和 7 年 3 月に発表された南海トラフ巨大地震の被害想定による災害廃棄物発生想定量は本県第 4 次地震被害想定を大きく上回り、仮置場の確保は非常に難しい状況となっています。
- ・ 災害廃棄物仮置場について、国有地の提供に関する緊密な情報共有や民間事業者への提供の働きかけだけでなく、民地の自由な売買を制限することによる税制優遇措置など、民地を仮置場候補地として選定しやすい環境づくりが必要です。
- ・ さらに、災害廃棄物は、廃棄物処理法上の一般廃棄物に分類されるものの、平時には産業廃棄物として処理される性状の廃棄物も災害廃棄物に含まれているといった特徴を有するため、多くの市区町村では、既存の廃棄物処理のノウハウだけでは災害廃棄物を適正に処理することが困難な状況にあります。

- ・ そのため、発災後を見据えた平時からの備えが必要であり、国においては、災害廃棄物の排出時点における仮置場確保の優先順位等、これまでの経験から得た仮置場の設置・運営や処理に関する知見を地方自治体に共有するとともに、災害廃棄物処理計画の基礎となる考え方を示すことが求められます。

2 本県の取組

- ・ 法定期限までに確実に処理するよう、P C B廃棄物等の所有者の把握や、対象者への指導、県民への周知・広報等に取り組んでいます。
- ・ ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に当たっては、令和3年度に策定した「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」に基づく市町等による施設整備を推進しています。
- ・ 本県では、災害廃棄物処理計画を令和7年度に水害対策を踏まえたものに改定するほか、令和8年度には南海トラフ巨大地震による各市町の被害想定を踏まえたものに改定する予定です。今後、改定した計画を踏まえた災害廃棄物処理計画の改定を県内市町に促していきます。

19 水環境中の未規制化学物質対策の推進

[要望・提案先：環境省]

【要望・提案事項】

- P F A Sの科学的知見に基づく対策とリスクコミュニケーションの推進
- 濃度低減、ばく露低減のためのP F A S対策技術の早期確立

1 現状・課題

- ・水質汚濁にかかる人の健康の保護に関する「要監視項目」であるP F O SとP F O Aが、全国の公共用水域や地下水で国の暫定目標値 50ng/L を超過する事例が散見され、国民の関心が高まっている状況にあります。
- ・P F A Sについては人への健康被害について確定的な知見が示されておらず、影響を不安視する県民も少なくありません。
- ・県民の不安解消に向け、引き続き国内外の健康影響に関する知見の集積に努めるとともに、新たな知見について速やかに情報発信していくなど、リスクコミュニケーションの推進が必要です。
- ・暫定目標値を超過した地域においては、排水、地下水のほか、土壌においても高濃度のP F A Sが確認されています。このうち、土壌については分析法や目標値が定まっておらず、また、国内外で様々な濃度低減、ばく露低減の対策技術が提案されていますが、効果的な対策は確立されていない状況であり、早期の技術確立が必要です。

2 本県の取組

- ・令和5年度から、公共用水域におけるP F O S、P F O A（要監視項目）、P F H x S（要調査項目）の調査を政令市等と連携して実施しています。

20 水道事業の基盤維持・強化のための施策の推進

[要望・提案先：国土交通省]

【要望・提案事項】

- 水道施設耐震化、水道事業基盤強化のための支援制度の充実
 - ・ 県等の整備計画に対する十分な予算措置
 - ・ 水道事業者等に対する補助制度について、自然災害に備えた水道施設の耐震化、大規模な施設整備等に要する十分な財源の確保及び長期的な支援
 - ・ 水道事業者等が自ら行う人材確保に係る支援制度の拡充
 - ・ 広域化に係る水道基盤強化に要する経費を対象とする補助率の引上げ、事業体数等の補助要件の撤廃などの制度の拡充
 - ・ 管路の老朽化に伴う事故を未然に防ぐための調査・点検費用の補助対象化
- 簡易水道事業等への支援制度の充実
 - ・ 防災・安全交付金の補助対象外とされる特定簡易水道事業や特定飲料水供給施設に係る距離要件の撤廃

1 現状・課題

○水道施設耐震化、水道事業基盤強化のための支援制度の充実

- ・ 国は、水道の基盤強化による安全な水の供給、水道の持続性の確保等を目指して、一定の要件を満たした市町や水道事業者等には施設整備に係る財政措置を講じています。
- ・ 基盤強化方策の一つとして、県は、広域連携の推進等を行う役割が示されています。
また、県が推進する施策に要する費用の2分の1は、国から交付金措置されますが、令和7年度当初予算等において、県の整備計画に対する交付金が十分に措置されませんでした。このため、基盤強化に係る計画策定や広域連携に係る市町との議論に遅れが生じ、市町の水道事業経営にも大きな影響を及ぼすことが懸念されます。
- ・ さらに、基盤強化には浄水場や配水池、管路等の施設整備だけでなく、最近の自然災害を考慮した重要給水施設の耐震化や、それらを管理・運営する水道事業者の技術職員の確保も課題となっています。防災・安全交付金の事業メニューの拡大等、財政面での長期的な支援が求められるなか、本県内の水道事業者等による令和7年度当初要望に対して、国から十分に予算措置されていないため、施設整備等が進まず、耐震化等の更なる遅れが懸念されます。

【県担当課】水資源課・経営課

- ・ 国の社会資本総合計画に記載された基幹事業に係る補助率については、下水道の広域化事業が2分の1であるのに対して、水道の広域化事業は3分の1となっています。上下水道一体の効率化を図る上では、水道の広域化事業に係る補助率の引上げが必要です。
- ・ 広域化による基盤強化の推進に当たっては、3以上の水道事業者等の広域化のみが支援制度の対象となっているため、広域化による施設の効率的運用の進捗が停滞しており、実現性が担保されない懸念があります。国が推進する広域連携の動きを活性化させるためにも、これら要件の撤廃が必要です。
- ・ 水道の管路の大部分は公道に埋設されており、社会問題となっている道路の陥没や漏水等の事故を未然に防ぐには、新技術を活用した調査や定期的な詳細点検が不可欠ですが、多大な費用を伴うことが課題となっています。

○簡易水道事業等への支援制度の充実

- ・ 本県には、地理的条件などから、特定簡易水道事業や特定飲料水供給施設として継続せざるを得ない水道が多く存在しています。これらの施設整備が国庫補助事業や国庫交付金の対象でないため、老朽化施設の更新や耐震化対応が必要であるにもかかわらず、水道事業体の財政基盤が脆弱で資金確保に苦慮しており、整備が進んでいない状況です。

2 本県の取組

○水道施設耐震化、水道事業基盤強化のための支援制度の充実

- ・ 県内の水道事業者等では、これまでも、「生活基盤施設等耐震化交付金」（厚生労働省）や「防災・安全交付金」（国土交通省）等の国の交付金制度を活用し、水道管路の緊急改善や重要給水施設としての配水管の整備等を行ってきました。
- ・ 県では、静岡県水道広域化推進プランに基づき、県内の5つの圏域ごとの広域化に取り組んでいます。
- ・ 県企業局の榛南水道と大井川広域水道企業団の大井川広域水道では、協定を締結し、令和11年の事業統合に向けて、両水道を連結する管路の設計、工事等を進めています。

○簡易水道事業等への支援制度の充実

- ・ 国の政策に合わせて小規模な水道の統合を進め、県内の簡易水道事業が、令和5年度末に104事業体となっています。

21 国立公園の環境保全対策及び利用の推進

[要望・提案先：環境省]

【要望・提案事項】

○ 南アルプス国立公園の適正な保護及び利用の推進

- ・高山植物やライチョウ等の生態系を一体的に保全するための広域的かつ抜本的な対策の実施
- ・公園区域の拡張等公園計画の早期見直し及び国によるビジターセンターの整備と職員が常駐する保護官事務所の設置
- ・中央新幹線事業者が行う南アルプスの自然環境保全のための的確な調査と実効性のある保全措置への助言及び確認

○ 富士箱根伊豆国立公園における富士山の環境保全対策

- ・富士箱根伊豆国立公園内の富士山の利活用と調和した環境保全活動の拠点となるビジターセンターの整備

1 現状・課題

- ・近年、南アルプス国立公園内において、高山植物に対するニホンジカの食害が顕著となり、ほぼ全域でお花畑の消失や衰退が進行しているため、お花畑を生息地、エサ場としているライチョウや高山蝶等の絶滅につながる恐れがあります。
- ・これらの生物を保全するためには、防鹿柵の整備や、登山者の増加に伴う踏み荒らし防止策など、先手を打った高山植物保護対策等が求められています。
- ・自然環境の変化への対応や、多様な自然環境の保全と生物多様性の確保を図るため、公園区域の拡張などの公園計画の早期見直し及び国によるビジターセンターの整備と職員が常駐する保護官事務所の設置が必要です。
- ・中央新幹線建設工事により、地下水位が低下し、希少な生態系に影響を及ぼす可能性が懸念されています。将来にわたり、国民の貴重な財産である南アルプスの自然環境に影響を与えることがないよう、南アルプスユネスコエコパークの理念と整合を図りながら中央新幹線事業者が行う南アルプスの自然環境保全のための的確な調査と実効性ある環境保全措置が実施されるよう、国が助言していく必要があります。
- ・世界文化遺産富士山において緊急的な課題であったし尿やごみの対策は、改善が図られてきましたが、依然としてマナーやルールを無視した来訪者による負荷増大が懸念されています。そのため、富士山の利活用と調和した環境保全活動やマナー啓発、情報発信の拠点となるビジターセンターの国による整備が必要です。

【県担当課】 自然保護課・生活環境課

2 本県の取組

- ・ 本県では、応急的に、防鹿柵の整備などの保護対策をボランティアと連携して実施しています。また、希少野生動植物を絶滅の危機から守り、生物多様性が保全された自然環境を後世に継承するため、希少野生動植物保護条例を制定し、条例に基づく種の指定を行いました。
- ・ 南アルプス国立公園に配置されている自然公園指導員の活動を補完するため、ボランティアの方々を高山植物保護指導員に委嘱し、保護活動を実施しています。
- ・ 中央新幹線建設工事が南アルプスの自然環境に及ぼす影響の回避・低減を図るため、静岡県中央新幹線環境保全連絡会議を開催し、中央新幹線事業者と保全対策等について対話を重ねています。
- ・ 国内外の多くの方に南アルプスを守る取組に御賛同いただき、豊かな自然環境を次世代につないでいくために、南アルプス環境保全基金を活用し、生態系の保全と魅力発信等に取り組んでいます。
- ・ 富士山の環境保全対策について、①環境負荷の軽減（富士山クリーンアップの推進）、②富士山保全意識の高揚、③生物多様性の確保の3本柱により推進しています。

22 鳥獣対策の推進

[要望・提案先：農林水産省・環境省・防衛省]

【要望・提案事項】

○ 鳥獣被害防止対策への支援

- ・ 鳥獣捕獲等被害防止対策に係る予算の確保と年度をまたいで集中捕獲できる補助制度の運用[農林水産省・環境省]
- ・ 自衛隊による組織的な支援をはじめとした演習場内でのニホンジカの捕獲対策の推進[防衛省]
- ・ 国が管理する国有林内等におけるニホンジカの更なる捕獲の強化[農林水産省・環境省]

○ 野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対策への支援[環境省]

- ・ 調査機材の購入や、監視業務・簡易検査業務の委託等、野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対策に係る財政的支援制度の創設

1 現状・課題

- ・ 野生鳥獣による自然生態系への影響や農林業被害は深刻化している一方で、狩猟者の約5割が60歳以上となっており、高齢化に伴う狩猟者の減少により、捕獲対策の推進に支障を来す恐れがあります。
- ・ このような中で、計画的捕獲や被害防止目的の捕獲及び予防対策を着実に実施するためには、指定管理鳥獣捕獲等事業や鳥獣被害防止総合対策交付金による継続的な支援が必要不可欠です。
- ・ ニホンジカの妊娠時期に当たり、個体数調整の効果が高い3月～5月にかけての集中捕獲を円滑に行うためには、年度をまたいだ補助制度の運用が必要です。
- ・ 陸上自衛隊東富士演習場内及びその周辺は、ニホンジカの生息密度が高く、東富士演習場使用協定の更新協議の際に、地元から演習場内外の山林・農地への被害対策を強く要望されていることから、自衛隊による組織的な支援をはじめとした演習場内及びその周辺での捕獲対策を進める必要があります。
- ・ 広大な国有林を中心に、ニホンジカの高密度化が進むとともに生息区域が拡大し、農林業を中心に被害を与えています。国による本格的な捕獲も実施されています。

【県担当課】 自然保護課・食と農の振興課

が、被害を抑えるためには一層の捕獲の強化が必要です。

- ・ 高病原性鳥インフルエンザの発生は、家畜産業への影響に加え、我が国の生物多様性保全にも大きな影響を及ぼします。鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第3条に基づく「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」において、野生鳥獣の感染症に対する都道府県の役割として、「野生鳥獣の感染状況に関する情報収集や調査を始め、関係部局と連携したサーベイランス等の対策を実施する」と規定されています。しかしながら、高病原性鳥インフルエンザの発生抑制と被害の最小化を図るための調査機材の購入や獣医師等による簡易検査などの費用負担は大きく、財政的支援制度の創設が必要です。

2 本県の取組

- ・ 本県では、狩猟者の確保・育成を図るため、安全な狩猟や事故の適切な対応に関する研修会を実施するとともに、静岡県猟友会が取り組む、狩猟者の確保・育成や狩猟事故防止の取組を支援しています。また、地域において総合的な被害防止対策を組み立て、指導できる人材育成を目的に、野生鳥獣の生態や被害防止対策等の知識・技術を習得する研修会を実施しています。
- ・ 鳥獣保護管理法に基づく第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）を策定し、指定管理鳥獣捕獲等事業や鳥獣被害防止総合対策交付金を活用してニホンジカの個体数の削減に取り組んでおり、年間約2万頭を捕獲していますが、依然として推定生息頭数は高い水準にあります。

伊豆・富士地域におけるニホンジカ捕獲頭数と推定生息数推移 （単位：頭）

地域		R 元	R 2	R 3	R 4	R 5
伊豆	捕獲頭数	12,489	15,913	15,100	13,213	13,141
	生息頭数	40,100	35,900	30,700	26,700	21,900
富士	捕獲頭数	5,557	7,607	7,739	6,974	6,335
	生息頭数	20,200	18,700	16,900	15,300	14,700

- ・ 県内又は近隣都県において、家畜又は野鳥、飼育鳥で高病原性又は低病原性鳥インフルエンザが発生した際には、交差感染を防止するため、野鳥における簡易検査業務を、（公社）静岡県獣医師会が実施しています。

23 環境影響評価制度における更なる住民意見の反映

[要望・提案先：環境省]

【要望・提案事項】

○ 計画段階環境配慮書の手続における地域住民意見を一層反映する仕組みの整備

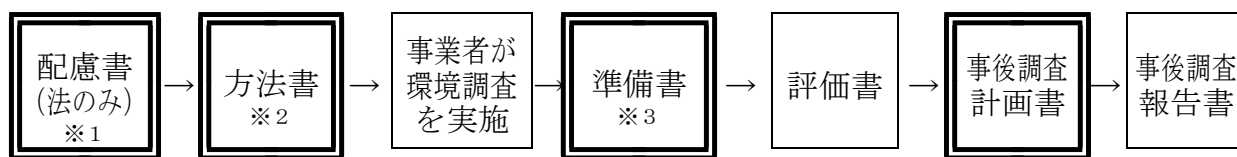
1 現状・課題

- ・環境影響評価法の配慮書手続には、住民説明会の開催が義務付けられておらず、事業計画の早期の段階で、住民が事業者から事業内容の説明を受け、直接意見を述べる機会がありません。このため、環境影響評価手続が進む中で、住民とのトラブルが生じる事例があります。
- ・より早期に事業者と住民がコミュニケーションを深めることにより環境影響評価手続が円滑に進むよう、配慮書の手続においても住民説明会等の開催を求める必要があります。

2 本県の取組

- ・地元の強い反対がある事業については、環境影響評価手続での住民説明会のほか、環境影響評価の手続開始前においても、事業者に住民への丁寧な説明を求めています。

【参考：環境影響評価手続の流れ】（☐は知事意見を述べる手続）



- ※1 配慮書 計画段階において配慮事項の検討結果を記載したもの（法対象事業のみ）
- ※2 方法書 環境影響評価を行う方法を記載したもの
- ※3 準備書 環境影響評価の結果について意見を聴くための準備として作成したもの

観 光 ・
交 流 ・
インフラ

24 インバウンドの地方誘客の拡大とデータマーケティングによる再来訪促進・消費拡大等の取組支援

[要望・提案先：国土交通省]

【要望・提案事項】

- インバウンドの地方誘客の促進と地方における受入環境整備の支援の強化
- データマーケティングによる再来訪促進・消費拡大等の取組支援の強化
- ユニバーサルツーリズムの推進に向けた受入環境整備の支援の強化

1 現状・課題

＜インバウンドの地方誘客の促進と地方における受入環境整備の支援の強化＞

- ・国は、「観光立国推進基本計画」において、3つの柱の一つに「地方を中心としたインバウンド誘客の戦略的取組」を掲げ、戦略的な訪日プロモーションの実施等の取組を推進しています。
- ・しかし、我が国の令和6年のインバウンドが約3,700万人、その消費額が8兆円を超える中、外国人宿泊者数の約7割は三大都市圏に集中し、依然として地方誘客が進んでいない状況にあります。
- ・令和6年の外国人延べ宿泊者数は令和元年度比で全国では141.5%と大幅に増加していますが、静岡県では77.4%とコロナ禍前に及ばない状況であり、インバウンド需要の取込み拡大が課題となっています。
- ・こうした現状を踏まえ、JNTOの訪日マーケティング戦略における地方誘客の取組強化や、地域における高付加価値旅行者の受入れ環境整備の支援の継続・強化、インバウンド客の伊豆半島地域への周遊を促進するための駿河湾フェリーを活用した取組への国の支援が必要です。

＜データマーケティングによる再来訪促進・消費拡大等の取組支援の強化＞

- ・観光庁の「観光DXの推進に関するあり方検討会」最終報告では、旅行者の移動・宿泊・購買データ等を用いたマーケティングによる再来訪促進・消費拡大に取り組み、観光地経営を高度化する方向性が示されました。
- ・こうしたデータは観光庁の統計、(公社)日本観光振興協会の観光DMP等で一部が入手可能となっていますが、市町ごとの旅行消費額や、インバウンドをはじめとした立ち寄り施設別の人流データ等は提供がされておらず、再来訪促進・消費拡大の施策立案に当たっては、これらのデータを手軽に入手できる環境整備が必要です。
- ・このため、公的統計や全国プラットフォームにおけるデータの充実を図るとともに、市町やDMO単位など、より詳細な分析が行えるよう、ライセンス式である民間データ調達の経費に対する支援の強化が必要です。

【県担当課】観光政策課・観光振興課

<ユニバーサルツーリズムの推進に向けた受入環境整備の支援の強化>

- ・国は、今後増加が見込まれる高齢者等の旅行需要を喚起し、ユニバーサルツーリズムの普及・定着を促進するため、観光施設における心のバリアフリー認定制度の周知や認定施設の情報発信、宿泊施設の客室・浴室のバリアフリー化の支援など、ソフト・ハードの両面から環境整備を進めています。
- ・一方で、本県が令和6年度に実施したユニバーサルツーリズムに関するアンケート調査では、県内の宿泊事業者、観光事業者、旅行会社等の約5割がユニバーサルツーリズムに関する情報を得る機会が少なく取組方法が分からないと回答し、また、車椅子対応の客室がある宿泊施設は約2割に留まるなど、県内観光施設等における受入環境は、十分とはいえない状況にあります。

2 本県の取組

- ・本県では、体験型アクティビティ事業を実施するとともに、東アジアや欧米豪に県駐在員事務所や営業拠点を設置し、インバウンド誘客のための情報発信や営業活動に注力しています。
- ・また、本県の多彩で高品質な食材や食文化を活かしたガストロノミーツーリズムや、歴史・文化資源を活用した広域周遊など、付加価値の高いテーマ性のあるツーリズムを推進しています。
- ・富士山静岡空港の国際定期路線再開に向けたプロモーションやファムトリップの実施、清水港等におけるクルーズ船の受入れ環境整備と誘致活動を推進しています。
- ・海路による伊豆半島への移動手段を確保し、観光客の人流を創出するため、駿河湾フェリーの運航支援や、ターミナルの移転による乗船アクセスの改善、乗船者向けの商品造成に取り組んでいます。
- ・観光産業の人手不足対策として、宿泊業に勤める方の住環境を改善するための社員寮の更新・改修や、デジタル技術の導入による業務効率化の支援を行っています。
- ・国内外からの教育旅行等を誘致するため、専門人材を活用した営業活動の強化、海外の教育関係者への説明やファムトリップの実施、受入調整窓口の設置に取り組んでいます。
- ・訪日旅行者の旅行満足度を高める質の高いガイドの育成や、インバウンドを呼び込む高付加価値宿泊施設の誘致の促進に取り組んでいます。
- ・県内観光施設の情報や旅行者データ等を蓄積した「観光デジタル情報プラットフォーム」を活用し、旅行者に最適な観光情報を提供するとともに、デジタルスタンプラリーによる旅行者データの収集・蓄積や、専門家によるデータ分析、市町の伴走支援に取り組んでいます。
- ・高齢者、障害者など、誰もが安心して旅行を楽しめる観光地域づくりを推進するため、旅行中の移動支援にかかる実証事業や、宿泊施設や観光施設等のバリアフリー化に資する改修等に対する支援を行っています。

【県担当課】観光政策課・観光振興課

25 道路整備の推進

[要望・提案先：国土交通省]

【要望・提案事項】

○ 高規格道路網等の整備推進と利活用

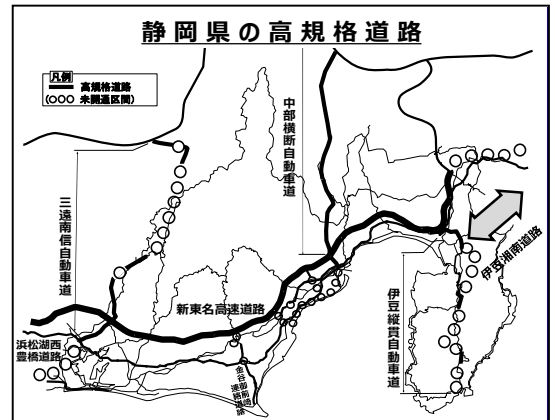
- ・ 新東名高速道路（新御殿場 I C より東側）の早期開通
- ・ 伊豆縦貫自動車道等の整備推進及び早期事業化
- ・ 三遠南信自動車道の整備推進
- ・ 主要幹線道路（国道 1 号、国道 138 号、国道 139 号等）の整備推進
- ・ 県境を越える浜松湖西豊橋道路及び伊豆湘南道路の早期実現

○ 地方における道路整備の推進

- ・ 金谷御前崎連絡道路をはじめとした主要幹線道路や県民生活に直結する生活道路の整備、交通安全対策等、地方が真に必要な道路整備を着実に実施するための財政支援

1 現状・課題

- ・ 高規格道路や一般国道等から成る基幹的な道路ネットワークの構築は、社会経済活動の基盤であり、広域的な交流を促進するために必要不可欠です。
- ・ 本県の東西軸となる新東名高速道路は、令和 3 年 4 月までに新御殿場 I C 以西が開通し、様々なストック効果が発現しており、この効果を県全域に波及するために、新御殿場 I C より東側の開通が重要となります。
- ・ 一方、南北軸となる伊豆縦貫自動車道や三遠南信自動車道は、並行する国道 414 号、国道 152 号において、大雨・土砂災害により頻繁に通行止めが発生し、住民生活に多大な影響が生じていることから、未開通区間の早期開通が必要です。
- ・ 国道 1 号や国道 138 号、国道 139 号などの主要幹線道路の整備は、物流の効率化を図り、交通混雑を緩和するとともに、県土の均衡ある発展や県民生活の安全確保の観点からも重点的に取り組む必要があります。
- ・ 県境を越える浜松湖西豊橋道路や伊豆湘南道路は、広域幹線道路網を形成し、観光交流の拡大や物流の効率化による産業振興などに寄与するため、早期実現が必要です。



【県担当課】道路企画課

- また、県内の道路事情は、全国でワースト1位の人口10万人当たりの人身交通事故発生件数、慢性的な都市部の交通渋滞、6割程度に留まる道路改良率、災害等による通行止めの多発など、質・量ともに不十分な状況です。

静岡県の道路状況

人身交通事故発生件数（率）	525件/人口10万人・年（R5）	ワースト1位
道路法上の道路の改良率	61.1%（R5.3）	全国28位
高規格幹線道路の整備率	84.8%（R6.3）	全国平均87%
災害等による通行止め回数	75回（R6）	

- 急速に進む道路施設の老朽化対策と合わせ、地域活性化や安全・安心な暮らしに不可欠な地域の道路整備を着実に進めるため、国庫補助や交付金等の財政支援措置による道路予算の確保が必要です。
- 南海トラフ巨大地震等の発生が危惧される本県において、道路法面对策や道路施設の老朽化対策など、国土強靱化地域計画に基づく防災・減災対策の推進が重要であり、「国土強靱化実施中期計画」により、これまでのペースを緩めることのない例年以上の予算・財源の確保が必要です。

2 本県の取組

- 本県では、他県や沿線市町等と連携し、高規格道路等の早期開通、早期事業化を国及び中日本高速道路株式会社に働き掛けています。
- 幹線道路を中心とした道路ネットワークの充実や生活を支える地域道路の整備、道路施設の耐震対策を推進するとともに予防保全管理による橋梁、トンネル、舗装等の長寿命化に取り組んでいます。
- 国土強靱化地域計画に基づく道路ネットワークの機能強化、道路法面对策、道路施設の老朽化対策などに重点的に取り組んでいます。

26 鉄道の安全性と利便性の向上への支援

[要望・提案先：国土交通省]

【要望・提案事項】

- 地域鉄道の安全運行を確保するための、鉄道軌道安全輸送設備等整備や車両検査にかかる補助事業の確実な予算の確保
- 鉄道施設災害復旧事業の国庫補助率の引上げ、災害認定要件の緩和及び支援対象事業の充実など、災害復旧制度の見直し
- 利便性の向上のため、交通系ＩＣカードが広域的に利用できる環境が早期に整備されるよう、次の取組に対する国の支援拡大や補助制度の拡充
 - ・ 交通系ＩＣカードの利用エリアをまたいで乗車した場合、容易に精算を行えるＩＣカード対応自動精算機の増設
 - ・ 地域鉄道における、交通系ＩＣカードの利用エリアの拡大・年間維持費の低減

1 現状・課題

- ・ 本県の地域鉄道 7 社 8 路線は、地域住民の日常生活等に不可欠な交通手段として重要な役割を果たしていますが、旅客収入は、リモートワークなどの普及による人々の行動変容により新型コロナ前の水準まで回復せず、鉄道の安全運行を確保するための施設の安全対策等を、十分に進めることができない状況となっています。
- ・ 地域鉄道の自然災害からの復旧に関しては、全国的な課題となっておりますが、本県においても、大井川鐵道本線が令和 4 年 9 月の台風第 15 号により被災し、39.5 k m の運行区間のうち 20.0 k m が運行再開されたものの、経営環境が厳しいことから残りの 19.5 k m については事業者が費用を捻出できない状況となっています。
- ・ 鉄道軌道整備法では、鉄道事業者がその資力のみによっては当該災害復旧事業を施行することが著しく困難であると認められるときは、国は予算の範囲内で当該災害復旧事業に要する費用の一部を補助するとされていますが、その補助率が 4 分の 1 以内であることから、事業者負担が大きくなっています。
- ・ また、非常災害等でかつ復旧された鉄道施設を公的主体が保有するなどの条件が整えば、国の補助率が 2 分の 1 以内の特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業の活用が可能となり、残りを地方が負担する場合には、さらに地方負担額の 95% に普通交

【県担当課】 地域交通課

付税措置がされますが、採択条件が厳しいことから、これまでに同事業が適用されたのは三陸鉄道、南阿蘇鉄道、上田電鉄、くま川鉄道のみとなっています。

- ・この特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業の前提となる非常災害等の指定は、これまで東日本大震災、平成 28 年熊本地震、令和元年台風第 19 号、令和 2 年 7 月豪雨など 8 件の災害のみであり、激甚災害になっただけでは、鉄道に甚大な被害があっても事業の活用ができません。
- ・自然災害に伴う鉄道施設の復旧については、経営環境の厳しい地域鉄道にとっては大きな負担となっています。鉄道は地域の基幹的公共交通機関として、重要な役割を果たしていることから、早期復旧を実現することが必要です。
- ・本県内の交通系 I C カードサービスについては、T O I C A エリアと S u i c a エリアにおいて提供されていますが、函南駅と熱海駅間に J R 東海と J R 東日本の管轄区域の境界があることから、県内で交通系 I C カードを利用した場合、東海道本線で完結する移動であっても入場駅と出場駅でエリアをまたがる移動は、窓口での精算が必要であるなど、広域的に利用できる環境が整備されていません。
- ・J R 東海では、令和 3 年 3 月に T O I C A エリアを熱海駅・国府津駅まで拡大し、一部利便性の向上が図られましたが、エリアまたがりの移動についてはこれまでどおり精算が必要であり、利便性が損なわれています。
- ・県内 J R 駅には、またがり利用の精算が容易に行える I C カード対応精算機が 14 駅に設置されていますが、その他の駅への増設が求められています。
- ・また、広域における利便性向上のために、利用エリアの拡大と併せて地域鉄道においても J R 各社の交通系 I C カードを利用可能とする機能の拡大や導入費及び年間維持費の低減に向けた取組などが求められています。

2 本県の取組

- ・鉄道事業者が実施する安全対策等に対し、国と協調して支援しています。
- ・大井川鐵道の災害復旧に対しては、県・沿線市町にて鉄道事業者が負担すべき部分について支援する方針を令和 7 年 3 月 28 日に関係者間で合意しました。
- ・定期的に J R 東海に対し、交通系 I C カードのまたがり利用を可能とするよう要望するとともに、当面の対応として、I C カードでのまたがり利用に対応可能な自動精算機の導入拡大を要望しています。

27 交通空白の解消に向けた支援

[要望・提案先：国土交通省]

【要望・提案事項】

- 地方自治体の公共ライドシェア導入が進むよう、配車アプリや管理システムの導入及び利活用や、利用者及びドライバーの安全安心対策、異業種連携など、地方自治体が実施する取組に対する補助について、国の緊急対策事業の継続及び実装後の運行費用への補助メニューの拡大
- 公共ライドシェアを含む地域交通が抱える課題に取り組む地方自治体に対し、国から、助言やコーディネートができる人材の派遣・育成などの支援の継続

1 現状・課題

- ・人口減少・少子高齢化が全国的に進行する中、運転免許を返納した高齢者をはじめ、住民の移動手段の確保に対する不安が高まっています。
- ・また、乗合バスや鉄軌道路線の減便・廃止、バスやタクシードライバーの減少が進み、公共交通の確保は危機的な状況となっています。
- ・その結果、日常生活や観光の足が確保できない「交通空白」が生じ、特に、過疎地や中山間地では、移動手段の確保が課題となっています。
- ・こうした交通空白の解消に向け、国では、道路運送法第78条第2号に基づく自家用有償旅客運送制度、いわゆる「公共ライドシェア」制度の要件緩和や、同条第3号に基づく自家用車活用事業、いわゆる「日本版ライドシェア」の創設を行いました。さらに「交通空白」解消本部や交通空白解消・官民連携プラットフォームを設置し、地方自治体や交通事業者、民間事業者等とともに交通空白の解消に向けた取組を始めました。
- ・また、国の令和6年度補正予算及び令和7年度予算において「交通空白」解消緊急対策事業が創設され、3年間、集中的に財政支援するとの方針が示されました。
- ・実証運行から社会実装に向けては、幹線バスの確保維持費補助のような、実装後の運行費の支援が必要不可欠です。
- ・今後、地方自治体の取組を更に加速するためには、国による、地方自治体への財政支援や人材派遣の継続が必要不可欠です。

【県担当課】地域交通課

2 本県の取組

- ・本県では、交通空白の解消に向けて、有効な対策の一つとして考えられる公共ライドシェアを県内全域に積極的に展開していくために、令和6年9月に、県地域公共交通活性化協議会の下に、国・県・市町・県バス協会及び県タクシー協会を構成員とするライドシェア専門部会を立ち上げました。
- ・また、公共ライドシェア等の導入に取り組む市町や団体に対し、先進事例を紹介する研修会や、個別課題解決に向けたアドバイザー派遣を行っています。
- ・さらに、国の創設した「交通空白」解消緊急対策事業を活用し、地域の人材や車両等の多様な地域資源の活用可能性の調査を進めています。
- ・引き続き、地域の実情に応じて、共助型交通をはじめとする公共ライドシェアなどを市町や団体が導入することができるよう伴走支援していきます。

28 港湾機能（物流・人流）強化に向けた支援

[要望・提案先：国土交通省]

【要望・提案事項】

- コンテナ貨物の増加に対応したコンテナターミナルの岸壁延伸（清水港）
- 安定的な港湾活動を支える防波堤整備推進及び泊地航路の水深確保支援（清水港・御前崎港・下田港・田子の浦港）
- 船舶の大型化やクルーズ船等の寄港に対応した岸壁等の港湾施設の予防保全事業等の推進及び支援（清水港・御前崎港・田子の浦港・伊東港）
- 沿岸漂砂による航路埋没を防ぐため、国直轄予防保全事業にて実施中の流入土砂対策を県が継続するための補助等の創設（田子の浦港）
- 魅力ある水辺空間や賑わいの創出に向けた緑地の整備推進のための支援（清水港・田子の浦港）

1 現状・課題

- ・ 清水港新興津ふ頭では、コンテナやパルプ貨物量が増加し船舶が大型化していることから混雑や滞船が発生しており、岸壁の延伸を推進し海上輸送が効率化することで、製紙産業などの地域の基幹産業の競争力強化を図る必要があります。
- ・ 港湾の機能を維持・発現するため、防波堤の整備・粘り強い構造化や航路の保全等を引き続き実施する必要があります。
- ・ 船舶の大型化等に対応するため、岸壁等の港湾施設の予防保全や改良を引き続き実施する必要があります。
- ・ 伊豆半島を含む県東部地域から甲信地域までの石油供給拠点であり、防災拠点港湾でもある田子の浦港において、沿岸漂砂等の流入によって港内の水深不足が顕著となり、船舶の入港に支障が生じているため、港口の予防保全事業を県として継続することで、港湾機能を持続的に確保していく必要があります。
- ・ 清水港における港湾等の開発により失われた美しい海岸を取り戻すための人工海浜や緑地など魅力ある水辺空間や、田子の浦港の緑地周辺における賑わい創出のための歩行空間の形成に向けた整備を引き続き実施する必要があります。

【県担当課】 港湾企画課・港湾振興課・港湾整備課

2 本県の取組

- ・ 港湾施設の老朽化に対し、「予防保全管理」によって計画的なメンテナンスを推進し、維持管理・更新に係るトータルコストの縮減と機能維持に努めています。
- ・ 清水港では、新興津地区において船舶の大型化に対応したコンテナクレーンの供用を開始し、延伸する岸壁背後のふ頭用地整備事業に着手するなど港湾機能の強化に努めています。
- ・ セミナーや視察会、利用者説明会などのポートマーケティング活動を通して、港湾の利用促進に努めています。

29 航空航路再開などに向けた支援

[要望・提案先：経済産業省・国土交通省]

【要望・提案事項】

- 空港業務人材（グランドハンドリング、保安検査）の確保支援の継続・強化
[国土交通省]
- 国際線の早期の運航再開及び再開後の定期路線の維持に向けた航空会社に対する運航支援の確実な実施・継続・強化、航空燃料の安定的な供給への対応
[経済産業省・国土交通省]
- 空港における保安検査の実施主体及び費用負担見直しに対する、地方の状況や意向の十分な反映 [国土交通省]
- 地方と地方を結ぶリージョナル航空及び地方空港への安定運航等に向けた支援
[国土交通省]

1 現状・課題

＜空港業務人材（グランドハンドリング、保安検査）の確保支援の継続・強化＞

- ・グランドハンドリングや保安検査といった空港業務を担う人材は、厳しい労働環境や他業種と比較して低賃金にある等といった理由から以前から人材不足の状態にありましたが、その後、新型コロナウイルス感染症の拡大による航空需要の減少を受け、人材不足が一層加速しました。
- ・航空機の離発着に不可欠な空港業務における人材不足は、国際線の新規就航や増便、復便に向けて最大の課題となっています。
- ・国は、各年度の当初予算などにおいて、急速な観光需要の回復に対応し、空港機能が持続可能な形で維持・発展できるよう、空港業務を担う人材の確保・育成等に対する補助制度を設けていますが、地方の独立系の事業者においては、いまだ人材不足の状況が続いています。
- ・今後も見込まれる航空分野の人材不足解消を目指すべく、より多くの専門性・技能を有し即戦力となる外国人人材を確保するため、航空分野の特定技能試験実施国を拡大するなどの体制の拡充が必要となります。
- ・グランドハンドリング事業者においては、航空分野における特定技能外国人人材確保に向けた取組をすでに開始していますが、日本語教育の実施など、受入企業が行う外国人の人材育成に対する負担の軽減も求められます。

＜国際線の早期の運航再開及び再開後の定期路線の維持に向けた航空会社に対する運航支援の確実な実施・継続・強化、航空燃料の安定的な供給への対応＞

- ・政府は「観光立国推進基本計画」において、2030年目標として訪日外国人旅行者数6,000万人を掲げる中、航空旅客の増加に伴い、成田と羽田の2つの首都圏空港の

【県担当課】空港管理課・空港振興課

受入能力が限界に達しつつあります。目標の達成には、こうした基幹空港のみならず、最盛期（平成 27 年度）に約 389 千人、搭乗者の約 55%を国際線旅客が占めた富士山静岡空港をはじめ、地方空港における国際線の新規就航や復便が不可欠です。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響等により欠航や一部運休が発生した富士山静岡空港の国際線は、訪日誘客支援空港に対する国の支援制度等を活用し、ソウル線を皮切りに、上海線など一部の中国路線の運航が再開されました。
- ・一方で、コロナ禍前には運航していた中国・台湾の各路線が再開しておらず、引き続き、航空会社に対する働きかけを継続・強化する必要があります。
- ・このためには、令和 5 年度まで実施されてきた訪日誘客支援空港への着陸料等の支援も必要であることから、早期に支援を再開するとともに、補助率の引上げや支援内容の充実が求められます。
- ・さらに、航空会社に運航再開や新規就航等の意向があっても、石油元売会社からの航空燃料が確保できず、運航再開等の時期が遅れるといった支障が生じています。

＜空港における保安検査の実施主体及び費用負担見直しに対する、地方の状況や意向の十分な反映＞

- ・国では、増加する空港需要の「量」への対応、保安検査の「質」の高度化、旅客の利便性を両立させた適切かつ確実な保安検査へ改善するため、有識者による検討会を重ね、令和 5 年 6 月に、「空港における旅客の保安検査の実施主体及び費用負担の見直しの方向性」（以下、「見直しの方向性」という。）を取りまとめました。
- ・「見直しの方向性」では、保安検査の実施主体について、現在の航空会社から空港管理者に移行すること、保安検査の費用負担については直接の受益者である旅客とともに、空港管理者のみならず国、航空会社といった関係者の一定の負担からなる仕組みの構築の検討が必要、という一定の方向性が示されています。
- ・しかし、地方管理空港においては規模や立地状況などが異なることや、現状、先に述べたとおり保安検査を担う人材が不足していること、さらに、コロナ禍で疲弊した地域経済の回復が道半ばであり、新たな財政負担が生じることは地方自治体の財政に大きな影響を及ぼす可能性がある等の理由から、実施主体及び費用負担の見直しにあたっては、拙速な議論を進めることなく、地方の状況や意向を十分に聴取するなど、慎重に検討を進める必要があります。

＜地方と地方を結ぶリージョナル航空及び地方空港への安定運航等に向けた支援＞

- ・地方と地方を直接結ぶリージョナル航空と地方空港は、訪日外国人の消費拡大や地域経済活性化に果たす役割が大きいのみならず、高齢者の足を支える生活基盤として重要な役割も果たしています。

- ・一方、地方間路線は需要規模が小さく、燃料費高騰や円安等も重なり、採算確保が難しいという構造的な問題を抱えていることから、安定運航等に向けた支援が必要との声が航空会社や地方空港の関係者から上がっています。

2 本県の取組

＜空港業務人材（グランドハンドリング、保安検査）の確保支援の継続・強化＞

- ・本県では、県のほか、運営権者や空港業務を担う事業者等から構成する空港ワーキングを通じて、人材不足に関する課題を把握・共有するとともに、こうした事業者等が国の補助制度も活用し、人材確保や育成に対する取組を支援しています。
- ・外国人材を受入れる事業者の負担を少しでも軽減できるよう、本県における特定技能外国人材確保支援施策の紹介や外国人技能者等の支援を行う団体の情報提供を行っています。

＜国際線の早期の運航再開及び再開後の定期路線の維持に向けた航空会社に対する運航支援の確実な実施・継続・強化、航空燃料の安定的な供給への対応＞

- ・航空燃料の供給不足については、定期便やチャーター便の就航調整の初期段階から、航空会社、運営権者、県等の関係者で情報を共有するとともに、国が設置した「航空燃料供給不足に関する相談窓口」に相談をしています。
- ・本県及び運営権者は、訪日誘客支援空港に対する国の補助制度がなくなった令和6年度以降も、これまでと同様に航空会社に対する補助制度を設け、早期運航再開及び再開後の路線の維持について、航空会社に対する働きかけを行っています。

＜空港における保安検査の実施主体及び費用負担見直しに対する、地方の状況や意向の十分な反映＞

- ・航空会社や運営権者が実施する、保安検査機器の購入・設置に係る経費や保安検査関係経費に対する補助制度を設けています。

＜地方と地方を結ぶリージョナル航空及び地方空港への安定運航等に向けた支援＞

- ・国会議員有志による「リージョナル航空・地方空港活性化議員連盟」が令和4年4月に設立されました。設立総会には、リージョナル航空と地方空港の一層の活性化を目指し、リージョナル航空事業者、空港ビル会社、国、静岡県を含む15県が参加しました。本県からはリージョナル航空事業者と富士山静岡空港の運営権者が出席し、リージョナル航空事業者と地方空港が直面する課題の現況説明を行いました。

こども・
教育

30 少子化対策の推進

[要望・提案先：内閣府・厚生労働省・文部科学省]

【要望・提案事項】

○ 少子化対策の総合的な推進[内閣府]

- ・ 地方が創意工夫し、地域の実情に応じた独自の少子化対策を推進できるよう、地域少子化対策重点推進交付金の事業要件の更なる緩和、補助率の現状維持及び恒久化

○ 地域における子育ての支援[内閣府・厚生労働省・文部科学省]

- ・ 1歳児の保育士配置基準の改善及び全産業の民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善の早期実施
 - ・ 保育所等整備の支援等のための十分な財源の確保
 - ・ 放課後児童クラブの待機児童の解消や児童の安全確保を図るため、職員の処遇改善に係る補助の拡充や補助要件の緩和など対策の強化
 - ・ 保育所等運営における物価高騰の影響を十分に反映した公定価格の設定
 - ・ 子育て家庭の経済的負担の軽減（物価高騰の影響緩和策、保育料の完全無償化、子育て家庭に対する税制上の優遇措置並びに健康保険料及び年金保険料の減免）
 - ・ こども誰でも通園制度における地域の実情に応じた柔軟な運用
 - ・ こどもの貧困の解消に向けた対策として、教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援等、様々な世帯の状況に応じたきめ細かい支援を充実するための、地方自治体が行う施策への十分な財政措置
 - ・ 児童福祉法による児童入所施設措置費における学習塾費用の単価引上げ
 - ・ ひとり親家庭を支援するための各家庭に応じた総合的かつ利用しやすい支援制度の創設
- #### ○ 保護や支援を必要とする子どもと家庭への取組[内閣府]
- ・ 児童養護施設等の被虐待児受入加算費の適用期間の延長及び発達障害児を受け入れた場合の加算制度の創設
 - ・ 児童養護施設等の入所児童や里親へ委託されている児童の進学や就職に係る自動車運転免許費用の助成の実施
- #### ○ 仕事と家庭との両立の推進[厚生労働省]
- ・ 短時間勤務制度や在宅勤務など多様な働き方の推進及びパート、派遣労働者等の働きに見合った適正な処遇についての企業に対する指導・徹底

- ・ 仕事と生活の調和を図るための職場優先意識の改革、労働時間法制の厳格な運用、フレックスタイム制度等の柔軟な働き方を支える労働時間制度の普及促進
- ・ 一般事業主行動計画策定促進に向けた中小企業のインセンティブの拡大

1 現状・課題

- ・ 人口動態統計（概数）によれば、令和6年の合計特殊出生率は前年から0.05ポイント減少（静岡県は前年から0.06ポイント減少）し1.15（静岡県1.19）となり、依然として人口置換水準を大きく下回っています。
- ・ 本県では、令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、国がこども施策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」が同年12月に閣議決定されたことを受け、新たにこども・若者及び子育て当事者に関する施策の新たな指針となる「しずおかこども幸せプラン」を策定し、施策を一元的に推進していくことで、ライフステージを通じた切れ目ない支援を行っています。
- ・ 「しずおかこども幸せプラン」で目指す、結婚や出産、子育ての選択ができ、結婚やこどもを産み育てたいと望むすべての人の希望がかなえられる社会を実現するためには、より一層の施策の充実が必要です。
- ・ 子ども・子育て支援新制度において、保育士の職員配置の改善に伴う加算は、平成27年度に3歳児について創設され、令和6年度からは4歳以上児についても職員の配置基準が改善されました。1歳児については令和7年度より加算措置がされたところですが、配置基準そのものの改善が求められています。
- ・ 令和6年賃金構造基本統計調査を元にこども家庭庁が作成した資料によると、保育士の平均月収は、全職種の平均月収より、約6万円低い状況にあり、保育士の勤務実態に合った適正な給与水準となるよう、処遇改善が不可欠です。
- ・ 電力・ガス等の価格高騰が保育所等の経営や子育て家庭の家計を圧迫していることから、物価高騰時においても安定した施設運営ができる制度や安心して子育てができる施策が求められています。
- ・ こども誰でも通園制度については、令和8年度からの本格実施に向けた法改正が行われましたが、利用可能時間の拡大等、地域の実情に応じた柔軟な運用が求められています。
- ・ こどもたちの現在及び未来が、その生まれ育った環境に左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖しないようにするため、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進にあたっては、地域の実情に応じたきめ細かな施策が必要です。
- ・ 文部科学省の「令和5年度子供の学習費調査」によると、一般の高校生の学習塾費用の平均支出額は月額約31,540円です。措置費は、月額20,000円（高校3年生のみ月額25,000円）を上限として支弁されていますが、平均支出額を下回っている状況であり、措置費の単価引上げが必要です。

【県担当課】 こども政策課・こども未来課・こども家庭課・私学振興課・産業人材課

- ・ひとり親家庭は依然として厳しい経済状況に置かれており、実効性のある支援施策が必要です。
- ・被虐待児や発達障害児は処遇が難しいことが多く、受け入れる施設側の負担も大きいことから、加算制度の拡充が求められています。
- ・児童養護施設等の入所児童等については、経済的状況や社会的自立を支援する観点から、自動車運転免許費用の助成が求められています。
- ・静岡県雇用管理状況調査によれば、令和6年度の県内の男性育児休業取得率は44.1%となり、前年の27.8%と比較して大幅に増加しているものの、女性の取得率85.9%と比較すると低い水準にとどまっています。

2 本県の取組

- ・令和7年度からこども若者施策に関して、静岡県の全庁をたばねる司令塔として「こども若者政策部長」を新設しました。こども若者政策部長は、教育委員会事務局の理事を併任し、福祉と教育の橋渡し役も担っています。加えて、新たにこども政策課を新設するなど、こども若者施策の推進体制を強化しました。
- ・市町別の合計特殊出生率と人口の社会増減及び影響を及ぼす地域力を分析し、その結果を見える化した「ふじのくに少子化突破戦略の新・羅針盤」を作成し、その分析結果を踏まえて企画、立案した効果的な事業を行う市町に助成する「ふじのくに新・少子化突破展開事業費助成」など、市町と連携を図りながら、少子化対策に取り組んでいます。

本県予算額の推移

(単位：千円)

年度	事業名	予算額
令和6年度	ふじのくに新・少子化突破展開事業費助成	100,000
令和7年度	ふじのくに新・少子化突破展開事業費助成	99,000

- ・一般の高校生の学習塾費用の平均支出額と措置費による支弁額の差額について、県内政令指定都市（静岡市・浜松市）と歩調を合わせ、県内統一の支援を令和7年度から新たに開始しています。

31 学級編制基準の見直しと公立学校教職員定数の改善及び弾力的活用の推進

[要望・提案先：文部科学省]

【要望・提案事項】

- （全校種）教職員定数改善計画の策定・実施及び加配定数の弾力的な活用の実施
- （義務）義務標準法の改正による中学校全学年での35人規模学級の実現
- （義務）特別支援学級の編制基準を6人へ引下げ
- （義務・高校）日本語指導のための定数充実
- （義務）免許外教科担任解消のための定数措置
- （全校種）養護教諭、事務職員、学校栄養職員の配置基準の見直し及び養護教諭、事務職員の複数配置基準の引下げ
- （義務）不登校児童生徒への対応に向けた定数充実

1 現状・課題

- ・ 国では、第7次教職員定数改善計画（平成13～17年度）後、定数改善計画が策定されておらず、中・長期的な計画に基づく安定的な採用等、本県が目指すきめ細かな指導を行うための教職員の計画的な配置を行うことが困難な状況となっています。
- ・ いじめや不登校、暴力行為、貧困などの課題に加え、特別支援教育対象児童生徒の増加、グローバル化、インクルーシブ教育システムの構築、学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築など、時代の変化に伴う新しい教育環境に対応するためには、中学校での学級編制基準の引下げ、養護教諭、事務職員、学校栄養職員の配置基準の見直しなどが必要です。
- ・ これらの課題への対応には、適正な人員配置が不可欠ですが、現在、現場の人事配置には、以下のような課題があります。
 - ① 小学校の段階的な35人学級編制の実施に伴い、指導方法工夫改善加配が年々減少しており、少人数による指導等のきめ細かな指導を行うための人員配置が年々難しくなっています。
 - ② 小学校専科指導（教科担任制）は、令和7年度、国により4年生への拡大が図られたものの、小学校専科指導（発展的見直し分）の移行による対応であるため、加配教員が不足しており、専科指導の推進において学校間格差が生じていくことが懸念されます。

【県担当課】義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・教育施設課

- ③ 小学校専科指導（英語）は、英語教育の充実及び教員の持ち時間数の減につながっていますが、担当教員は、週 24 時間の授業に加え、成績処理等で多忙を極めています。
- ④ 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級においては、インクルーシブ教育の方針を受けて特別な支援が必要な児童生徒が急増しており、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導を行うためには、現行の学級編制基準では十分とはいえない状況にあります。
- ⑤ 日本語指導を必要とする外国人児童生徒が急増しており、現行の加配教員と標準法における配置基準（18：1）による基礎定数化の対応では十分とはいえない状況にあります。
- ⑥ 免許外教科担任解消のため、定数活用による非常勤講師を配置していますが、そのために、本来学校に配置すべき教員が減少しています。
- ⑦ 全国的な傾向と同様、本県においても不登校児童生徒は年々増加し、子供たちの多様化・複雑化する課題にきめ細かく対応することが困難な状況にあり、教員の負担も増大しています。また、いじめや不登校への対応、心理的に支援を必要とする児童生徒の増加等、養護教諭の役割は大きくなっていますが、養護教諭は、比較的規模の大きい学校でも一人配置であるため、十分に力を発揮できない状況にあります。
- ⑧ 小中学校では、全ての市町において共同学校事務室を設置し、事務職員の学校経営への参画を促進することで、教員の多忙化の解消及び教育の質の向上に努めておりますが、事務職員の負担は大きくなっています。また、特別支援学校では、幼児児童生徒の増加に伴い、教育環境の整備や幼児児童生徒の就学奨励費等の業務量が増加の一途にあります。
- ⑨ 学校栄養職員は、児童生徒数の減少に伴い定数が年々減少しており、学級数の減少よりも定数減となった学校栄養職員の対応学級数の方が多いため、1 人の学校栄養職員が受け持つ学級数は増加傾向にあり、児童生徒が食育指導を受ける機会が少なくなっています。
- ・ このような現状に対応するためには、定数改善や国加配の弾力的な活用、基礎定数化の配置基準（日本語指導・通級指導・初任者研修）など定数及び施設整備費補助において、実態に見合った学級編制基準の見直しが必要です。
 - ・ その他、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置により、教員の負担軽減が図られていますが、補助対象経費に費用弁償（通勤手当）が含まれていないため、地域によっては、人材確保に非常に苦慮している現状があります。

2 本県の取組

- ・ 令和元年度から義務教育課程全学年において 35 人以下学級編制を実施
⇒指導方法工夫改善加配の活用と県単独加配（令和 6 年度 22 人）の措置
- ・ スクール・サポート・スタッフの活用
⇒令和 6 年度、全小中学校 464 校へ、1 校平均週約 20 時間配置し、教員 1 人当たり週約 18 分（令和 5 年度約 21 分）の総勤務時期間減少の実績
⇒令和 7 年度、全小中学校 460 校へ、1 校平均週約 20 時間配置
⇒障害者雇用促進に向け、令和 8 年度にかけて、全 33 市町に障害者枠として、一人ずつ配置
- ・ 小学校 1 年生 1 学級 31 人以上の学級を有する学校への支援員配置
⇒令和 7 年度、1 学級 31 人以上の学級を有する学校 55 校へ、1 校平均約 15 時間 80 人を配置
- ・ 特別支援学級への非常勤講師の配置
⇒令和元年度まで、自閉症・情緒障害学級に 7 又は 8 人の児童生徒が在籍する学校に非常勤講師を配置してきたが、令和 2 年度から、上記に加え、知的障害学級に 8 人の児童生徒が在籍する学校にも非常勤講師を配置
- ・ 日本語指導非常勤講師の配置
⇒令和元年度から、特別の教育課程を編成している児童生徒が在籍し、加配等が配置されていない学校へ配置
- ・ 高等学校における通級指導
⇒高等学校において特別な支援が必要な生徒に対応するため、通級指導の加配を有効活用

32 高等学校等就学支援金制度等の充実

[要望・提案先：文部科学省]

【要望・提案事項】

- 就学支援制度等の更なる支援の充実
- 令和8年度からの就学支援金制度内容の早期提示
- 就学支援金と奨学給付金に係る関係機関の事務手続の簡素化

1 現状・課題

- ・令和7年2月の自由民主党、公明党、日本維新の会の高等学校授業料無償化にかかる3党合意文書において、令和8年度から収入要件を撤廃し、授業料の軽減を図るための私立加算額を457,000円に引き上げる旨が明記されました。本県では私立高等学校のうち、授業料が年額457,000円を上回る水準の学校が3割強を占める実情を踏まえると、生徒・保護者にとって実質的な授業料の無償化に近付けるためには、就学支援金の更なる充実が求められます。
- ・また、私立加算額の引き上げに当たっては、中学生やその保護者、及び進学先の学校に混乱が生じないように、授業料にかかる新たな制度内容について早期の周知を図る必要があることから、令和8年度からの具体的な制度内容が関係機関に早期に示されることが求められます。
- ・就学支援金では、支給対象者は学校を補助事業者とし保護者の住所地に係わらず学校の所在地県が事務を行います。が、授業料以外の教育費の負担軽減を図る奨学給付金では、保護者の住所地の都道府県が、審査、支給事務を行う制度になっており、同じ私立高校生に対する支援でありながら、県外学校に通学する生徒は申請先が異なるため、生徒・保護者の利便性と関係機関の事務手続簡素化が求められています。

2 本県の取組

- ・県では、私立高等学校の授業料減免を、世帯の年収区分に応じて、国の就学支援金に加えて独自に助成しています。
- ・特に、年収270万円までの世帯にあつては、年額117,000円の授業料減免を国の就学支援金（年額396,000円）に加えて助成することで、全国の私立高等学校の平均授業料（年額約457,000円）を上回る年額513,000円を支援しています。

【県担当課】私学振興課

33 私立学校経常費助成費補助金等の拡充

[要望・提案先：文部科学省]

【要望・提案事項】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 私立高等学校等経常費助成費補助金等の財源措置の充実○ 私立高等学校等経常費助成費補助金の高等専修学校への対象拡大 |
|---|

1 現状・課題

- ・私立学校の教育条件の維持向上等を図るための私立学校振興助成法に基づく経常費助成については、国の標準単価に本県独自の上乗せ加算による助成を行い、生徒一人当たりの補助単価の改善を図っています。
- ・しかしながら、少子化の進行による生徒等の減少や、長引く物価高騰などから、私立学校の経営は極めて厳しい状況にあり、私立高等学校等経常費助成費補助金及び地方交付税による国の財源措置についても更なる充実が求められます。
- ・また、高等専修学校は、高校生と同年代において専門的、実践的な職業人の育成に寄与する教育機関であり、生産年齢人口が減少する中で、その振興が求められておりますが、高等学校と異なり経常費に対する国庫補助の対象となっておらず、県単独事業による助成によっても支援に格差が生じています。

2 本県の取組

- ・本県では、県単独事業により、学校法人立の全日制高等学校に対し、生徒一人当たり年額 40,760 円（国庫補助、地方交付税措置を合わせ 404,468 円）を助成し、学校法人立の高等専修学校に対し、生徒一人当たり年額 101,000 円を助成しています。

34 夜間中学の運営に対する支援の拡大

[要望・提案先：文部科学省]

【要望・提案事項】

- 夜間中学の複数教場への、配置弾力化等による養護教諭・事務職員の完全配置
- 夜間中学在籍生徒に対する全国一律の就学支援制度の創設

1 現状・課題

- ・令和3年度から、都道府県立の夜間中学における教職員人件費や学校の建設経費、運営費に係る都道府県負担分について、市区町村負担分と同様に地方交付税措置の対象となりました。
- ・初期運営を支援する教育支援体制整備事業費補助金（夜間中学の設置促進・充実事業）における地方公共団体負担分についても、令和5年度から、市区町村負担分と同様に都道府県の場合も地方交付税措置の対象となりました。
- ・しかし、夜間中学の運営のためには、依然として多額の経費が必要であり、以下の課題が認められます。
 - ① 1校の夜間中学に分校等により複数教場を設置する場合、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「学校教育法」に基づく養護教諭及び事務職員の配置数は、最大でそれぞれ1人ずつであり、養護教諭・事務職員を全ての教場に配置できない状況です。このため、生徒の安全の確保や、予算執行、教職員の服務管理等、学校運営を行う上での課題が生じます。
 - ② 現行の就学支援制度には夜間中学在籍者が対象に含まれておらず、夜間中学を設置する市町村等ごとに制度創設の判断が委ねられている状況です。このため、就学支援制度を設けない市町村等では、入学希望者等が経済的事情により学習の機会が失われる可能性があり、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の基本理念に照らして改善が求められます。

2 本県の取組

- ・本県では、外国人県民や不登校の児童生徒の増加等により夜間中学設置の必要性が高まったことから、令和5年4月に県立夜間中学として磐田市、三島市の2教場に静岡県立ふじのくに中学校を開設しました。

【県担当課】義務教育課

- ・本県は東西に広い県土を有するため、全国初の2教場同時設置を行い、遠隔教育をはじめICTを活用した教育の充実に取り組んでいます。
- ・今後、生徒が増加していくことを考えると、教員数の確保が課題です。国の加配措置により養護教諭・事務職員を全ての教場に配置できていますが、生徒の安全の確保や、予算執行、教職員の服務管理等について、基礎定数化による、一層の円滑な学校運営を目指しています。

○静岡県立ふじのくに中学校の概要

開 校 時 期		令和5年4月
設 置 目 標		静岡県立夜間中学（ナイト・スクール・プログラム）設置方針に基づき、全ての県内在住者に義務教育の機会を保障することで、誰一人取り残さない学びの提供を目指す。
設 置 者		静岡県
学 校 教 育 目 標		「学ぶ喜び」の実感
対 象 生 徒		静岡県在住の15歳以上で、日本人は①、外国人は①・②の両方を満たす人 ①日本や海外において9年間の義務教育を修了していない人又は実質的に受けられないまま卒業した人 ②在留カード所持者で在留資格が留学ではない人
設置規模・手法	教 場 数 及 び 設 置 場 所	2教場 ・磐田本校：天平のまち3階内(磐田市中泉1丁目) ・三島教室：静岡県立三島長陵高等学校6階内 (三島市文教町1丁目)
	開 校 手 法	年次進行で開設（令和7年度から全学年）
	学 級 編 制	静岡式35人学級編制による
	学 区	全県1区
教育課程	実 施 教 科	全教科
	学習の特徴	・両教場間で遠隔教育を実施し、ICTを活用した学びを展開 ・生徒一人ひとりの背景や状況に応じたきめ細かな支援体制の構築

35 国際バカロレア認定に向けた取組の推進

[要望・提案先：外務省・文部科学省・厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 高い専門性と指導力のある外国人教員を確保できる任用制度等の構築
[外務省・文部科学省・厚生労働省]
- 国際バカロレア認定に必要となる人材育成及び施設整備等に係る支援の充実
[文部科学省]

1 現状・課題

- ・成長戦略2020（2020年7月閣議決定）において、国際バカロレア認定校等を令和4年度までに200校以上にすることを具体的な数値目標として掲げています。（令和4年度末で認定校は207校となり目標は達成）。
- ・本県でも、グローバル化の進展に伴い、真に国際社会で活躍できる人材を育成するため、こうした国の取組に呼応して、探究的学習を特色とする国際バカロレア教育の導入実現に向けた準備を進めていますが、円滑で安定的な事業実施にあたり、以下の課題があります。
 - ① 国際バカロレア教育の導入には、英語で教科指導ができる高い専門性と指導力のある人材を確保する必要があるため、外国人教員の活用が不可欠ですが、教育職員免許法に規定された要件を有する外国人教員には限りがあり、人材の確保が困難な状況です。
 - ② 国際バカロレア認定のためには、英語で教科指導ができる人材を教員として確保する必要があるほか、教員養成のワークショップへの継続的な参加など人材育成にかかる経費や新たな施設整備にかかる経費が必要になるなど負担が大きくなっています。
- ・このような状況に対応するためには、外国人教員を容易に確保できるような新たな任用制度等の構築や、人材育成や施設整備等について、国による支援が必要です。

2 本県の取組

- ・本県は、国際バカロレア教育の導入実現に向けた準備を進め、国際バカロレア機構による候補校認定を受けたふじのくに国際高等学校を令和6年4月に開校しました。
- ・現在、教員研修や施設整備などの国際バカロレア認定の準備を進めていますが、令和7年度中の認定及び国際バカロレアプログラムに基づく授業開始を目指しています。
- ・ふじのくに国際高等学校では、国際バカロレアプログラムを活用して、多様性や自由を尊重する新しい教育の象徴となる県立高校の実現を目指しています。

【県担当課】義務教育課・高校教育課・教育施設課

36 不登校支援のための制度充実

[要望・提案先：文部科学省]

【要望・提案事項】

- 不登校支援のためのフリースクール等民間施設などへの国庫補助制度の創設
- 校内教育支援センターの設置拡大及び持続可能な運営に向けた財政支援の拡大

1 現状・課題

- ・様々な事情により学校生活になじめずにいる児童生徒にとって、フリースクール等民間施設（以下「フリースクール等」）が行う学習活動、教育相談、体験活動等の活動は、社会的自立に向けた学びの場として重要な役割を果たしています。
- ・フリースクール等は学校教育法に基づく学校に該当しないため、公的な支援制度が適用されず、その運営は大変厳しい状況となっており、国が全国統一的に実施する国庫補助制度を早急に創設する必要があります。
- ・また、不登校の未然防止や登校復帰の支援等のため、「校内教育支援センター（以下、「センター」）」の設置促進も重要であり、文部科学省は、令和7年度から「校内教育支援センター支援員配置事業」を新たに創設しました。
- ・この事業は、新たにセンターを設置する公立小・中学校の「校内教育支援センター支援員（以下、「支援員」）」配置に要する経費を補助するものですが、本県による令和7年度の補助申請に対する内示率は約50%であり、当初計画どおりの支援員配置は難しい状況です。また、補助対象はセンター設置から3年以内とされており、市町が継続的・安定的に支援員を配置するための財源確保が課題となっています。

2 本県の取組

- ・本県では、不登校対策として、公民連携を進めるとともに、フリースクール等の運営を支援（受け皿の確保、維持）することが、児童生徒の社会的自立に資すると考え、フリースクール等への公的支援（団体助成）を令和6年度から実施しています。
- ・また、本県の公立小・中学校におけるセンター設置率は42.0%（令和6年度時点）であり、更なる設置促進に向けて、令和7年度から文部科学省の補助制度に基づき、市町に対し、センター支援員配置に係る補助事業を実施しています。令和7年度は、11市町約34,000千円の国庫補助申請に対し、文部科学省からの内示は約17,000千円（内示率約50%）と、当初計画どおりの支援員の配置は難しい状況となっていることから、県内市町から財政支援の拡大を強く希望する声が上がっています。

【県担当課】義務教育課

37 G I G Aスクール構想推進に向けた支援の拡大

[要望・提案先：文部科学省]

【要望・提案事項】

- G I G Aスクール構想の実現に必要な継続的な自治体支援
- 自治体間格差のない、I C Tを活用した教育の推進に必要な環境の整備
- 教員のI C T活用指導力向上施策の充実

1 現状・課題

- ・国が進めるG I G Aスクール構想を着実に実現し、「誰一人取り残さない教育の実現」のためには、自治体の財政力による教育格差が生じないように、デジタル教科書の無償化や、既に整備された1人1台端末の継続的な更新、I C Tの活用に関する教員の支援体制の拡充など、物価上昇を加味した上での継続的な自治体支援が必要不可欠です。
- ・加えて、どこでも同等の公教育が行われるために、学校現場において個別に導入されている校務支援等各種システムの全自治体への配備や安定した広域のネットワーク網、家庭においても学びを継続させるための無償の通信環境など、全自治体に共通するI C T環境の整備が求められます。
- ・また、教員のI C T活用指導力の個人差が、児童生徒に対する学びの提供において格差に繋がっていくことが懸念されます。

2 本県の取組

- ・本県では、地域全体として格差を生まない整備に取り組むとともに、県内自治体の学校・行政運営の高度化・簡素化・効率化に資するため、県内全市町とI C T教育に関する連絡会を設置し、端末の利活用促進やI C T活用に係る好事例等の横展開を図っています。
- ・また、能力・習熟別に各種研修を行うとともに、各市町の状況に応じた個別研修を実施するほか、I C Tを活用した授業動画の共有など教員支援ポータルサイトを通じて、教員のI C T活用指導力向上に努めています。

健康福祉

38 医師・看護職員確保対策の推進

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

○ 医師確保対策の推進

- ・ 国による抜本的な医師偏在是正策の導入
- ・ I C U等の診療報酬改定における医師不足県に対する柔軟な運用と今後の改定に係る配慮
- ・ 臨床研修医の募集上限枠について、人口当たり医学部定員数が少ない県にも配慮した算定方法への変更
- ・ 専門研修プログラムにおけるシーリングの厳格な運用
- ・ 医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージについて、即効性と実効性のある運用

○ 看護職員確保対策の推進

- ・ 「看護師等の人材確保の促進に関する法律」等に基づく看護職員確保対策の更なる推進
- ・ 夜間勤務や在宅医療等、人材確保が急務となっている部門に対する対策の強化
- ・ 看護職員が離職等をした場合の届出制度の適切な運用に対する支援
- ・ 看護師の特定行為修了者の就業者数の増加を図るための施策の充実
- ・ 看護師国家試験における外国人受験者への更なる配慮の実施

1 現状・課題

- ・ 医師の働き方改革を推進するため、罰則付き時間外上限規制が導入されていますが、国による抜本的な偏在是正策が実施されないままでは、人口当たり医師数が全国 39 位と構造的な医師不足県となっている本県においては、県民の生命や健康に深刻な影響を生じかねません。
- ・ 本県を含む 12 県による「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」は、「働き方改革の推進に当たっては、地域における医師確保・偏在対策の着実な進展を前提として一体的に進める」ことを提言しています。
- ・ 構造的な医師不足県である本県においては、救命救急センターや周産期母子医療センターの病院であっても、医師の確保に苦勞しており、法施行直前まで、宿日直許可取得に向け、労働基準監督署に相談している中、令和 6 年度診療報酬改定において、I C U（特定集中治療室管理料）及びMF I C U（母体・胎児集中治療室管理

【県担当課】地域医療課

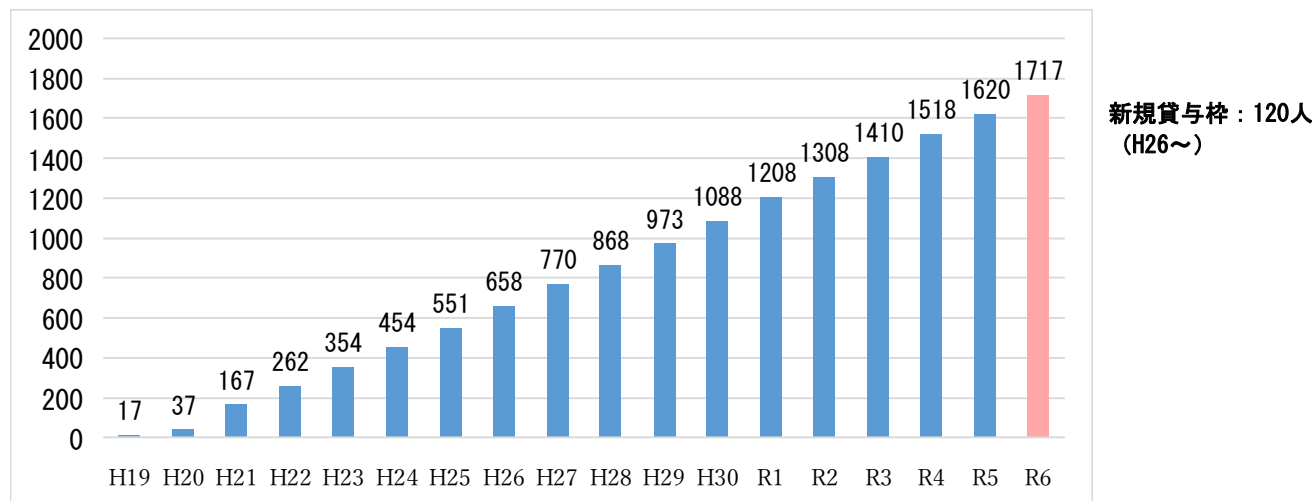
料)の施設基準から医師の宿日直許可を除外することが盛り込まれました。

- ・施設基準における宿日直要件の除外について全国一律に適用することは、本県のように人口当たり医学部定員の少ない構造的医師不足県においては地域医療の確保に重大な影響を招くおそれがあるため、現場の状況を踏まえた丁寧な対話と、柔軟な運用が必要不可欠です。
- ・現在の臨床研修の募集定員上限の算定の一部において、医学部の入学定員を用いた上限枠設定が行われています。医学部定員は、人口当たりの定員数で換算すると各都道府県間で格差があり、これを上限枠設定の算定基礎に用いると、更なる格差が生じ、結果的に医師の偏在解消につながりません。
- ・専門研修プログラムにおけるシーリングについては、これまで、特別地域連携プログラムの連携先として医師少数区域にある施設等が対象となっていたところ、令和6年度の国の会議において、同じ都道府県内にある医師多数区域にある「医師少数区域の病院に医師を1年以上派遣する研修施設」も対象に追加する案が示されるなど、シーリングの緩和につながる議論がなされておりますが、専攻医の都市部への集中を防ぐため、より厳しいシーリング制度の運用が必要です。
- ・また、令和6年12月に国が公表した医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージにおいて、経済的インセンティブ等の様々な手法が示されましたが、これまで以上に即効性と実効性ある偏在対策となるよう、実施にあたっては、医療現場や医療関係団体から十分に意見を聞きながら進める必要があります。
- ・看護職員は、育児・介護を背景に多様な働き方をする職員が増えたことなどにより、夜間の勤務が可能な職員の確保が次第に難しくなってきたことや、在宅医療需要の高まりなどに伴い人材の確保が急務となっている分野に従事する看護職員へのインセンティブの付与など人材確保に取り組む医療機関等への支援が必要です。
- ・看護職員が離職等をした場合の届出制度では、職員が離職する段階で登録を行う意思を持つ必要があり、そのための啓発活動の充実等が必要です。また、本人に代行して届け出る就業先への啓発など届出数を増やすさらなる取組が必要です。
- ・看護師の特定行為の普及促進には指定研修機関・協力施設の充実が必要であるとともに、特定行為について引き続き診療報酬加算を拡充・見直しするなど、より実効性のある制度とすることが必要です。
- ・看護師国家試験において、外国人受験者には、全ての文字にローマ字ルビを付した問題を提供するなど配慮が必要です。

2 本県の取組

- ・ 本県は、医学修学研修資金の貸与実績が全国一であり、令和 7 年 3 月末現在、1,717 人が利用しています。

【医学修学研修資金の貸与実績】



- ・ 本県は、平成 26 年度から仮想大学である「ふじのくにバーチャルメディカルカレッジ」を創立・運営して医学修学研修資金貸与者を大学 1 校の医学部入学定員に相当する 120 人に拡大し、県内外からの医師確保、地域の偏在解消に努めています。
- ・ また、県内外 10 大学に計 68 枠の地域枠を設置し、各大学と連携して在学中から本県の地域医療を学ぶ機会を提供するなど、将来の定着に向けた取組を進めています。
- ・ 医師数が不足する地域に対しては、浜松医科大学と連携し、指導医と専攻医をセットで派遣し、若手医師の育成環境を整えつつ、医療機関の拠点化を進める事業を進めています。
- ・ 医師の働き方改革についても、「ふじのくに医療勤務環境改善支援センター」を設置し、法令改正や医療機関が取り組むべき具体的な内容について説明会を開催するなど、医療機関への周知を図るとともに、医師の長時間労働の改善及び地域医療提供体制の確保を目的として、労働時間短縮や勤務環境改善に取り組む医療機関に対し補助金を交付し支援しています。
- ・ 本県では、看護師養成所への支援、看護教員や実習指導者の養成、特定行為研修協力施設への運営費補助や各種研修の受講支援などにより、看護職員の養成的強化及び看護の質の向上に取り組んでいます。
- ・ また、働きやすい職場環境づくりの支援や、新人看護職員等への研修の充実により離職防止や定着促進に取り組むとともに再就業準備講習会などにより、潜在看護師の復職を支援しています。

【県担当課】 地域医療課

39 地域医療の確保

[要望・提案先：総務省・厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 医療施設を新たに開設又は移転する場合における、災害時においても確実にその機能が発揮されるための立地基準や、地域住民との合意形成の必要性等を盛り込んだ指針の策定[厚生労働省]
- 医療機関の経営や地域医療の確保に悪影響を与えないよう、人件費の増加や物価高騰による影響を適切に捉え、診療報酬の補てん状況等の継続的な検証と、必要に応じた前倒し改定の実施[厚生労働省]
- 公立病院に係る地方交付税措置について、普通交付税の病床割の単価引上げ等による、公立病院への制度的・財政的支援の充実[総務省]
- 全国医療情報プラットフォームの早急な構築と、設備の導入及びサイバーセキュリティ対策に係る医療機関への支援の実施[厚生労働省]
- 新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、新興感染症等の発生及びまん延に備えて幅広い医療機関における患者の受入体制を強化するため、院内感染を防ぐための施設改修、医療機器の整備、医療物資の確保などの支援の実施[厚生労働省]

1 現状・課題

- ・ 南海トラフ地震による静岡県津波被害想定では、県内沿岸部のほとんどの地域で10m以上の津波が予測されていることから、患者、医療従事者、県民の皆様の安全・安心のため、病院を新たに開設する場所は、想定津波浸水区域外であることなど、立地基準や地域住民との合意形成の必要性等を盛り込んだ指針を国が策定する必要があります。
- ・ 電力・ガス等の価格高騰の影響を踏まえ、令和6年6月に診療報酬が改定されましたが、静岡県病院協会が実施した調査では、医業収支赤字の病院の割合が、令和5年度の59.7%から令和6年度には68.9%に増加する見込みとなっています。特に、高度急性期及び急性期の病院における医業収支赤字の病院の割合は、令和5年度の71.8%から令和6年度には81.6%まで増加する見込みであり、診療報酬改定後も病院経営は悪化し続けていることから、多くの病院が経営破綻の危機に直面している状況です。

【県担当課】医療政策課・感染症対策課・県立静岡がんセンター経営努力室

- ・特に、公立病院では、救急医療や周産期医療などの高度急性期機能を持つ病床を多く有しており、地域医療の中核的役割を担っています。本県では、全病院に占める公立病院の割合は、病院数及び病床数ともに全国平均よりも大きく上回っていることから、公立病院の経営が破綻した場合、地域医療の崩壊につながることを懸念されるため、普通交付税の病床割の単価引上げ等が求められます。
- ・令和5年6月に公表された「医療DXの推進に関する工程表」では、保健・医療・介護の情報が共有可能な「全国医療情報プラットフォーム」を構築し、令和7年度中の本格稼働が予定されています。
- ・医療機関における効率的な医療サービスの提供や医師の働き方改革にもつながるため、早急な運用開始が求められると同時に、設備整備やサイバーセキュリティ対策に係る医療機関における多額の費用負担が懸念されます。
- ・新興感染症等の発生及びまん延時に、迅速かつ適確に医療提供体制を確保するために、改正感染症法において新型コロナ対応のない医療機関も含めた幅広い医療機関と医療措置協定を締結することが規定されたことから、多くの医療機関が次の新興感染症等に対応できるよう、設備整備補助を拡充する必要があります。

2 本県の取組

- ・静岡県病院協会に委託し、ICTの活用に関する検討会を開催するとともに、サイバーセキュリティに関しては、静岡県警と静岡県病院協会、静岡県医師会が協定を締結し、サイバーセキュリティ対策に係る情報提供などを実施しています。
- ・電子カルテ情報共有サービスモデル事業に参加する医療機関に対して、システム導入経費の補助を実施するとともに、電子カルテ標準化促進に関する検討会を開催しています。
- ・「地域医療構想調整会議」において、非稼働病棟を有する医療機関に対して、病棟を稼働していない理由や今後の運用見通しを確認しています。
- ・新興感染症等の発生及びまん延時に備え、平時から病床等の確保などの取組を確実に推進するため、「県感染症予防計画」に基づき、医療機関と医療措置協定を締結するなどの取組を進め、有事に対応可能な体制の構築を図っているところです。

40 地域医療提供体制の整備に対する支援

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 医療提供体制推進事業費補助金に係る各都道府県の事業計画を踏まえた予算の確保・配分
- 地域の実態に即したドクターヘリ運航経費の格差の更なる是正のため、補助基準額の引き上げ
- へき地医療確保のためのオンライン診療に係る支援策の拡充
- へき地を含む市町村にある病院等への看護師、薬剤師等の派遣の見直し
- へき地の診療所に継続的に医師を派遣するへき地医療拠点病院を運営する社会医療法人に対する国による支援策の拡充
- リモートによる助言等をした病院に対する支援策の創設
- こども救急電話相談（#8000）の24時間体制の継続及び広報の強化
- 急速な少子化に対応した周産期医療体制確保のための国による支援策の拡充

1 現状・課題

- ・働き方改革関連法、改正医療法等に基づく、医師の時間外労働の上限規制が令和6年4月から開始されるなど、地域医療は様々な課題に直面しています。
- ・「医療提供体制推進事業費補助金」は、危機的な状況にある救急医療・周産期医療等の地域医療の提供体制を維持する上で不可欠な役割を担っています。
- ・「医療提供体制推進事業費補助金」について、令和6年度の国庫補助内示率は、各都道府県の事業計画額に対し全体で、69.1%（本県は66.1%）と、更に低い内示率となり、各都道府県の事業の執行に支障を来たすのみならず、医療機関等の運営にも影響を及ぼしています。
- ・救急医療の一端を担うドクターヘリについては、救命率の向上に高い効果を上げている一方で、基地病院間で年間の出動件数などに大きな差が生じていたことから、令和3年度から、基準額の算出が、年間飛行時間に応じて増加する仕組みとなりましたが、人件費や燃料費の高騰などへの対応が不十分であり、安定的な運航を維持するためには、基準となる年間飛行時間の更なる細分化や補助基準額の引き上げが必要です。

【県担当課】医療政策課・地域医療課

- ・現在、へき地にある病院等において看護師、薬剤師等についての労働者派遣が可能となりましたが、派遣先は、へき地保健医療対策等事業の対象区域を含む市町村全域とされています。
- ・令和6年度は、看護師、薬剤師等の派遣があった29件のうち、へき地保健医療対策等事業の対象区域への派遣は1件に留まっており、へき地保健医療対策等事業の対象区域を含まない市町村との間で、不合理な較差が生じています。
- ・へき地では民間の診療所も地域医療の重要な支え手となっていますが、高齢の医師も多く、今後、地域における医療提供体制を維持することができなくなる事が見込まれます。
- ・こうしたへき地の診療所に、へき地医療拠点病院を運営する社会医療法人が新たな医師派遣を行うためには、現行の法人税非課税以上の支援策が必要です。
- ・へき地医療において、患者が看護師等という場合のオンライン診療（D to P with N）が有効であることから、令和6年度診療報酬改定において「看護師等遠隔診療補助加算」が新設されました。しかし、都市部と異なり対象患者数が少なく、移動距離も長いへき地の実情を踏まえた補助制度創設などの支援策が必要です。
- ・小児科医の不足など、小児医療を取り巻く環境が変化する中、適切な小児医療の提供体制の構築や、小児救急医療機関の医師の負担軽減を図ることが重要であることから、インターネットを活用した、ベテラン医師の助言を受けられる体制整備等、地方が独自に進める取組への補助制度創設などの支援策が必要です。
- ・こども救急電話相談（#8000）については、令和4年10月の国通知に先立ち、本県では令和4年8月から24時間365日体制としており、新型コロナウイルス感染症拡大時の小児科医の負担軽減と子育て世代の不安の解消に大きな役割を果たしています。こども救急電話相談体制拡充後、相談件数は例年増加傾向にあり、今後も多くの需要が見込まれることから、引き続き24時間化の対応を行っていく必要があります。制度の周知にあたっては、国は「それいけ！アンパンマン」による広報を展開していますが、夜間をイメージした広報デザインのみであり、WEB動画にも対応しておらず、県民に広く周知するため、広報材料の充実が必要です。
- ・急速な少子化による分娩件数の減少により、分娩を休止する医療機関が生じており、医師の働き方改革などにより、特に医師少数区域においては、地域で重要な役割を果たしている病院や診療所に大きな影響が出ております。令和6年度の国補正予算において、産科・小児科医療確保事業などの単年度の支援措置が講じられましたが、引き続き支援の拡充を図る必要があります。

2 本県の取組

- ・本県においては、地域における実情を踏まえた取組を進めるため、県内の市町及び関係団体から、地域医療介護総合確保基金の事業提案を毎年度募集しています。
- ・また、各構想区域に設置した「地域医療構想調整会議」で、地域医療介護総合確保基金の活用状況等について情報共有するとともに、事業採択にあたっては関係者との協議を踏まえて決定しています。
- ・現在、全都道府県で57機のドクターヘリが運航されていますが、本県は全国に先駆けて2機体制の運航を実現し、令和6年度までの累計出動回数は28,000回を超え、県内の救急医療、へき地医療に大きな効果を発揮しています。令和2年度までに、各基地病院のドクターヘリ格納庫整備を支援し、天候等の影響を受けない環境下での日常点検整備の実施により、安全性の確保や効率的な運用を行っています。
- ・へき地医療拠点病院への運営費助成や、へき地の医療施設に必要な医療機器整備等への助成により、へき地の医療提供体制の確保を図っています。
- ・また、山間地域における医療従事者及び地域住民双方の負担軽減を図り、地域の医療提供体制を維持するため、令和3年度から3年間のオンライン健康医療相談を実施するとともに、県内のオンライン診療の取組を関係機関が共有するなど、地域のニーズに沿った医療提供体制の確保に向けた取組を行っています。
- ・県中部を中心に、遠隔で小児のベテラン医師（リモート指導医）の助言等を受けられる小児救急リモート指導医相談支援事業を実施しており、今後、全県への事業拡大を図っていきます。
- ・こども救急電話相談（#8000）については、令和4年10月の新型コロナウイルス感染症に対する体制強化の国通知に先立ち、24時間化、回線数増を実施するとともに、「それいけ！アンパンマン」のキャラクターを使用し積極的に広報に取り組んでいます。
- ・県内の分娩取扱医療機関がない地域における妊産婦及び乳幼児に対する医療・健診体制を確保するため、庁内にプロジェクトチームを設置し、市町と連携して妊婦健診や分娩時の交通費支援等の対策を講じています。

41 地域医療介護総合確保基金の充実

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 地域医療介護総合確保基金について、都道府県が必要とする事業を実施できるよう十分な財源を確保
- 基金の活用にあたり、事業区分間の流用を弾力的に認めるなど、地域の実情や状況変化に柔軟に対応できる制度への見直し
- 年度当初から事業実施するための内示時期の早期化

1 現状・課題

- ・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、消費税率引上げによる増収分を活用した「地域医療介護総合確保基金」について、病床の機能分化・連携、在宅医療の推進、介護施設等の整備、医療・介護従事者の確保・養成等が必要なことから、予算の十分な確保が必要です。
- ・景気の拡大に伴い、消費税による税収は増加しているため、国の予算も増額されるべきですが、令和7年度の国の予算において、医療分については令和6年度と比較して120億円の減額、介護分については令和5年度と比較して210億円の減額となっているため、令和8年度の事業実施に向け、基金の十分な財源が確保される必要があります。
- ・また、基金の事業区分間の流用は認められておりませんが、地域が抱える課題はそれぞれ異なることから、地域の実情に応じて、流用を認める仕組みが必要です。
- ・基金を充てて実施する事業は、地域における様々な課題解決のため、それぞれの地域の実情に応じた創意工夫に対応しやすい面があるにも関わらず、平成29年度からは標準事業例や標準単価が設定されるなど、さらに柔軟性を失う方向性が示されています。
- ・さらに、基金事業の国からの内示時期が遅く、現在は基金残高で対応しています。しかし、基金残高が減少しているため、確実に年度当初から事業を実施するには、内示時期を早める必要があります。

2 本県の取組

- ・本県においては、地域の実情を踏まえた取組を進めるため、県内の市町及び関係団体から、地域医療介護総合確保基金の事業提案を毎年度募集しています。
- ・また、各構想区域に設置した「地域医療構想調整会議」や「社会福祉審議会老人福祉専門分科会」で、地域医療介護総合確保基金の活用状況等について情報共有するとともに、事業採択にあたっては関係者との協議を踏まえて決定しています。

【県担当課】医療政策課・介護保険課

42 がん対策の推進

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- がん検診受診率向上のための国民及び検診受診機関等に対する更なる普及啓発
- 早期発見・早期治療により、がんによる死亡率を下げるための未受診者対策の強化など、がん検診受診率向上に効果がある取組に係る補助事業の継続実施
- 職域のがん検診の実施状況を把握するシステムの構築
- がん患者が病気を乗り越え、自分らしく生きるためのアピアランスケア（外見の変化を補完）に係る助成制度の創設
- 妊孕性温存に係る助成制度の支援内容の拡充
- 介護保険制度が適用されない40歳未満の若年がん患者の居宅サービス等に要する経費に係る支援制度の創設

1 現状・課題

- ・本県の令和4年のがん検診受診率は、胃がん43.2%、肺がん54.4%、大腸がん48.3%、乳がん45.9%、子宮頸がん44.0%（国民生活基礎調査）で、第4期がん対策推進基本計画及び第4次県がん対策推進計画に定める目標（60%以上）に及んでいません。
- ・静岡県がん検診精度管理委員会において、職域におけるがん検診では、対象者や受診者数等を把握する仕組みがなく、実情が不明であり、職域におけるがん検診の精度管理を行うために、実態を把握する仕組みが必要との意見があります。
- ・抗がん剤の投与などのがん治療により、抜け毛等の外見の変化に伴う悩みががんを克服して人生を取り戻す妨げになっているため、治療に伴って生じる身体的・精神的な負担を軽減することが重要です。その対応策として、ウィッグや人工乳房などの医療用補整具の購入がありますが、がん患者にとって重い費用負担であり、また、住んでいる地域で差異が生じないよう全国一律の助成制度の創設が必要です。
- ・国では、「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」を実施していますが、がん患者の利便性と負担の軽減を図るため、支援内容の拡充が必要です。

【県担当課】 疾病対策課

- ・40歳未満の終末期のがん患者が居宅サービスを利用した際、介護保険制度が適用されず、家族に重い負担を掛けることになるため、生活支援を行うための全国一律の支援制度の創設が必要です。

2 本県の取組

- ・静岡県がん対策推進協議会で、市町や検診実施機関及び関係団体等に対して、がん検診受診率の向上を要請しています。
- ・市町等に対し指導、助言等行う静岡県がん検診精度管理委員会を設置するとともに、市町の取組に関するヒアリングを行い、さらに市町担当者を集めて全国及び県内の取組について研修する機会を設けています。
- ・また、がん検診の受診率が特に低い「被用者保険の被扶養者」と「国民健康保険加入者」には女性が多いことから、「乳がん検診受診促進キャンペーン」を令和7年度に実施して、受診率向上に取り組んでいます。
- ・妊孕性温存治療、医療用補整具購入費用、在宅療養生活に係る助成制度を実施する県内市町を対象とした補助制度を導入し、県と市町の協働で、がん患者の支援に取り組んでいます。

43 難病対策の充実

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 医療費助成制度の運用経費について、各都道府県の受給者数等に応じた予算の確保
- 医療費助成の対象となる指定難病の拡大
- 軽症高額該当基準制度の見直し
- 特定医療費の支給認定有効期間の見直し
- 難病患者に対する就職支援・職場定着支援施策の更なる拡充
- 事前避難入院を含めた在宅難病患者一時入院等事業に係る助成単価の引上げ

1 現状・課題

- ・ 医療費助成の運用経費については、対象疾病の拡大に伴う関係者への周知や対象患者の増加に伴う受給者証交付事務に係る経費が補助対象となっておらず、都道府県の大きな負担となっています。
- ・ 難病は極めて種類が多いことから、疾病によっては研究を行う研究班が存在しないものもあり、その場合には指定難病の検討の俎上に載らないことから、医療費の負担が大きく困っている患者も多くいます。
- ・ 軽症者は医療費助成の対象外ですが、軽症高額該当基準（指定難病に係る医療費総額が 33,330 円を超えた月数が、申請日の属する月以前の一年以内に 3 月以上ある場合）に該当する者は医療費助成の対象となります。現行制度では、月毎の医療費総額は小額ですが、年額では軽症高額該当基準以上の医療費を支払っている者が対象外になるという不平等が生じています。
- ・ 難病患者は高齢者が多く、身体障害等の症状のため毎年更新手続きをすることが負担となっています。また、各都道府県では審査を手作業で行っており負担となっています。
- ・ 障害者手帳を持たない難病患者は障害者雇用率の対象外であり、就職に結びつかないことがあるため、難病患者に対する就職支援・職場定着支援施策の更なる拡充が必要です。
- ・ 近年、台風等によって甚大な風水害がもたらされ、その結果として、停電浸水など

【県担当課】 疾病対策課

により、在宅人工呼吸器装着者が緊急避難をせざるを得ない状況が発生しております。患者の安全を確保するためには、居住地域の非常用電源を有する医療機関への事前を含めた避難入院が的確な対処法です。本県では、国で実施する在宅難病患者一時入院等事業を活用し事前避難入院の制度を構築しましたが、国の助成単価では高額な患者負担が生じることから、助成単価の引き上げが必要です。

2 本県の取組

- ・指定難病の患者数の増加に伴い、本県においても、受給者証交付等に係る経費が大きな負担となっています。

特定医療費（指定難病）受給者証 交付件数の推移（新規及び更新）（単位：件）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給者証交付件数	17,401	17,685	18,099

- ・本県では、国が定める指定難病として未指定の、橋本病及び突発性難聴について、独自に医療費助成を行っています。

特定疾患治療研究事業（県指定）予算額の推移（単位：千円）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
特定疾患治療研究事業（県指定）	25,000	26,000	26,000

- ・本県では、静岡県難病相談支援センターにおいて、難病患者からの就労に関する相談に応じています。

静岡県難病相談支援センターにおける就労に関する相談実績（単位：件、人）

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
就労に関する相談件数	延べ件数	85	124	90
	実人数	29	37	44

- ・令和7年2月、制度の検証を目的として、試行的に事前避難入院を実施しました。

44 移植医療対策の推進

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

○ 骨髄ドナー支援制度の創設

1 現状・課題

- ・令和6年度の実績では、全国で「骨髄移植」を待つ患者1,869人に対して、移植を受けられた患者は1,021人であり、約2人に1人しか移植を受けることができず、ドナー登録者及び提供者が不足しています。
- ・「骨髄移植」は、提供者のボランティア精神・自己犠牲に委ねられており、ドナー登録者の中には提供したいという思いがありながらも、経済的な理由のため仕事を休むことができず、提供を断念するケースがあります。
- ・現在、全ての都道府県が、提供者や提供者が勤務する事業所を経済的に支援する制度を設けています。
- ・ドナー登録者及び提供者の不足は支援制度を設けている自治体に限らず全国共通の課題であることから、不足を解消するため、提供者の経済的な負担を軽減する全国一律の支援制度の創設が必要です。

2 本県の取組

- ・本県では、提供者及びその勤務先に助成を実施する市町に対し、その費用の1/2を支援する制度を令和4年度に創設しました。令和7年4月1日現在、全35市町が提供者に対する支援事業を実施しています。
- ・令和6年度には、本県から市町を通じて提供者23人及び6事業所に対して補助金を交付しました。

45 健康寿命の延伸に向けた取組の充実

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 健康経営に取り組む企業に対するインセンティブ（税制、入札資格、金利の優遇等）制度の創設

1 現状・課題

- ・健康経営は、日本再興戦略、未来投資戦略に位置付けられた「国民の健康寿命の延伸」に関する取組の一つです。
- ・従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する「健康経営」に取り組む企業や事業所が増えることは、特に働き盛り世代の健康の維持、増進を図る上で、効果があります。
- ・「健康経営」を実践する企業は増えてつつありますが、中小企業を含めたより多くの企業を後押しするためには、健康経営に取り組む企業に対するインセンティブ（税制、入札資格、金利の優遇等）制度の創設など、環境整備が必要です。

2 本県の取組

- ・健康寿命が全国トップクラスである本県では、企業と連携した健康づくりを推進しています。
- ・企業の経営手法である「健康経営」の視点を取り入れ、健康無関心層、特に働き盛り世代への働き掛けを強化した健康づくりを推進しています。
- ・全国健康保険協会静岡支部の健康保険組合等と連携し、健康づくりに取り組む企業・事業に対する表彰制度や健康づくり事業所宣言認定制度の運用をはじめ、統計上、脳血管疾患が多いなどの働き盛り世代の健康課題に応じた生活習慣改善ツールの提供により、健康経営に取り組む企業の増加を図っています。
- ・また、こうしたエビデンスを踏まえた取組は、厚生労働省の地域保健と職域保健のさらなる連携の充実・強化を目的とした「地域・職域連携のポータルサイト」に取り上げられ、先進事例として全国へ発信されています。

【県担当課】健康増進課

46 持続可能な国民健康保険制度の構築

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

○ 国の責任による、持続可能な国民健康保険制度に必要な財源の確保

1 現状・課題

- ・国民健康保険を将来にわたって持続可能で、安定的な制度としていくため、国では平成30年度に、都道府県が財政運営の責任主体となって運営に参画することを柱とする制度改革が行われました。
- ・制度改革に当たっては、国による財政支援の拡充が決定されましたが、一人当たり医療費は年々増加しており、これに伴い、被保険者の保険料負担も増加しています。
- ・今後も一人当たり医療費は増加が見込まれることから、医療費の増加に耐え、安定的な制度としていくための財源の確保と、増加する医療費の適正化が課題です。
- ・制度改革に際して決定された国の財政支援は、今後も国の責任において確実に実施するとともに、国定率負担の引上げ等、制度設計を担う国による新たな財政支援が必要です。

2 本県の取組

- ・本県では、長年にわたり、県民の健康づくりや介護予防活動などの取組により、医療費適正化に努めてきた結果、一人当たり医療費の低水準を確保してきました。
- ・全国比較において相対的には低水準を確保していますが、一方で、高齢化の進展や医療の高度化等に伴う医療費の増加と、少子高齢化等に伴う被保険者数の減少により、一人当たり医療費は全国的に年々増加しています。
- ・今後も一人当たり医療費は増加が見込まれ、医療費適正化の努力だけでは、医療費負担の増加に対応することは困難な状況です。

＜ 一人当たり医療費と被保険者数の推移（市町村国保） ＞

年度	一人当たり医療費（円）			被保険者数（人）	
	本 県	順位(低額順)	全 国	本 県	全 国
R2	364,857	12	370,881	771,004	26,193,000
R3	386,992	13	394,729	747,438	25,369,000
R4	396,629	13	403,817	705,341	24,134,000

※国民健康保険事業年報

【県担当課】国民健康保険課

47 福祉医療費助成制度の創設及び国民健康保険医療給付費負担金減額調整措置の廃止

[要望・提案先：内閣府・厚生労働省]

【要望・提案事項】

- こども医療費、ひとり親家庭等医療費及び重度障害者（児）医療費の助成に係る全国共通の統一制度の創設
- ひとり親家庭等医療費及び重度障害者（児）医療費の現物給付に係る国民健康保険医療給付費負担金減額調整措置の廃止

1 現状・課題

- ・各地方自治体の医療費助成の制度は、対象や受給者負担金、所得制限等その内容は様々ですが、医療は、国民の生命、健康を保障するものであり、国が社会保障政策全体の中に位置付け、全国統一の制度とすることが必要です。
- ・また、国は、地方自治体の医療費助成（現物給付方式）の取組に対して、医療費の波及増分は実施自治体が負担すべきものとして、国民健康保険医療給付費負担金の減額調整措置を科しており、市町による子育て環境づくりや障害者等を支援する取組を阻害しています。
- ・「こども未来戦略」（令和5年12月22日）の中で、こども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担の減額調整措置は令和6年度から廃止となりましたが、ひとり親家庭等医療費及び重度障害者（児）医療費に係る減額調整措置は継続しています。

2 本県の取組

- ・本県では、全ての市町において、子ども、ひとり親家庭等、重度障害者（児）の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、医療費の自己負担を補助する独自の福祉医療費助成を実施しています。

48 防疫対策等の推進

[要望・提案先：内閣官房・内閣府・厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 医療圏ごとの感染症連携拠点病院整備に関する制度創設
- 都道府県の感染症対策を総括的に担う感染症専門施設への支援
- 海外からの感染症に対して効果的な対応を可能とする検疫体制の整備

1 現状・課題

- ・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく医療措置協定締結医療機関と連携して、感染拡大時に各地域において、感染症患者の症状に応じた良質かつ適切な医療を提供することができるように、感染症医療に係る専門機能を有する感染症連携拠点病院を整備するため、都道府県が地域の実情を踏まえて医療圏ごとに感染症連携拠点病院を指定する制度を創設することが必要です。また、感染症対策の拠点となる感染症専門施設については、設置のみならず、運営や機能強化に対して財政的支援を行う必要があります。
- ・海外からの検疫感染症の持ち込みを水際で防ぐため、わが国で発生していない感染症の海外における拡大時には、検疫の体制を迅速かつ適切に強化することが必要です。

2 本県の取組

- ・本県では、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症対策の司令塔となる「ふじのくに感染症管理センター」を令和5年4月に開設し、施設改修や東部保健所細菌検査課の移転による検査機能の確保などを行い、令和6年4月から本格始動しています。引き続き、10年後を見据えて感染症への対応力を強化し、「防疫先進県」を目指してまいります。
- ・改正感染症法に基づき、県感染症対策連携協議会を設け、新興感染症に備えるために令和5年度に改定した感染症予防計画を推進し、保健・医療提供体制の確保（病床、発熱外来、医療人材等の確保）に向けて、医療機関と医療措置協定締結などに取り組んでいます。
- ・また、ICTを活用した業務のデジタル化とデータ管理を一元化する情報プラットフォームを構築しており、デジタル化による業務の効率化や情報発信機能の充実を進めています。

49 肝炎治療特別促進事業の円滑な実施

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 肝炎対策の充実を図るため、肝炎ウイルス検査を実施する企業等への国庫補助制度の創設
- 感染被害者への救済制度の更なる周知や公平な補償、救済の促進

1 現状・課題

- ・40代を中心とする現役世代の治療率が低く、職域を中心とした肝炎対策の取組が必要となっています。
- ・過去の集団予防接種の注射器使い回し（請求期限：令和9年3月31日）や、肝炎ウイルスが混入した血液凝固因子製剤等の投与による薬害肝炎の感染者（請求期限：令和10年1月17日）の救済については、因果関係の証明が困難等の理由により、提訴できない感染者や制度を知らない対象者も多く存在します。

2 本県の取組

- ・「静岡県肝疾患対策推進計画」に基づき、肝疾患死亡率を低減するため、インターフェロン治療等を必要とする肝炎患者の経済的負担を軽減するとともに、相談・検査から治療まで総合的な肝炎対策を推進しています。

肝炎治療に対する医療費助成実績

（単位：件、千円）

区分	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
受給者証交付件数	2,733	2,517	2,309	2,448	869
助成件数	8,283	7,980	7,392	7,170	2,527
助成金額	151,015	137,985	114,466	110,704	43,418

※令和6年度は8月末時点

50 定期予防接種の見直し

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- おたふくかぜワクチン、RSウイルスワクチン（妊婦向け）及びRSウイルス抗体製剤（乳児向け）の、定期予防接種への速やかな位置付け
- 麻しん蔓延防止のため、十分な定期接種の機会がなかった年齢層に対する麻しんの定期予防接種の速やかな実施
- MRや日本脳炎をはじめとする予防接種ワクチンの安定的な供給を実現するためのワクチン生産体制の整備
- HPVワクチン普及啓発の更なる強化
- HPVワクチン接種後に副反応が生じた患者に対する健康被害救済制度の迅速な支給認定審査と補償内容の充実
- 骨髄移植等、造血幹細胞移植を受けた小児・AYA世代のがん患者へのワクチン再接種を予防接種法上の定期予防接種への位置付け

1 現状・課題

- ・国は、平成25年度から市町村の実施する定期接種費用の9割を地方交付税措置するとともに、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、高齢者用肺炎球菌を順次定期接種化し、平成28年10月からはB型肝炎ワクチン接種が、令和2年10月からはロタウイルスワクチン接種、令和7年4月から带状疱疹ワクチンが定期接種化されました。
- ・広く接種を促進していくことが望ましいとされた乳幼児向けのおたふくかぜワクチンや、RSウイルスワクチン（妊婦向け）及びRSウイルス抗体製剤（乳児向け）についても速やかに予防接種法における定期接種に位置付ける必要があります。
- ・また、風しんに妊娠中の女性が罹患すると出生児に難聴・白内障等の障害が生じる先天性風しん症候群の発生が危惧されることから、各自治体が、必要な者に対する抗体検査とワクチン接種を実施しています。
- ・麻しん定期予防接種は、平成18年以降は2回接種とされましたが、それ以前に接種した世代は1回接種のため、十分な抗体価が確保できていない恐れがあります。
- ・予防接種ワクチンは通常の定期接種必要量を安定的に、かつ、対象疾病が流行した際には、任意接種分を含めた需要量に柔軟に対応できる供給体制が必要となります。

【県担当課】感染症対策課

- ・H P Vワクチン接種後の副反応については、因果関係の解明を行い、接種後に副反応が生じた患者に支援を行う必要があります。
- ・子宮頸がんを予防するためH P Vワクチンの有効性の普及啓発を通じて理解の促進を図るとともに、学校や企業、経済団体等に対象者への情報提供を依頼する等、接種がさらに進むよう取り組む必要があります。
- ・小児・A Y A世代の若年がん患者が、がん治療として骨髄移植等を伴う化学療法を受けた場合、その影響で接種済みのワクチンによる抗体が失われ、予防接種の打ち直しが必要になることがあります。再接種の費用は全額自己負担となっています。
- ・小児がん治療における予防接種の打ち直しについては、一部の地方自治体において、独自の制度による再接種費用の助成を実施していますが、長期にわたり治療を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保と同様に、全国で統一した特例措置を創設する必要があります。

2 本県の取組

- ・予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止するために予防接種を実施し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図っています。

51 晩年における医療・ケアに関する希望を叶えるための環境づくり

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 人生の晩年や末期^{まっご}に関する本人の意思を表明した書面について、法的な効力を高める措置
- 身近な医療従事者であるかかりつけ医が、晩年の治療に関する本人の意思をカルテに記載する仕組みの構築

1 現状・課題

- ・医療従事者は、本人の意思を表明した書面がない場合、本人が望まない場合であっても人工的水分・栄養補給法や胃ろう等の延命治療をしなければならない場合があります。
- ・一方で、令和4年度に本県で実施した県民調査における、「終末期医療における家族や親族との話し合い状況」の回答では、書面に残している者は3.2%と非常に低い状況です。
- ・また、本人の意思を表明する書面がある場合でも、現状は法的有効性が不十分であることから、医療従事者は、患者の治療の中止を巡って本人以外の意思にさらされる可能性があります。
- ・法的有効性を高めるためには、かかりつけ医によるカルテへの記載も本人の意思を残す有効な手段と考えられますが、取組は進んでいません。
- ・同様に、本人の意思を表明する書面の公正証書化も考えられますが、一般に馴染みが薄いことから、行政が手続を支援するなど、公正証書化に取り組みやすくなる仕組みづくりが必要です。

2 本県の取組

- ・平成31年3月に医療・介護従事者、行政、NPO、ジャーナリズム、文化研究者等による「人生の最終段階における医療・ケアの在り方」に関する検討会を設置し、令和3年3月、3年にわたる議論を取りまとめた提言書「人生100年時代における自分らしい晩年そして末期のために」が県に提出されました。
- ・提言書を県ホームページで公開し、本人の意志を表明するために検討会が新たに提案した書式「生きかた死にかたー私のこだわり覚え」をダウンロードできるようにしています。

【県担当課】医療政策課

- ・現在、ACP（Advance Care Planning いわゆる「人生会議」）やACPノートなどの意思表示書に関する普及啓発を図るため、医療・介護従事者、あるいは県民向けにセミナーを開催するなどしています。
- ・令和6年度には、市町職員を対象とした研修会の開催、住民へのACP普及・啓発のための地域懇談会等の実施など、市町と関係機関の連携のもとACPの普及に取り組んでいます。

52 認知症とともに暮らす地域づくりの推進

[要望・提案先：内閣府・厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 認知症の人が起こした事故の損害賠償に対する支援制度の創設[内閣府・厚生労働省]
- 認知症疾患医療センターの設置・運営にかかる支援の充実[厚生労働省]

1 現状・課題

- ・高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の急速な増加が見込まれる中で、若年性認知症の人への支援も含めて、認知症施策の推進は重要です。
- ・単身世帯の増加に伴い、社会的孤立のリスクの高い独居高齢者が増加することが予想され、認知症かつ独居であっても社会的支援が確実に行き届く体制づくりが急務です。
- ・また、認知症の人が起こした事故などにより、第三者に負わせた損害を家族等が損害賠償を求められる事態に備え、民間保険を活用した事故救済制度をはじめとした対策も求められています。
- ・さらに、在宅高齢者をはじめ、地域で援護を要する人を、家族だけでなく、地域で共に支え合う体制づくりや在宅で介護する人が介護しやすい環境を整備する必要があります。
- ・認知症の対応には早期発見、早期対応が重要ですが、認知症高齢者等の増加に伴い各認知症疾患医療センターにおける初診までの待機日数の長期化が課題となっています。このため、認知症疾患医療センターを追加指定し、待機日数の短縮を図っていく必要があります。神経画像検査（CT、MRI）、脳血流シンチグラフィ（SPECT）などの設備整備や患者数の増加に対応した専門医の配置など、運営体制強化の支援の充実が必要です。

2 本県の取組

- ・本県では、国が策定した「認知症施策推進大綱」（令和元年6月）及び「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和6年1月施行）に沿って、令和6年3月、「認知症とともに暮らす地域づくり」を柱の一つに掲げ、「第10次静岡県長寿社会保健福祉計画」を策定し、認知症の人を含めた県民一人ひとりが支え合い共生する社会を目指し、「認知症を正しく知る社会の実現（知る）」「認知症の発症を遅らせる環境の整備（遅らせる）」「地域で支えあいつながる社会の実現（「支え合う」）」「誰もが障壁なく暮らす地域づくり（暮らす）」の視点から施策に取り組んでいます。
- ・さらに、認知症の人が行方不明時に早期発見・保護できるよう、見守りが必要な人を全ての市町が事前登録し、所管の警察署と共有する取組を推進しており、一部の市町では、事前登録と併せて、認知症の人の事故を補償する民間保険への加入を支援しています。
- ・また、令和7年4月1日に認知症疾患医療センターを1か所追加指定し、県12か所、静岡市3か所、浜松市1か所の合計16か所を指定しています。今後も、地域の実情を踏まえ、さらなる拡充を図ることとしています。

【県担当課】福祉長寿政策課

53 介護保険制度の円滑な推進

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 介護報酬の引上げ
 - ・ 介護職員等の給与の適切な水準への引上げ
 - ・ 職員の資格、経験を適切に反映した介護報酬の改定
 - ・ 居宅介護サービス計画費及び介護予防サービス計画費の引上げ
 - ・ 訪問介護の介護報酬の引上げ
 - ・ ユニットケアに対する人員配置に見合った介護報酬の引上げ
 - ・ 介護職員処遇改善加算の引上げ
 - ・ 地域密着型介護福祉施設サービス費の引上げ
 - ・ 介護保険関連施設の大規模修繕に対応するための引上げ
- 介護支援専門員の国家資格化
- 訪問看護の安全対策・ハラスメント対策の充実
- 介護サービス利用者への支援
 - ・ デジタル等を活用した要介護・要支援認定の迅速化
 - ・ 在宅で安心して生活できるよう、居宅サービスの支給限度額の引上げ
 - ・ 介護保険料の上昇を抑制するための公費負担の充実
 - ・ 財政調整交付金の調整事由に介護サービスの供給量を加味する等の見直し
- 低所得者対策の一層の充実
 - ・ 高額医療合算介護サービス費などの低所得者対策の一層の充実を図るとともに、特に所得の低い方でも老人保健施設や介護医療院などの施設サービスを受けられるような負担軽減措置の充実
 - ・ 所得の低い方でも認知症対応型共同生活介護サービスや小規模多機能型居宅介護サービスの宿泊サービスが利用できるよう負担軽減措置の充実
- 地域包括支援センターに係る予算措置の充実
 - ・ 地域包括支援センターへの人員配置増加や要支援者の介護予防サービス支援計画書作成費用の増額等、予算措置の充実
- 市町独自の高齢者福祉事業が円滑に展開できるよう、地域支援事業交付金の対象範囲の拡大及び市町が単独で事業を実施するための財政措置の充実

○ 介護人材の確保

- ・ 介護人材の確保・育成を図るための財源の確保
- ・ 介護福祉士修学資金貸付事業の制度見直し

○ 外国人介護職員受入れのための支援

- ・ 外国人介護職員に係る加算の創設
- ・ E P A（経済連携協定）による介護福祉士候補者について、在留期間を延長できる対象者の拡大及び受入施設の負担軽減措置
- ・ 外国人留学生への奨学金に係る補助対象期間の拡大

○ 地域医療介護総合確保基金（介護分）の充実

- ・ 地域医療介護総合確保基金（介護分）の十分な財源確保及び内示の早期化
- ・ 地域医療介護総合確保基金（介護分）を活用して実施する介護人材の養成、確保、定着支援事業について、対象事業を限定せず、都道府県の裁量により主体的に取り組むことができる措置
- ・ 地域医療介護総合確保基金による施設整備にかかる十分な財源の確保及び大規模修繕に係る補助条件の緩和

1 現状・課題

- ・ 介護職場の人材不足が深刻であるため、介護報酬の引上げや介護職員処遇改善加算などにより介護職員の処遇改善が図られていますが、介護職員の確保のためには、更なる介護報酬の引上げ、国の補助や支援の継続が必要です。
- ・ また、物価高騰の影響により、介護サービス事業の経営は引き続き厳しい状況にあるため、介護報酬の引上げ、国の補助や支援策の拡充など迅速な対応が必要です。
- ・ 介護支援専門員は、一定の医療・介護の法定資格等を有する者が実務研修受講試験に合格し、実務研修を受講後に県の登録を受けることにより資格を取得しますが、受講試験や実務研修は国が指示する全国共通の内容であり、試験・研修は、国の責任において専門の養成機関等の設置により担われることが必要です。
- ・ 県が行った実態調査では、多くの訪問看護事業所から、利用者からの暴力・ハラスメントに悩まされているとの報告がありますが、複数名による訪問対応で暴力・ハラスメントの防止に繋がります。
- ・ 現在、国においては、要介護認定の迅速化や事務負担の軽減の観点から、デジタルの活用や市町村の認定期間の見える化などが議論されていますが、期間の見える化に当たっては、デジタルなどの活用により審査期間が確実に短縮できることを前提として実施することが必要です。

【県担当課】福祉長寿政策課・介護保険課・福祉指導課

- ・外国人介護職員の採用・育成にはコストがかかり、また、指導担当者の負担が大きいため、外国人介護職員の雇用に踏み切れない事業所もあることから、外国人介護職員の配置に係る加算の創設などの対応が必要です。
- ・介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生の就労予定先の介護施設等が負担する奨学金等の費用の一部を助成する制度について、本県の日本語学校の中には、介護専門コース（２年間）を設ける学校もあることから、日本語学校生の補助対象期間を２年間とするなどの対応が必要です。
- ・地域医療介護総合確保基金（介護分）について、令和７年度当初予算は、令和５年度と比較して２１０億円減額されており、基金事業を継続的かつ安定的に実施するためには、十分な財源を確保していく必要があります。また、国内示の時期が遅く（令和６年度は令和７年２月）、基金事業の執行に支障が生じています。年度当初から基金事業を円滑に執行できるようにするため、国内示の早期化が必要です。

２ 本県の取組

- ・必要なサービスの安定提供のため、人材の確保に加え、能力・資格・経験に応じた給与・処遇体系を定める「キャリアパス制度」の導入支援などにより、介護職員が将来展望をもち、長く働くことができる働きやすい職場環境を整備してきました。

＜県所管の介護サービス事業所に係る介護職員処遇改善加算届出等の実績＞

	対象 事業所	届出 事業所	加算 届出率	キャリアパス要件 Ⅰの割合
R 3	2, 175	2, 026	93. 1%	96. 3%
R 4	2, 183	2, 045	93. 7%	94. 0%
R 5	2, 214	2, 054	92. 8%	96. 0%

＊ キャリアパス要件Ⅰの割合…職位職責に応じた給料表等の整備をしている事業所の割合

- ・本県では、いつでもどこでも誰でも必要な施設サービスを受けられるよう、静岡県長寿社会保健福祉計画に沿って、計画的な関連施設等の整備を促進してきました。
- ・将来的に必要とされる介護・福祉人材の確保のため、若年層を中心とした県民の介護・福祉の仕事に対する理解を深めるとともに、多様な人材の新規就労や、待遇改善、業務効率化による職員の負担軽減等を通じた職場定着を促進してきました。
- ・訪問看護に係る暴力・ハラスメント対策として、県訪問看護ステーション協議会に委託し、事業所等向けに暴力ハラスメントへの対応や防止方策の研修会を行っています。
- ・外国人介護職員の確保に対する支援を強化するため、静岡県国際介護人材サポートセンターを設置したほか、海外合同面接会や、外国人留学生に対し介護事業所が負担する奨学金の一部を県独自で支援するとともに、日本語研修の実施等により職場定着を促進しています。

【県担当課】福祉長寿政策課・介護保険課・福祉指導課

54 障害者支援施策の充実

[要望・提案先：内閣府・厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 障害のある人が地域で安心して暮らすことができる社会を目指して、当事者団体の意向を踏まえた以下の点に関する適切な対応[厚生労働省]
 - ・ 所得の少ない障害のある人に対するサービス利用料等の減免措置や障害年金制度などの所得保障の改善
 - ・ 地域の相談支援体制の充実及び相談支援事業者に対する経営基盤強化のための支援の拡充
 - ・ グループホームや就労継続支援B型などの事業所の運営実態に即した報酬単価の改善等による事業者の経営基盤の安定化
 - ・ 触法行為者及び重症心身障害児(者)等支援が困難な利用者への支援制度の充実
 - ・ 障害のある人が制限なく必要な支援を受けられるシステムの導入及び支給決定基準の明確化
 - ・ 市町の障害者自立支援給付に係る超過負担の解消
 - ・ 就労選択支援の円滑な実施に必要な人員・体制の確保に向けた支援の充実
- 移動支援や日常生活用具等給付など地域生活支援事業を安定的に実施するため、市町の事業実績に見合った十分な財政的な裏付け[厚生労働省]
- 障害のある人が必要な情報を取得・利用して円滑な意思疎通を実現するための事業への十分な財源の確保[厚生労働省]
- 発達障害児者への支援の充実
 - ・ 必要な支援を効率的に行うために必要な実態調査の実施[厚生労働省]
 - ・ (仮称) 発達障害者手帳制度の創設[厚生労働省]
 - ・ 発達障害の早期発見・早期支援に必要な乳幼児健診等におけるアセスメント手法の開発[厚生労働省]
 - ・ 発達障害を診断できる専門医の早期養成[厚生労働省]
 - ・ 児童発達支援センターにおける食事提供方法に係る施設内調理以外の方法への緩和[内閣府]
 - ・ 発達障害に対応する就労移行支援事業所への支援など就労支援の充実[厚生労働省]

- 医療的ケア児支援センターの設置など、医療的ケア児支援法で求められる措置に対応するために必要な情報提供及び十分な財政的な裏付け〔内閣府〕
- 精神障害のある方への支援の充実〔厚生労働省〕
 - ・ 精神保健福祉手帳の交付を受けた人に対する有料道路通行料金等の他手帳と同等の割引の適用
 - ・ 精神保健福祉法の改正に伴う、入院者訪問支援事業の新設や虐待通報の義務化への対応など、新たな事務負担に対する財政措置の充実
 - ・ 精神障害者が安心して在宅で生活するための精神科救急医療体制を整備するため、都道府県の要望に即した国庫補助金の配分
 - ・ 災害拠点精神科病院に係る診療報酬への加算等制度の創設
- 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金など障害福祉サービスの提供基盤の整備に対する財政支援の充実及び着実な実施に向けた早期内示〔厚生労働省〕
- 受講することが障害福祉サービス等報酬の加算要件とされている研修（高次脳機能障害支援研修、障害者ピアサポート研修等）を実施する都道府県への財政措置・技術的支援〔厚生労働省〕

1 現状・課題

- ・ 所得の少ない障害のある人に対しては、これまでも障害福祉サービスの利用者負担軽減措置が講じられてきましたが、他の制度も含めて負担のあり方や、障害基礎年金の公平な給付など、所得保障の検討が必要です。
- ・ 障害のある人の地域生活を支援するためには、相談支援体制の充実を図るとともに、必要なサービスを提供できる基盤の計画的な整備が必要です。
- ・ 障害福祉サービスを利用する全ての人にサービス等利用計画を作成していますが、基本相談に係る報酬が算定されていないなど、計画策定に当たっての相談支援事業所への負担が大きいため、相談支援事業所に対するより一層の支援が必要です。
- ・ 一方、障害福祉サービス提供事業者は、個別支援計画を作成し、均質なサービスの提供を行うこととなっていますが、それぞれの障害特性や個人の個性に合わせた必要な支援を行っているとは言えないのが現状であり、画一的でない、障害のある人が必要とする支援が受けられるきめ細かなシステムの構築が必要です。
- ・ 障害のある人が自ら受けたいサービスを選択できるよう、自己選択・自己決定ができるシステムづくりと、進路やサービスについての多様な選択肢の提供が必要です。特に障害支援区分や就労経験の有無などによって利用できるサービスが制限され

ない、自ら望むサービスが提供されるシステムづくりが不可欠です。

- ・ 障害のある人の移動支援や日常生活用具等給付は日常生活上不可欠であり、障害者総合支援法の地域生活支援事業に位置付けられていることから、地域格差を生じることなく適切な水準を確保し、安定的に事業実施するための財政支援が必要です。
- ・ 障害者総合支援法改正により、令和7年10月からサービスを開始する就労選択支援が円滑に導入されるためには、就労選択支援員の養成や新規事業所への適切な支援が必要です。
- ・ 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」では、障害のある人全てがあらゆる分野の活動に参加するために、情報の取得利用と円滑な意思疎通に係る施策を総合的に推進することとされていますが、地域格差を生じることなく安定的に事業を実施するには、国による地域生活支援事業を適切に実施するための十分な財政支援が必要です。
- ・ 発達障害児者に必要な支援を効率的に行う体制を整備するためには、発達障害児者の実態把握を行う必要があります。また、支援が必要な発達障害児者の把握のためには、発達障害の特性を反映した手帳制度の創設が必要です。
- ・ 発達障害は早期発見、早期支援が重要であるため、診断が可能な医師の確保に加え、早期発見、早期支援のためのアセスメント手法の開発や人材の養成が必要です。
- ・ 本県内の児童発達支援センターの設置は、施設の設備基準が障壁となり進んでいません。障害のある子どもへの食事提供方法等の基準が緩和される必要があります。
- ・ 知的障害を伴わない発達障害者は、現在の障害者支援策では適切な支援が受けられず、職場に定着することが困難なため、成人期における就労支援体制の充実が必要です。
- ・ 都道府県には医療的ケア児支援センターの設置等が求められていますが、安定的に事業を実施するためには十分な財政的支援が必要です。
- ・ 障害者手帳の交付を受けた人は様々な福祉サービスを受けられますが、精神保健福祉手帳に係るサービスは、他の手帳に係るサービスよりも対象が限られています。
- ・ 精神保健福祉法の改正に伴い、都道府県では、入院者に対する訪問支援事業の実施や精神科病院での虐待通報の義務化による通報受理後の対応など新たな事務負担が生じています。また、市町が行う精神保健に関する相談支援に関して必要な援助を行うこととなるため、組織体制の強化が必要になります。
- ・ 精神科救急医療体制に要する国庫補助金が削減され、精神障害者が安心して在宅で生活するための事業の実施に支障を来しています。
- ・ 災害拠点精神科病院には、災害時における精神科病院からの患者の受入れや精神症

状の安定化など災害精神医療の拠点としての機能が求められる一方で、災害拠点病院のように診療報酬への加算等のインセンティブがありません。今後、更に災害拠点精神科病院を整備し、維持していく上で、診療報酬への加算等は不可欠です。

- ・社会福祉施設整備費国庫補助金は国の当初予算額が要望を大きく下回る年度もあるため、計画的に進められず、基盤整備の進捗に支障を来すことがあります。また、補助金の内示時期が例年6～7月であり、事業者は年間の事業見通しが立たない上、内示後の工事の発注手続や適正工期の確保などが大きな負担となっています。
- ・障害福祉サービス報酬において、都道府県が実施する研修受講を加算要件とする項目（高次脳機能障害支援体制加算、ピアサポート体制加算）が設けられていますが、都道府県には、研修の実施に係る補助はあるものの、企画運営等には支援がなく負担が大きくなっていることから、財政措置に加えて、研修の企画段階から助言するアドバイザーの派遣等、研修を円滑に実施するための支援が必要です。

2 本県の取組

- ・「ふじのくに障害者しあわせプラン」に基づき、日中生活の場である障害福祉サービス事業所や居住の場となるグループホームの整備を着実に進めています。
- ・平成30年3月に静岡県手話言語条例を制定し、県民の手話への理解の促進と手話を使いやすい環境の整備を進めています。
- ・発達障害者支援センターを設置し、発達障害者への相談支援等を行っていますが、成人期からの相談割合が高く、相談内容は複雑化・多様化しています。
- ・医療的ケア児を含む重症心身障害児(者)に対する支援として、福祉・医療・当事者団体等の関係者で組織する協議会において施策を検討するとともに、日常生活の支援、相談体制の整備、専門人材の確保・養成に関する事業を実施しています。
- ・精神保健福祉手帳の交付者により多くの支援策が講じられるよう、各方面に協力を依頼するなど、精神障害者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図っています。
- ・精神科救急医療体制において、精神科救急の入院治療が必要な措置・医療保護者の受入施設を確保してきました。
- ・精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるようにするため、医療、福祉、行政等が連携し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めるための事業を実施しています。
- ・災害拠点精神科病院として4病院を指定しており、今後、更なる整備を目指します。
- ・自らの障害や疾病の経験を活かしながら障害者の地域移行や地域生活を支援するピアサポート活動を推進するため、障害者ピアサポート研修を実施しています。

55 医療的ケア児等及びその保護者への支援の充実

[要望・提案先：文部科学省]

【要望・提案事項】

- （特支・義務）医療的ケアを行う医療的ケア看護職員を適切に配置するための支援の充実
- （特支）医療的ケア児等が保護者の付添いなしに通学するための支援の充実
- （特支）医療的ケアを行う医療的ケア看護職員の確保など医療・福祉との連携強化

1 現状・課題

- ・医療的ケアが必要な児童生徒が増え、そうした児童生徒が特別支援学校へ通学を希望することが多くなっています。
- ・本県では、現在 19 校に 81 人の医療的ケア看護職員（以下、学校看護師と言う。）を配置し、たんの吸引や経管栄養など医療的ケアを実施していますが、障害の重度・重複化、多様化が進んでいるため、更なる学校看護師の配置が必要です。
- ・高度な医療的ケアとなる人工呼吸器管理については、学校体制下での安全面と対応できる学校看護師の確保に努めておりますが、半数近い学校看護師が人工呼吸器を扱った経験がないなど、課題が生じています。
- ・医療的ケア児の通学支援については、車両経費は就学奨励費を活用していますが、付添い看護師の委託経費は対象となっていません。
- ・また、学校設置者による福祉車両やスクールバスの用意も、地方では事業者の確保が難しく、車両の購入には高額な経費を要するため、国による支援が必要です。
- ・学校看護師不足や報酬の高額化、福祉車両の確保など適切な医療的ケア児の支援には、教育と医療・福祉の連携協力が必要不可欠となっています。
- ・小・中学校でも日常的に医療的ケアが必要な児童生徒が増加しており、学校看護師配置のため、学校を設置する市町の財政的負担が増加する中、切れ目ない支援体制整備充実事業（医療的ケア看護職員配置事業）での国庫補助の拡充が望まれます。

2 本県の取組

- ・令和 5 年度に開始した医療的ケア児の就学支援事業を継続しています。
- ・令和 6 年度から対象児童生徒が在籍する全ての県立特別支援学校で人工呼吸器管理を実施しています。
- ・学校看護師の確保に向けて、県看護協会や福祉関係機関等との協議を行っています。

【県担当課】特別支援教育課・義務教育課

56 聴覚障害児支援の充実

[要望・提案先：内閣府・厚生労働省]

【要望・提案事項】

○ 聴覚障害児の早期かつ適切な療育を実現するための支援

- ・医療や補聴機器等の進歩に対応した適切な療育方法（療育プログラム）の確立のための支援
- ・乳幼児の聴力検査や聴覚障害児の療育に携わる専門的人材の確保及び資質の向上
- ・医師が補聴器の装用が必要と認めた軽度・中程度難聴児に対する補聴器の購入費用助成事業の創設

1 現状・課題

- ・先天性難聴は1000人に1人から2人であるが、乳幼児期の難聴は、早期発見、早期治療（1歳までに人工内耳）及び適切な療育が行われた場合には、健聴児と同様の音声言語の獲得ができるといわれています。
- ・乳幼児期からの早期療育を行うためには、受け皿となる体制の整備が必要であるが、エビデンスに基づいた人工内耳装用児に適切な療育プログラムがなく、療育を担う機関も明確になっていません。
- ・乳幼児の聴覚検査や評価、人工内耳装用児への適切な支援や療育に携わる言語聴覚士等の専門的人材が不足しています。
- ・身体障害者手帳の交付対象外の軽度・中等度難聴児には、補聴器が必要な場合でも購入費に対する公的助成制度がなく、保護者の経済的負担が大きくなっています。

2 本県の取組

- ・本県では、令和3年4月に開学した社会健康医学大学院大学において、聴覚障害児支援の専門科目を設け、人材の育成を進めています。
- ・国内では、人工内耳装用児向けの専門的な療育手法が確立されていないことが課題であったため、令和4年度から本県独自の療育プログラム構築のため、乳幼児聴覚支援センター職員等を聴覚障害児支援の先進国であるオーストラリアへ派遣し、研修などを行うとともに、保健、医療、福祉及び教育など聴覚障害児支援関係者による療育の検討を行いました。
- ・令和5年度は、オーストラリアの中核的療育機関シェパードセンターの療育手法を取り入れ、音声言語の獲得を目指すパイロット的な療育の場の整備に向けた検

【県担当課】 こども未来課・障害福祉課

討を行いました。

- ・ 令和6年度には、県、県立病院機構、シェパードセンターにより静岡県聴覚障害児の療育モデル事業にかかる三者協定を締結し、療育モデル事業の制度設計、スタッフ研修等の準備を進めました。
- ・ 令和7年度は、来日するシェパードセンターのスタッフから、県立総合病院スタッフが直接指導を受けながら実際に児童を受入れ、療育を開始します。
- ・ また、県内分娩取扱医療機関における耐用年数を迎えた新生児スクリーニング検査機器AABR（自動聴性脳幹反応）の更新等にかかる費用への助成を行い、より精度の高い検査体制を整備しています。

57 民生委員・児童委員の担い手確保

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

○ 民生委員・児童委員の担い手確保に向けた委員活動の負担軽減、活動環境の整備及び現行制度の抜本的見直しに向けた検討

1 現状・課題

- ・ 民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）の選任に当たっては、市町や自治会等がそれぞれ選任者の人選に努めていますが、高齢者雇用安定法の改正等を背景に 60 歳以降も就労される方が増加したことなどにより、本県の令和 7 年 4 月時点の充足率は 97.5%に留まっています。
- ・ 現場からは、活動費の充実や民生委員の活動範囲及び役割の明確化といった活動環境の整備に関するもののほか、担い手確保のため、年齢基準の撤廃や民生委員に対する報酬の支払い、任期の見直し、民生委員活動と就労の両立が可能な体制整備など、現行の民生委員制度の抜本的な見直しを求める声が上がっています。
- ・ 支援ニーズの多様化や業務量の増加により民生委員の負担が増大し、民生委員の担い手不在地区等が生じています。さらに、定年延長等による就労者の増加に伴い、ますます民生委員の担い手確保が困難になっていることから、民生委員・児童委員協力員の配置などにより民生委員活動の負担軽減と働きながら活動できる環境整備が必要です。
- ・ 民生委員の活動を知らない住民が増えていることから、現役民生委員による活動ややりがいを紹介する動画を活用するなど、わかりやすい広報が必要です。

2 本県の取組

- ・ 本県では、地域住民の相談を受け、関係機関につなぐ民生委員の活動を推進するため、民生委員への研修や活動についての広報等を実施しています。
- ・ 静岡県民生委員児童委員連絡協議会と現場の課題や担い手確保策等について定期的に意見交換するとともに、研修や広報・啓発活動の充実に向けた取組を強化しています。

【県担当課】 地域福祉課

58 生活保護制度等の適正な運用

[要望・提案先：内閣府・厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 生活保護制度の改善、生活困窮者自立支援制度における財源の確保[厚生労働省]
- 救護施設における他の福祉施設と同等の処遇改善と業務の効率化の充実[厚生労働省]
- 生活保護法に基づく調整会議等、支援に関する会議体の柔軟な運用
[内閣府・厚生労働省]

1 現状・課題

- ・生活保護法の運用に当たっては、基準額見直し（増額）の要望や、夏季加算の導入などの要望も非常に多いことから、地方自治体の意見を取り入れ、適正かつ確実に成果を出す必要があります。
- ・コロナ禍からの持ち直しの傾向は見られるものの、物価高騰の影響等により生活保護受給世帯数が増加傾向にあることや、複雑かつ複合的な課題を抱える要保護者に対し、時間をかけてきめ細かく対応していくために、福祉事務所における具体的な負担軽減策を検討する必要があります。
- ・生活保護法及び生活困窮者自立支援法の一部改正により、居住支援等の強化、子どもの貧困への対応、支援関係機関の連携強化等の措置が講じられることから、実施にあたっては国庫補助率の引上げ等による財源の確保が必要です。
- ・救護施設からは、入所者の高齢化が進み、介護支援の負担が増していることなどから、職員の配置基準や支弁基準の基準額の見直し、夜間介護職員加算等の新設の要望や、他の福祉施設で制度化されている I C T 機器導入に対する補助金が認められていないため制度創設の要望があります。
- ・生活保護法に基づく調整会議等、法令ごとに支援に関する会議体の設置がそれぞれに求められていることから、既存の会議体と構成員が重複するなど、自治体の負担が生じています。一部の会議体については他の会議体の議事と兼ねることができることと示され、効率化は一定程度進みましたが、より効果的・効率的なものとするためには、そのほかの会議体についても、開催方法を自治体の裁量に委ねるなど、更なる柔軟な運用が求められます。

2 本県の取組

- ・複雑かつ複合的な課題を抱える生活困窮者等からの相談を受ける相談支援員等を支援するため、ヘルプデスクの設置や複数分野の専門家による相談会の開催など助言する場を提供しています。
- ・令和5年度から、生活困窮者を対象とした就労体験・就労訓練先を開拓し、マッチング・定着支援を行う事業を実施しています。

【県担当課】地域福祉課、健康福祉部企画政策課

59 国立療養所の将来構想の提示

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- ハンセン病療養所入所者の名誉の回復や偏見・差別の根絶に向けた取組の強化
- ハンセン病療養所入所者の医療と福祉の確保
- 国立駿河療養所の既存施設・機能を活用した将来構想の提示と実現
- 国立のハンセン病療養所に対する長期ビジョンの策定とその実現に向けた取組

1 現状・課題

- ・全国のハンセン病療養所に入所されている方は全国で 641 人、平均年齢 88.8 歳と、急速に高齢化が進行するとともに、入所者数も減少を続けています。
- ・また、国立駿河療養所の所在地である御殿場市が中心となって設置した「国立駿河療養所将来構想検討委員会」が平成 21 年度に、国に対して国立駿河療養所の将来について、人権啓発や地域との交流施設、または、福祉施設としての活用などを提言しています。
- ・療養所の外来・入院部門については、医療施設として一般に開放し、地域住民が利用しています。
- ・誤った政策が長く続いたことで生まれた偏見と差別は、今も回復者だけでなく、その家族も苦しめています。
- ・療養所の入所者からは、入所者の減少に伴い療養所の職員定数が削減され十分な医療・介護が受けられなくなるのではないかと、また、生活の場である療養所が将来どのように存続していくのか、不安の声が上がっています。
- ・平成 28 年以降、御殿場市が参加している「全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会」において、「入所者及び自治会の意向を尊重した療養所の将来構想策定と速やかな実現」を国会及び国に対して要望しています。

2 本県の取組

- ・ハンセン病療養所入所者里帰り等事業や、ハンセン病療養所等入所者家族生活支援などを通じ、本県出身入所者の福利厚生を高めています。

暮らし・
文化

60 多文化共生社会の実現に向けた施策の推進

[要望・提案先：内閣官房・内閣府・総務省・法務省・外務省・文部科学省
・厚生労働省・経済産業省]

【要望・提案事項】

- 多文化共生施策実施の根幹となる体系的・総合的な基本法の策定と多文化共生施策の司令塔となる組織の設置[内閣官房・内閣府・法務省]
- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等に盛り込まれた施策の国の主体的な措置と永続的で十分な財政措置[内閣官房・内閣府・総務省・法務省・外務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省]

1 現状・課題

- ・本県では、平成元年の「出入国管理及び難民認定法」の改正以降、主に製造業が盛んな市町において、在留資格「定住者」等の外国人県民が急増し、自治体が主導して日本語教育や生活支援、子どもの教育等の課題に対応してきましたが、こうした対応は受入れ自治体任せとなっているのが実情です。
- ・本県においては、外国人が定住する地域で、外国人の高齢化に伴う介護・年金などの問題や、日本生まれ日本育ちの第2、第3世代の教育が課題となっています。令和9年6月までに「育成就労制度」が施行されますが、長期間の就労や家族帯同が認められることで、こうした外国人の生活に係る課題は、今後は全国的な課題となることが明白です。
- ・「育成就労制度」の円滑な移行と外国人の受入れ環境整備を実現するためには、国が主体的に多文化共生施策に取り組む必要があることから、多文化共生施策実施の根幹となる体系的・総合的な基本法を策定することが求められます。また、国は「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等により取り組むべき多文化共生施策を示していますが、各省庁で統一的に着実に実行されるよう、出入国在留管理庁とは別に、「外国人庁」等の多文化共生施策実施の司令塔となる組織の設置が必要です。
- ・加えて地方自治体の多文化共生施策が確実に実施されるよう、国として責任をもって十分な予算を確保し、永続的な財政措置を行う必要があります。また、外国人の生活に係る諸課題を解消するため、例えば、医療分野においては、外国人に対する医療通訳者は高度な専門性を有し人材も限られているため、国が一元的に体制を整備することが必要です。また、外国人が言葉の問題で苦慮しているため、日本語教育の推進に関する法律に基づき、日本語教育を必要とする全ての外国人に対する日本語教育プログラムを構築することが必要です。このように、国が一元的に整備することが求められる施策については、国が主体的に措置を講じるとともに、多言語

【県担当課】多文化共生課

化や、やさしい日本語化を推進することが求められます。

県内国籍別在留外国人数

(単位：人)

順位	1	2	3	4	5	6	その他	総数
国籍	ブラジル	フィリピン	ベトナム	中 国	インドネシア	ネパール		
外国人数	32,151	20,737	20,277	10,555	7,356	5,944	27,261	124,281

(令和6年12月末現在 法務省「在留外国人統計」)

2 本県の取組

- ・本県では、外国人県民の増加に伴う社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、多文化共生審議会等において学識者や外国人県民等から意見を聴取するほか、課題に応じてプロジェクトチームを設置し、多文化共生に係る部局横断的な課題に全庁をあげて取り組んでいます。
- ・また、全国知事会に本県知事をリーダーとする「外国人の受入と多文化共生社会実現プロジェクトチーム」を立ち上げ、参加道府県とともに育成就労制度の適切な運用及び多文化共生社会の実現に向けた議論を行っています。

61 スポーツによる地域経済の活性化と共生社会の実現に向けた支援

[要望・提案先：文部科学省]

【要望・提案事項】

- スポーツホスピタリティ向上やスポーツDX推進など、地方自治体による“みる”スポーツの魅力向上を推進するための事業に対する支援
- 地域のスポーツコミッションの安定的運営及び事業推進に対する財政支援
- パラスポーツの振興にかかるハード・ソフト両面の環境整備に対する支援

1 現状・課題

- ・ 国はスポーツを成長産業に位置づけ、その収益をスポーツ環境の改善に還元し、スポーツ参画人口の更なる増大につなげる好循環を生み出すことで、市場規模を2019年の9.5兆円から、遅くとも2030年に15兆円まで拡大することを目指しています。本県においては、多くのプロスポーツチームの本拠地がある等、豊富なスポーツ資源に恵まれており、スポーツの成長産業化に向けた条件が整っていることから、その道筋を示す「しずおかスポーツ産業ビジョン」を令和7年7月に策定・公表する予定です。
- ・ ビジョンでは“みる”スポーツの拡大に先行して取り組むことで、その成果を地域スポーツの振興等、他の施策に波及させる好循環を生み出すことを目標としています。そのため、プロスポーツチーム等と連携し、スポーツホスピタリティの向上やスポーツDXを推進することで、“みる”スポーツの魅力を高めていくことやスポーツコミッションの安定的な運営及び機能強化を図り、豊富なスポーツ・観光資源を活かしたスポーツツーリズムを推進していくことが求められています。
- ・ また、東京2020パラリンピックを契機としたパラスポーツへの関心は、2024年のパリパラリンピックで更に高まっており、環境整備、裾野拡大やアスリートの発掘・育成等について、ハード・ソフトの両面を官民一体で推進し、共生社会の実現を目指していく必要があります。
- ・ 国では、地域のパラスポーツ振興拠点であるパラスポーツセンターを各都道府県ごとに1つ以上整備することを推進していますが、地方においては、施設整備や改修に多額の費用を要することが課題となることから、既存の複数施設の連携により必要機能を有する形態もパラスポーツセンターとするなど、各地域の実情に応じて、登録要件を緩和するなどの対応が求められています。

【県担当課】 スポーツ政策課・スポーツ振興課

2 本県の取組

- ・ 国の「スポーツ産業ビジョン」を踏まえ、本県においても、本県のスポーツ産業を成長産業化させるための基本的な方向性を示す「しずおかスポーツ産業ビジョン」を令和7年7月の公表に向けて策定するとともに、ビジョンの具現化に向けた取組を進めています。
- ・ “みる”スポーツの拡大に向けて、プロスポーツチーム、企業、金融機関、競技団体、大学等のスポーツ関係者が参加する「スポーツオープンイノベーションプラットフォーム」の立ち上げを進めるとともに、プロスポーツチームと連携した新規ビジネスの創出に取り組んでいます。
- ・ 令和5年4月に、スポーツイベントの開催や大会・合宿誘致等を進める「スポーツコミッションShizuoka」を設置しました。県内の豊富なスポーツ資源を活かし、従来から実施していたサイクルスポーツや武道に加え、モータースポーツやビーチ・マリンスポーツを通じたツーリズムを新しく推進しています。
- ・ 令和5年8月、全国初のパラスポーツに関する官民連携共同事業体「ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム」を設立し、官民一体となって、パラスポーツに関する環境整備、アスリート強化、裾野拡大等に取り組んでいます。
- ・ パラスポーツに関する環境整備の取組として、令和6年度に「静岡県における障害者スポーツセンター基本計画」を策定し、県、市町、民間の既存のパラスポーツで利用されている施設をつなぐ既存施設ネットワーク型の障害者スポーツセンターの整備に取り組んでいます。

62 文化財の後世への確実な継承と活用

[要望・提案先：文部科学省]

【要望・提案事項】

- 文化財を後世に継承する上で必要な修理、防災対策等を推進するための十分な予算の確保、技術者育成やDX推進に対する支援制度の充実
- 文化財の修理、防災対策等の事業における文化財所有者の負担の軽減
- 文化財保存活用大綱及び文化財保存活用地域計画の具現化に係る取組への技術的助言や財政支援

1 現状・課題

- ・過疎化・少子高齢化が進む中で、これまで地域で大切に守り伝えられてきた文化財の後世への継承は大きな課題です。本県ではこの課題に対し、県文化財保存活用大綱に基づき、文化財の確実な保存、文化財を支える多様な人材の育成、文化財の効果的な活用にオール静岡で取り組んでいます。
- ・大綱に示す姿の具現化には、文化財の経年劣化による定期的な修理や、地震や火災等の防災対策、来訪者に健全な状態で公開を行うための環境整備、3D等デジタルデータの取得等による文化財の現状把握等が将来にわたり必要であり、これらの補助要望に対応可能な国の予算措置が求められます。
- ・特に、個人の文化財所有者にとって、高額な修理費用は負担が大きく、現状の補助制度の枠を超え、財源状況に応じた一層の負担軽減は喫緊の課題です。
- ・また、文化財の修理に係る技術者も不足しています。県でも人材育成に取り組んでいますが、国から技術的支援を得ることで一層の技術力向上を図ることができます。
- ・県が策定した文化財保存活用大綱及び市町が作成した文化財保存活用地域計画は、記載内容の確実な履行が求められます。国からの技術的助言や財政的支援は、文化財の総合的な保存・活用の取組の推進力強化につながります。

2 本県の取組

- ・本県では建造物等の国指定等文化財の定期的な修理のほか、耐震・防火対策や活用に資するための整備にかかる経費について助成を行っています。
- ・県内の文化財を結びつけた魅力的なストーリーを認定する「しずおか遺産」制度の創設や、本県文化財の総合的なポータルサイト「レガシズ」を新設し運用を開始するなど、文化財の魅力発信に努めています。

【県担当課】文化財課

63 富士山における登山者の安全確保対策の充実

[要望・提案先：環境省]

【要望・提案事項】

- 富士山富士宮口五合目の来訪者施設（休憩所）整備に係る新規補助事業の創設
- 富士山須走口山頂付近の落石対策に係る調査及び落石防護壁の整備の実施

1 現状・課題

＜富士山富士宮口五合目の来訪者施設（休憩所）整備に係る新規補助事業の創設＞

- ・世界遺産「富士山」の五合目登山口には、夏の開山期における登山客のみならず、春から秋にかけ自然散策を楽しむ観光客など、国内外から多くの来訪者が訪れます。
- ・本県側の3つの富士山登山口のうち、例年最も多くの来訪者が訪れる代表的な玄関口である富士宮口五合目は、富士箱根伊豆国立公園（富士山地域）区域内に位置し、同公園計画において、休憩所の整備が事業計画として位置づけられています。
- ・しかしながら、唯一の休憩施設であったレストハウスは、放火による火災焼失のため、来訪者が富士山の自然を安全かつ快適に体験する施設がありません。
- ・現在は、富士登山者の安全確保に必要な、高度順応のための休憩施設や荒天時等の待避場所を欠く状態であり、開山期間中の応急対応として、プレハブや仮設トイレを設置しております。近年のインバウンド増加によるオーバーツーリズムの問題等も発生しており、来訪者の受入環境は大変脆弱な状況にあります。
- ・このような状況から、世界遺産富士山に相応しい新しい来訪者施設（休憩所）の早期整備が求められていますが、標高二千四百メートルという非常に厳しい条件下での工事という特殊要因に起因する高額な整備事業費の財源確保が大きな課題となっており、国の新規補助事業の創設が求められます。

＜富士山須走口山頂付近の落石対策に係る調査及び落石防護壁の整備の実施＞

- ・世界遺産「富士山」の須走口登山道は八合目で吉田口登山道と合流し、八合目以上の登山道は富士山登山者全体の約7割である約13.8万人（令和6年度実績）が利用しています。
- ・しかし、須走口八合目以上の登山道は、温暖化により永久凍土の融解と豪雨等により、落石の恐れが高く、危険な状態となっています。大勢の登山者が須走口頂上一帯に立ち並ぶ御来光時には、登山者が直下の登山道に落石を誘発する恐れもあります。

【県担当課】富士山世界遺産課

- ・このような状況から、登山者の安全対策のための対応が必要ですが、山頂付近の危険度合いや施工可能性の具体的状況把握ができておらず、調査が必要であるものの、八合目以上は富士山本宮浅間大社の所有地であり、かつ行政界も定まっておらず、実施主体・財源が定まっていない状況にあります。
- ・そのため、国立公園管理者である国（環境省）が主導して、富士山登山者の安全確保のため、落石対策に係る調査及び落石防護壁の整備を進めていくことが必要です。

2 本県の取組

＜富士山富士宮口五合目の来訪者施設（休憩所）整備に係る新規補助事業の創設＞

- ・来訪者の安全確保や富士山の保全に資する休憩施設として、県が整備を行います。
- ・早期の供用開始に向け、施設整備に係る基本計画の策定を行い、令和7年度以降に設計を進めるとともに、関係機関への許可申請を行い、速やかな工事着手及び供用を目指しています。

＜富士山須走口山頂付近の落石対策に係る調査及び落石防護壁の整備の実施＞

- ・山梨県と共同で、須走口登山道と・吉田口登山道が合流する八合目～山頂の登下山道において、登山道間違い防止や落石からの安全対策として、毎年度、登山者の安全確保のための誘導員を配置しており、令和7年度も引き続き実施します。
- ・さらに、夜間における視野が悪い中での落石からの安全対策として、令和7年夏から実施する登山規制では、夜間の弾丸登山も防止していきます。
- ・あわせて、県からの富士登山に係る安全対策周知広報においても、落石に係る注意喚起も行うなど、県としての安全対策を引き続き積極的に実施します。

防災・安全

64 災害時の広域応援体制の確立及び大規模な広域防災拠点の機能向上等に対する支援

[要望・提案先：内閣府・総務省・国土交通省]

【要望・提案事項】

- 専門職員の広域応援の実施に対応する窓口の一本化[内閣府・総務省]
- 国の具体計画に基づく大規模な広域防災拠点の機能向上等に対する支援の拡充
[内閣府・国土交通省]

1 現状・課題

- ・令和6年能登半島地震では、「応急対策職員派遣制度」に基づき、対口支援方式による応援が実施されましたが、専門職員については、各省庁が所管ごとに個別に応援団体と受援団体の組み合わせを決定・指示したことから、応援団体の事務が煩雑化するとともに、効率的・効果的な応援の支障となった場合もありました。
- ・被災地への広域応援の調整・指示の一元化を図るため、専門職員の応援を含む広域応援の実施に対応する窓口の一本化が必要です。
- ・富士山静岡空港は、国の中央防災会議幹事会で「救助・救急、消火活動等、医療活動、物資の受入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う大規模な広域防災拠点」に位置付けられました。
- ・南海トラフ地震発生後、速やかな災害応急対策活動を行うため、水道、電源、会議スペースの確保等、大規模な広域防災拠点の機能の一層の充実・強化が必要です。

2 本県の取組

- ・令和6年能登半島地震に係る被災地支援として、下記のとおり職員を派遣しました。

(令和7年4月1日現在)

区分	名 称	のべ人数(人)
健康 福祉	災害時健康危機管理支援チーム（静岡 DHEAT）	12(県 10、市町 2)
	災害派遣医療チーム（DMAT）	222
	日本赤十字社静岡県支部	55
	日本医師会災害医療チーム（JMAT）	45
	災害派遣精神医療チーム（DPAT）	12
	災害支援ナース	43
	薬剤師	12
	災害歯科支援チーム（JDAT）	27
	臨床検査技師	10
	保健師	113(県 79、市町 34)
	日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）	13
	日本災害リハビリテーション支援チーム（JRAT）	43
	静岡県災害派遣福祉チーム（DWAT）	79

【県担当課】危機政策課・危機対策課

	全国老施協災害派遣福祉チーム（老施協 DWAT）	2
	介護職員	5
	福祉職員	3
	生活福祉資金貸付事務対応職員	2
	災害ボランティアセンター	38
	健康福祉 計	736
行政	災害マネジメント支援チーム	83(県 75、市町 8)
	住家被害認定調査等の支援	138(県 34、市町 104)
	り災証明の交付	28(県 4、市町 24)
	避難所運營業務	164(県 50、市町 114)
	林道施設の被害状況調査	4(県 4、市町 0)
	被災建築物の応急危険度判定支援	20(県 20、市町 0)
	応急仮設住宅の建設支援	10(県 10、市町 0)
	公費解体に係る事務処理の支援	37(県 0、市町 37)
	下水道管路被害の調査	30(県 11、市町 19)
	水道管路被害の調査	13(県 13、市町 0)
	漁港関係施設被害の調査	2(県 2、市町 0)
	集団避難者（生徒）への支援・指導	4(県 4、市町 0)
	行政 計	533(県 227、市町 306)
	合 計	1,269

- ・これまで県では、大規模な広域防災拠点としての機能強化に向け、3億円余の整備事業を実施してきました。

航空燃料 タンク増設	航空燃料タンク 1 基(容量 200kl)を増設し、既存の備蓄等を含めて、県内で災害応急対策に従事する航空機の燃料（280kl）を確保
応援部隊の 受入基盤整備	砕石敷設・転圧を実施し、警察・消防・自衛隊等の応援部隊の活動拠点となる用地を整備(10ha)
空港現地運用班 活動環境整備	空港ターミナルビル内等に防災行政無線(地上系、衛星系)及び衛星携帯電話用アンテナ、活動資機材保管倉庫を設置

65 災害救助法の対象経費の拡大

[要望・提案先：内閣府]

【要望・提案事項】

- 住家被害認定調査及び罹災証明書の発行業務に要する経費の災害救助費への対象化及び研修・訓練等への財政支援措置
- 災害救助法における災害派遣福祉チーム等の派遣に係る傷害保険料への支援
- 災害救助法における災害ボランティアセンターの設置・運営等に係る支援対象経費の拡充
- 災害関連死を防ぐため、被災者の心身の健康維持及び良好な避難生活環境の確保に資する支援物資に係る災害救助法上の支援対象経費の拡充

1 現状・課題

- ・罹災証明書の発行及びその根拠となる住家被害認定調査は、各種の被災者生活再建支援業務に不可欠であることから、業務に要する経費を災害救助費の対象とするとともに、担当する職員等の研修や訓練等に係る経費への財政支援等が必要です。
- ・また、県と災害派遣に係る協定を締結している災害派遣福祉チーム隊員等が活動中の事故により、死亡し、負傷し、若しくは身体障害を有することとなった場合に備え、傷害保険に加入していますが、傷害保険料は災害救助法の支弁の対象となっておりません。隊員が被災地で安心して活動するためには、傷害保険への加入は必須であり、大規模災害では、広域派遣も想定されることから、国による支援が必要です。
- ・さらに、令和6年能登半島地震では、半島特有の道路の寸断による支援活動の難しさや、衛生面の課題が浮き彫りとなりました。特に、断水に伴い、飲料水はもちろん、トイレや風呂等の提供が遅れ、避難生活の質を確保することが困難な状況が見受けられました。災害関連死を防ぐため、被災者の心身の健康維持及び良好な避難生活環境の確保に資する支援物資に係る費用（トイレトレーラー（移動型の水洗トイレ）、簡易トイレ（ラップポン）、避難所以外に設置される避難者等が使用する仮設トイレなど）についても、災害救助法の対象とすることが必要です。

2 本県の取組

- ・市町に対し、住家被害認定調査研修を実施し、また令和6年能登半島地震等の被災地へ職員を派遣することで、住家被害認定調査のスキルアップを図っています。
- ・令和3年7月熱海市伊豆山土石流災害においては、熱海市からの派遣要請に基づき、熱海市伊豆山地区の土石流災害により避難している要配慮者に対して、静岡DWA Tを派遣し支援を行いました。
- ・令和6年能登半島地震では、石川県穴水町へ県内市町が所有するトイレトレーラー（移動型の水洗トイレ）、シャワートラックなどの派遣を行い、避難所に対する支援を行いました。

【県担当課】危機政策課・危機情報課・危機対策課・健康福祉部企画政策課・福祉長寿政策課・地域医療課・障害福祉課・健康増進課

66 災害時等の透析医療体制の確保

[要望・提案先：厚生労働省]

【要望・提案事項】

- 災害時における透析施設と行政機関との連携構築に関する地方の取組を円滑に進めるための指針等の策定
- 透析施設を県境をまたいで利用する患者への局地災害時における対応方針の策定
- 災害や計画停電に備えた透析施設への自家発電設備の整備に対する助成の創設

1 現状・課題

- ・血液透析の場合、1週間に2～3回程度、定期的に透析を行う施設に通う必要があります。
- ・県内では、令和4年9月に発生した台風15号の際に、複数の透析施設において停電や断水が発生しました。この際は、施設間の相互連携により、透析治療を行うことができたが、平時における行政機関と透析施設との連携が不十分な地域では、災害時に行政機関の支援が迅速に行われなかったという課題が判明し、平時からの透析施設と行政機関との連携強化が必要です。
- ・令和3年7月に発生した熱海市伊豆山地区の土石流災害において、本県の透析施設への交通アクセスが遮断され、隣県から当該施設を利用する患者についても被災地の保健所が受入先の調整に関する対応を求められ、混乱をきたしました。局地災害発生に備えて、県境をまたいで透析施設を利用する患者が、安心して人工透析を受けられるよう、国において全国的な対応方針の策定が必要です。
- ・自家発電設備が未整備の透析施設の中には、費用が高額なため導入できていない施設もありますが、非常用電源が確保できないことにより、透析に必須である給水にも支障をきたす恐れもあることから、災害時や計画停電時の透析医療体制を確保するためにも、透析施設への自家発電設備整備に係る助成制度の創設が必要です。

2 本県の取組

- ・ふじのくに防災情報共有システム（F U J I S A N）へ県内の透析医療機関の情報を平常時から登録し、災害時に自施設の情報を入力することで、その情報を透析医療機関、保健所、市町、静岡県腎友会（患者会）で共有しています。
- ・災害時における透析施設間の透析支援体制の確立については、災害時の情報伝達等に関するマニュアルの作成及び訓練の実施、並びに二次保健医療圏毎に地域災害医療対策協議会等の活用により検討を進めています。

【県担当課】 疾病対策課

67 避難所運営体制の充実・強化

[要望・提案先：内閣府・厚生労働省・国土交通省・環境省]

【要望・提案事項】

- 高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の避難行動や避難生活の支援並びに福祉避難所の指定拡大及び円滑な運営体制確保のため、施設や資機材整備等に係る財政上の支援措置[内閣府・厚生労働省]
- 外国人に対応するため、各種緊急防災情報の「やさしい日本語」等による記載統一、避難所における多言語対応や多文化への配慮等への支援措置[内閣府]
- 大規模災害時における避難所等の衛生環境の質の向上に資する、トイレトレーラー、仮設トイレ等を継続的に使用するための全国統一のスキームを創設
[内閣府、国土交通省、環境省]
- 感染症の流行に備え、避難所の感染防止対策の強化に係る財政上の支援措置
[内閣府]

1 現状・課題

- ・ 高齢者、障害者、乳幼児等を受け入れる福祉避難所の開設・運営に当たっては、要配慮者に対応する資機材等の備蓄不足などの課題があることから、福祉避難所の質・量ともに十分に確保していく必要があります。
- ・ 外国人に対応するため、各種緊急防災情報の「やさしい日本語」等による記載統一、避難所における翻訳機器の整備等による通訳の確保、食や宗教など多様な文化への配慮等が必要です。
- ・ 大規模災害時に避難所等の衛生環境の質の向上に資する、トイレトレーラー、仮設トイレ等を継続的に使用するために必要不可欠なトイレ用水の補水・給水、汲取りや、補水・汲取りの協力自治体等を確保する仕組みについて、災害発生後の迅速な派遣を行うため、派遣手順に係る全国的に統一したスキームを創設することが必要です。
- ・ 感染症の流行に備え、避難所における感染防止対策を図るために有効な間仕切り、手指消毒液、マスク、非接触式体温計等の備蓄や調達及び避難者を受け入れる施設の整備・拡充に対し、財政上の支援措置が必要です。

2 本県の取組

- ・ 「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」（令和5年3月改訂）を活用し、各市町の実情に応じた体制やマニュアルの整備を働きかけています。

【県担当課】危機対策課・危機情報課・健康福祉部企画政策課

- ・外国人住民のための様々な防災対策を実施しています。あわせて、災害時に外国人住民も共助の担い手となれるよう、人材育成等も実施しています。
- ・令和6年能登半島地震では、石川県穴水町へ県内市町が所有するトイレトレーラー（移動型の水洗トイレ）、シャワートラックなどの派遣を行い、避難所に対する支援を行いました。
- ・市町に対し、地震・津波対策等減災交付金により、感染防止対策に必要な資機材購入等の財政支援を継続しています。また、令和7年度から、同交付金による福祉避難所における非常用電源設置に係る財政支援を実施しています。

68 被災者生活再建支援の推進

[要望・提案先：内閣府]

【要望・提案事項】

- 被災者生活再建支援制度の支給対象の損害割合 20%台の半壊までの拡大や適用被災区域の不均衡の是正
- 短期間で複数回被災した世帯の負担を軽減するための支援制度創設

1 現状・課題

- ・被災者生活再建支援制度は、自然災害で生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する制度ですが、住家の損害割合 30%未満の被災者には被災者生活再建支援金が支給されません。また、同一災害で被災しても、一定規模以上の住家被害が発生した市町（例：10 世帯以上の全壊を受けた市町）に居住する被災者のみが対象となることから、被害規模が基準に満たない市町の被災者に対しては、本県独自の制度による支援を実施しています。支給対象を損害割合 20%台の半壊まで拡大することや、同じ災害で被災しても、被災世帯が一定数に達しない場合は、適用されない地域が存在するなどの不均衡の是正が必要です。
- ・また、令和 5 年 6 月 2 日からの大雨等による災害においては、令和 4 年台風第 15 号の被災者が 1 年に満たない短い期間で再び被災している状況を踏まえ、短期間で複数回被災した世帯の負担軽減策を検討し、被災者支援を実施する等、特段の配慮が必要です。

2 本県の取組

- ・被災者生活再建支援制度の対象外となった世帯に対し、本県独自の制度による支援を実施しています。

支援制度（県単制度）	適用又は対象	内 容
被災者自立生活 再建支援事業費助成 【横出し】	「法の適用を受けない小規模災害」で国支援制度と同程度の被害を受けた世帯	国制度と同じ 費用負担：県（10/10）
被災者住宅再建 支援事業費助成 【上乗せ】	旧国制度の収入要件等を満たす半壊世帯	住宅の建設・購入・補修費 限度額 50 万円 費用負担：県（1/2）、市町（1/2）

- ・短期間に複数回被災した世帯の負担を軽減するため、被災世帯に対し、本県独自の制度を令和 5 年度に創設し、支援を実施しています。

支援制度（県単制度）	適用又は対象	内 容
災害特別見舞金	13 月を経過する日までに複数回罹災※した世帯（罹災証明書で判断） ※床上浸水以上の被災	被災状況に応じて見舞金を支給 限度額 10 万円 費用負担：県（10/10）

【県担当課】健康福祉部企画政策課

69 消防救急の連携・協力の推進等による消防力の充実・強化

[要望・提案先：総務省]

【要望・提案事項】

- 消防団員の活動環境の整備や確保のための取組への財政支援
- 救急安心センター事業（＃7119）の全国展開の推進に向けた国の財政支援の拡充
- D Xの推進による消防機関及び救急医療機関の連携強化
- 平時及び大規模災害発生時における消防防災航空体制の安定的確保を図るため、消防防災ヘリコプターを所有している地方自治体が機体の運航休止時に救助活動等に活用できる代替機体を国が主体となって新たに確保

1 現状・課題

- ・地域防災の要である消防団は、若年層の新規入団者の減少や被雇用者割合の増加に伴う消防団活動への影響などが課題となっているため、大規模災害時に限定して出動する大規模災害団員制度の導入、女性団員や学生団員の確保対策、消防団活動に協力する事業所への減税措置など、消防団員の活動環境の整備や確保のための取組に対する財政支援が必要です。
- ・国が、かねてより全国展開を推進している救急安心センター事業（＃7119）は、住民が急な病気やけがをした時において、全国均一の電話相談サービスを提供し、救急車の適正利用及び救急医療機関の受診の適正化を推進することが目的ですが、これらの早期実現に向けて、既に全国展開されている子ども医療電話相談（＃8000）と同様に、国が相談窓口の設置・運営にかかる費用の全額を負担するなど財政支援を拡充するとともに、子ども医療電話相談（＃8000）との連携や救急や医療に関する様々な取組について、各省庁が連携して進める必要があります。
- ・消防機関や救急医療機関の負担を軽減し、適切な医療の提供につなげていくため、アプリやシステムを活用した救急病床の患者受入状況や病状の共有など、救急搬送業務におけるD Xの推進や消防機関及び救急医療機関の連携強化に向けた取組に対する補助金の新設などの財政支援が必要です。
- ・能登半島地震の対応状況等を踏まえ、平時の消防防災航空体制を安定的に確保し、大規模災害の発生に備えるには、防災消防ヘリコプターの複数機の所有が必要ですが、新たな機体の購入及び維持管理には多額の費用がかかることから、地方自治体にとって大きな負担となっています。そのため、故障や検査等による機体の運航休止時において地方公共団体が共同で活用できる代替機体を国が主体となって新た

【県担当課】消防保安課

に確保することが必要です。

2 本県の取組

- ・消防団員の確保と活動の充実を図るため、消防団活動に協力している事業所等の事業税を軽減する県税の特例制度（消防団応援条例）を推進しています。

＜消防団応援条例の適用状況＞（制度創設からの控除件数・減税額の合計）

年度	個人		法人		計	
	控除件数	減税額	控除件数	減税額	控除件数	減税額
H24～R6	359	58,080 千円	1,807	964,419 千円	2,166	1,022,499 千円

※令和6年度実績は一部の課税期が未到来のため速報値

- ・また、消防団の活動環境を改善するため、従業員の消防団活動への積極的配慮を行っていること等を認定要件とした消防団協力事業所表示制度を推進しています。

＜消防団協力事業所表示制度（市町認定）による認定事業所数（過去5年間分）＞

年度	R2	R3	R4	R5	R6
認定事業所数（延べ認定数）	882	936	960	1,001	1,041
前年比（％）	104.9	106.1	102.6	104.3	104.0
所属団員数（延べ人数）	1,979	1,879	1,740	1,746	1,842

- ・本県においても、救急車の適正利用及び救急医療機関の受診の適正化を推進するため、令和6年10月より、医療の資格を有する相談員が助言を行う「救急安心電話相談窓口（#7119）」を設置しています。
- ・令和7年4月からは開設時間を24時間（通年）に拡充するほか、相談員の配置を増員して、救急医療機関の受診の適正化及び救急車の適正利用の更なる推進に取り組んでいます。

（相談窓口の概要）

区 分	内 容
窓口名称	救急安心電話相談窓口（#7119）
設置時期	令和6年10月
対象区域	県内全域
開設時間	24時間（通年）
相談員	看護師、医師（オンコール体制）
相談窓口の機能	・医療機関の受診に関する助言 ・救急車の利用に関する助言 ・医療機関案内 ・その他の相談窓口の紹介 ほか

70 山岳遭難等における救助の仕組みづくり

[要望・提案先：総務省、国土交通省]

【要望・提案事項】

〇ルールを無視した登山等によって発生した遭難事故における全国統一的な救助の仕組みづくり

1 現状・課題

- ・インバウンド需要の増加等に伴い、富士山においては軽装や弾丸登山などによる遭難事故が増加傾向にあります。特に、閉山期などにルールを無視した登山によって生じた遭難救助活動は、通常期の救助と比較して、より危険であることに加え、多額の費用もかかることから、遭難者に対して費用負担を求める声があがるなど、救助のあり方が問われています。
- ・また、遭難救助活動により、本来実施すべき消火や救急などの活動に支障が生じる恐れがあります。
- ・こうした課題は、富士山だけでなく、全国の高山等でも発生しうるものであることから、国は、全国的な課題の整理を行い、山岳遭難等における救助のあり方について、全国統一的な指針を示す必要があります。

2 本県の取組

- ・本県では、年間約 100 件を超える山岳遭難事故が発生し、過去最高水準となっており、そのうち、半数を超える遭難事故が富士山で発生しています。
- ・本県では、119 番通報を受けて各消防本部が遭難者の救助活動を行うほか、消防本部からの要請に基づき、県消防防災ヘリコプターによる救助活動が無償で行っています。
- ・また、県消防防災ヘリコプターの不具合等による運航不能時や複数事案の同時発生に備え、静岡市及び浜松市のほか、近隣県等と「相互応援協定」を締結し、県内の消防航空体制を維持しています。

＜山岳遭難事故の発生状況（県内）：A＞

（単位：件、人）

区 分	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
発生件数	90	34	72	124	129	113
遭難者数	108	37	87	139	150	128
死者	5	9	5	10	8	17
行方不明者	1	1	1	—	2	3
負傷者	39	7	32	36	41	51
無事救助	63	20	47	93	99	57
（参考）全国発生件数	2, 531	2, 294	2, 635	3, 015	3, 126	—

＜富士山における山岳遭難事故の発生状況（県内）：B＞

（単位：件、人）

区 分	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
発生件数	53	2	22	56	75	59
遭難者数	61	2	23	59	85	70
死者	2	—	1	4	5	10
行方不明者	—	—	—	—	—	—
負傷者	27	—	12	10	24	28
無事救助	32	2	10	45	56	32

＜県全体に占める割合：B/A＞

（単位：％）

区 分	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
発生件数	58. 2	5. 9	30. 6	45. 2	58. 1	52. 2
遭難者数	56. 5	5. 4	26. 4	42. 4	56. 7	54. 7

71 国土強靱化の推進

[要望・提案先：内閣官房・農林水産省・経済産業省・国土交通省]

【要望・提案事項】

- 基本計画等に基づく、道路・河川・港湾・砂防・治山・海岸事業等の防災・減災対策の重点的、計画的な実施など、強靱な国土づくりに向けた取組を円滑に進めるための財政支援等の措置[内閣官房・農林水産省・国土交通省]
- 国土強靱化の着実な推進のため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の後継となる「国土強靱化実施中期計画」による予算・財源の確保[農林水産省・国土交通省]
- 国家的見地から興津地区の防災・減災対策の実施[農林水産省・国土交通省]
- 無電柱化事業や支障木の予防伐採の推進及び非常用電源の確保など災害に強い電力供給体制の構築[経済産業省・国土交通省]
- 基幹的交通ネットワークの機能確保及び代替性確保[国土交通省]

1 現状・課題

- ・ 本県では、静岡県国土強靱化地域計画に基づき、従来の「防災」の範囲を超えた、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を進めてきました。近年の自然災害の教訓等を踏まえて、地震・津波対策に加え、大型化する台風や激しさを増す豪雨による水害や土砂災害等について、これまで以上の対策を行うことが必要です。
- ・ 今後も継続的・安定的に対策を進めるためには、計画的な事業執行が可能となるよう国の当初予算において、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保することが必要です。
- ・ 静岡市清水区興津地区は、国土の大動脈となる国道1号、東海道本線といった東西の重要交通網が集中しており、大規模災害時に途絶すれば復旧復興に大きな支障となるばかりでなく、国の社会経済にも悪影響が懸念されることから、国家的見地から災害発生の可能性及び影響度を適切に把握し、リスク評価に応じた事前防災対策を早期に実施することが必要です。
- ・ 災害に強い電力供給体制の構築を図るため、小規模分散型のエネルギー供給体系の構築を図るとともに、電気事業者等に対し適切な指導の実施や無電柱化の推進、非常用電源の確保などの支援策の充実が必要です。
- ・ 本県は、市町等が行う支障木の予防伐採に要する経費に対して交付金等による財政支援を行っていますが、予防伐採の更なる推進のため、地方公共団体が行う予防伐採に対する国による財政支援を拡充するとともに、電力事業者等に対しても、国に

【県担当課】危機政策課・危機対策課・建設政策課・エネルギー政策課・農地整備課・農地保全課・森林保全課

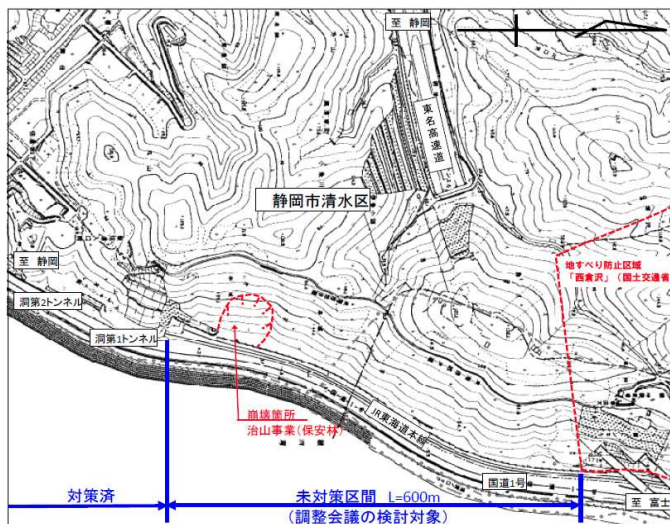
よる働きかけが必要です。

- ・大規模災害時に基幹的交通インフラが機能停止し復旧までに相当な期間を要する事態が予想されるため、救助・救急活動や支援物資の輸送等の機能を担う「命の道」となる高規格道路の未整備区間の整備推進、緊急輸送路等の整備・耐震対策及びその周辺対策（治水・治山・海岸・砂防等の対策）を推進する必要があります。特に伊豆半島においては、能登半島地震の教訓から、耐震強化岸壁の機能向上など、道路以外のアクセスルートの確保が重要です。

2 本県の取組

- ・平成 26 年の興津地区における斜面崩壊以降、施設管理者（JR 東海、静岡国道事務所）や受益者（JR 貨物、県、市）等の関係者による調整会議を設けて、国土強靱化の観点から興津地区の防災機能強化について、検討を進めてきました。
- ・当該崩壊による影響額は、県民の往来や全国的な物流の停止により約 230 億円にのぼることが明らかになり、当地区の交通の要衝としての重要性や防災事業の必要性を確認しました。
- ・平成 30 年 7 月に、J R 東海が実施した危険度を評価するための調査において、沢地形箇所で不安定化の可能性があります、更なる調査が必要との結果が示されました。

【検討対象区間】



【県担当課】危機政策課・危機対策課・建設政策課・エネルギー政策課・農地整備課・
農地保全課・森林保全課

- ・支障木の予防伐採を促進するため、県・市町・電線類管理事業者（電力事業者・NTT等）を構成員とする「予防伐採のための推進連絡会」を設置し、先進事例・財政支援制度の紹介や、伐採エリアに関する協議等を行うとともに、「地震・津波対策等減災交付金」などにより、市町等の取組を財政面でも支援しています。

【予防伐採のための推進連絡会】※各地域局単位で設置

構成員	県、市町、電線類管理者（電力事業者、NTT等）
協議事項	・ 先進事例の紹介 ・ 電力事業者から停電発生履歴や影響範囲を踏まえた予防伐採対象エリアの提示 ・ 市町の予防伐採実施希望、予定箇所 ・ 財政支援制度の説明 等

【財政支援事業】

区 分	事業種別	実施主体
市町の取組支援	地震・津波対策等減災交付金（県 1 / 2）	市町
森林整備を通じた解消	特定森林再生事業（国 5 / 10 ～ 4 / 10）	市町等
	森林環境譲与税（国）	市町
	森の力再生事業（県 10 / 10 以内）	森林組合等

【県担当課】危機政策課・危機対策課・建設政策課・エネルギー政策課・農地整備課・農地保全課・森林保全課

72 “ふじのくに”のフロンティアを拓く取組 (災害に強い地域づくりの推進)

[要望・提案先：内閣府・農林水産省・国土交通省]

【要望・提案事項】

- 平成 25 年 2 月に総合特区に指定された「ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区」への規制の特例適用や利子補給金の支援[内閣府]
- 防災対策や持続可能な地域づくりに資する適切な土地利用を促進するための財政支援[農林水産省・国土交通省]
- 地域間の相互交流・連携に資する交通ネットワーク等の社会資本整備の推進のための財政支援[国土交通省]

1 現状・課題

- ・災害に強い魅力ある地域づくりや交通ネットワーク等の整備にスピード感を持って取り組むためには、引き続き地域活性化総合特区制度による規制の特例措置や金融・財政等の国による支援が必要です。中でも、地域活性化総合特別区域計画に位置付けられた一般地域活性化事業については、国による財政支援が必要です。

2 本県の取組

- ・本県では、地域活性化総合特区制度を活用することで、規制の特例措置や財政支援、金融支援等を行い、有事に備えた防災・減災対策の強化と平時の地域成長モデル実現の両立を目指した新しい地域づくり「“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組」を推進しています。
- ・このうち、財政支援においては、一般地域活性化事業として、“ふじのくに森の防潮堤づくり”事業における沿岸部防災林の再整備や、小山パーキングエリア・スマートインターを活用した地域産業集積事業（小山町）や「食と農」のアンテナエリア形成事業（藤枝市）などの新東名高速道路 I C 周辺での開発に伴う道路整備等において、社会資本整備総合交付金等を継続的に活用しながら、着実に整備を進めています。

73 建築物の耐震対策の強化

[要望・提案先：内閣府・文部科学省・厚生労働省・国土交通省]

【要望・提案事項】

- 耐震シェルター及び防災ベッドの設置に係る補助制度の創設[国土交通省]
- 住宅の耐震化に係る所得税控除制度の高齢者と別居する子どもへの対象拡大[国土交通省]
- ホテル・旅館などの宿泊施設の耐震化に係る補助制度の拡充[国土交通省]
- 半島地域における通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化に係る補助制度の拡充[内閣府・国土交通省]
- 学校施設及び病院の耐震対策の強化[文部科学省・厚生労働省]

1 現状・課題

- ・住宅や建築物の倒壊被害から県民の生命・財産を守るため、耐震化を進める必要があります。
- ・住宅については、高齢者世帯住宅の耐震化の促進が急務ですが、高齢者世帯の多くが年金で生計を立てており、自宅の耐震化に踏み出すことは経済的に難しいことや、今後の居住年限から不必要と考えていることなどから、耐震化の推進が困難となっています。令和6年能登半島地震の被害状況を踏まえ、国が作成した「木造住宅の安全確保方策マニュアル」では、そういった所有者への対応として、部分的な耐震補強や防災ベッドの導入など、暫定的・緊急的な対策の必要性が示されたところです。このため耐震化はもとより、減災化の取組を促進するためには、耐震シェルター及び防災ベッドに対しても、補助制度の創設が必要です。
- ・また、現状では、補助制度に加えて、住宅に係る耐震改修促進税制として所得税控除は制度化されておりますが、高齢の親と別居する子どもが、親のために資金調達し耐震補強を実施する場合には本税制が適用されません。耐震化を更に促進するため、別居する子どもに対しても、所得税控除の拡充が必要です。
- ・ホテル・旅館などの宿泊施設は不特定多数の者が利用する施設であります。宿泊業界は未だコロナ禍による経営悪化からの回復途上であり、またコロナ禍前以上に人手が不足するなど厳しい経営環境に置かれ、耐震化が進みにくい状況にあります。耐震改修促進法に基づき、耐震診断結果の公表対象である階数3以上かつ延べ面積5千平方メートル以上の建築物については、耐震改修工事等に係る補助率の改善が図られましたが、一方、延べ面積5千平方メートル未満の建築物については、一般の建築物と同様な補助率となっているため、補助率の引上げなど制度の拡充が必要です。

【県担当課】危機政策課・建築安全推進課・地域医療課・教育施設課

- ・耐震改修促進法に基づく通行障害既存耐震不適格建築物については、「緊急輸送ルート等の沿道建築物」として、令和5年1月に耐震診断結果を公表したところですが、特に、伊豆半島地域においては、対象ルートの道路幅員が狭く、耐震性の無い建築物が多数存在しており、所有者の経済的負担等から耐震化が進みにくい状況にあります。このため耐震化にあたっては、令和6年能登半島地震における被害状況を踏まえ、道路閉塞により救助活動等に支障をきたす可能性が高い半島地域を重点対象とした補助制度の追加又は補助率の引上げなど、制度の拡充が必要です。
- ・児童生徒の学習の場・生活の場であり、地震等災害時の避難所としての役割も果たす学校施設や、中等症患者の処置や重症者の処置を担う救護病院の耐震性の確保が重要ですが、多額の費用が掛かるため、国による財政支援の拡充が必要です。

2 本県の取組

- ・耐震診断や耐震補強を実施する県民へのプロジェクト「TOUKA I-0」総合支援事業による助成や、所有者に対する個別訪問などでの補助制度や耐震化の必要性の周知により、住宅・建築物の耐震化を促進しています。特に、耐震化が遅れている高齢化率が高い地域を重点的に、戸別訪問やダイレクトメールによる働き掛けを強化するとともに、高齢化や経済的な事情により耐震化が困難な世帯に対しては、耐震シェルター等の「命を守る対策」を働き掛けています。

74 南海トラフ地震への対策の強化

[要望・提案先：内閣府・総務省・法務省・文部科学省・
厚生労働省・農林水産省・国土交通省]

【要望・提案事項】

- 南海トラフ地震想定震源域における観測・評価体制の整備・強化
[内閣府・文部科学省・国土交通省]
- 南海トラフ地震に対応した津波対策施設の整備を重点的に進めるための財政支援などの措置[内閣府・農林水産省・国土交通省]
- 要配慮者等が利用する社会福祉施設や医療施設の高台移転等、津波対策に係る財政支援等の措置[内閣府・厚生労働省]
- 社会福祉施設における災害時情報共有システムの共通化[厚生労働省]
- 津波災害警戒区域や津波災害特別警戒区域の指定を要件とする、指定避難施設や要配慮者利用施設等の整備に係る財政支援制度の創設
[内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省]
- 粘り強い構造の海岸堤防や砂丘等の自然・地域インフラの減災効果の評価基準策定と津波浸水想定への反映[国土交通省]
- 南海トラフ地震からの早期復興に必要な地籍整備の予算確保と、国が行う地籍整備の拡充[法務省・国土交通省]
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意／警戒）発表時の統一的な対応指針の検討 [内閣府]
- 令和7年度末に期限を迎える「地防法」に基づく地震防災緊急事業に係る負担又は補助の特例等適用期限の延長[内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省]
- 令和7年度末に期限を迎える緊急防災・減災事業債の制度継続・拡充[総務省]

1 現状・課題

- ・巨大地震の発生につながる何らかの異常現象が観測された場合には、南海トラフ地震臨時情報（以下、「臨時情報」）を活用して被害の軽減が可能であることから、南海トラフ地震想定震源域における観測・評価体制の整備・強化を図る必要があります。
- ・本県は、人命を守ることを最優先に、津波避難施設の整備や防災訓練などのソフト対策を中心に南海トラフ地震への対策を進めた結果、「静岡県第4次地震被害想定」で想定されていた犠牲者数105,000人を、約8割減少させるまでになりました。今

【県担当課】危機政策課・危機情報課・建設政策課・農地計画課・福祉長寿政策課・福祉指導課・こども家庭課・こども未来課・障害福祉課

後、想定される犠牲者を更に減少させるためには、防潮堤の嵩上げや水門の設置・改良等、海岸や河川、港湾等のハード対策の推進が不可欠であり、津波対策施設の整備を重点的に進める必要があります。

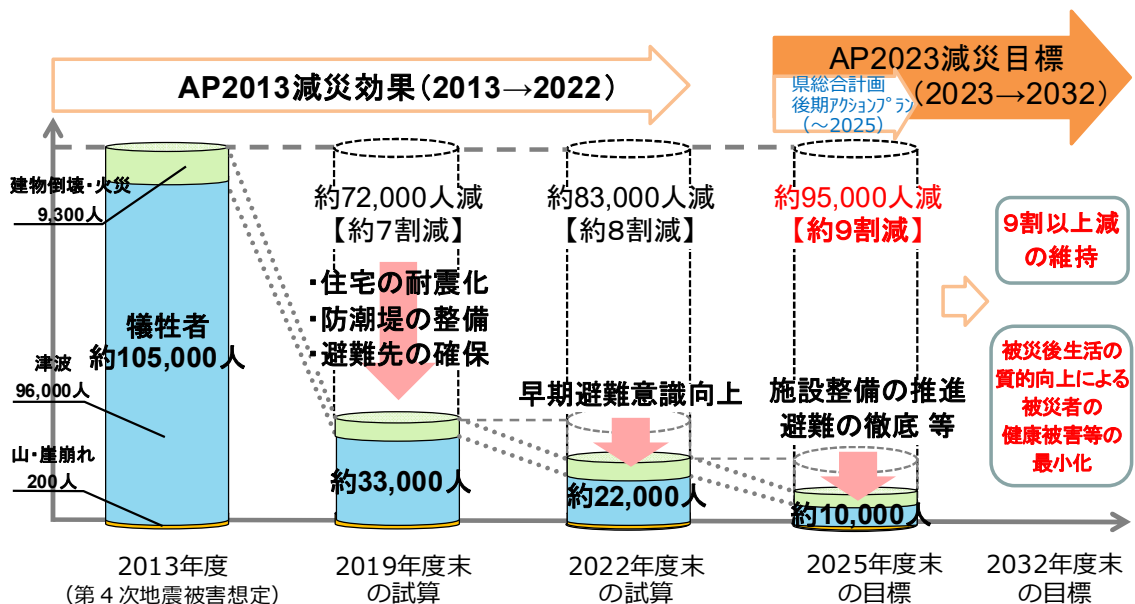
- ・社会福祉施設等を利用する要配慮者等は、自力での避難が困難であり、また、医療施設は、災害時においても確実に機能が発揮される必要があるため、社会福祉施設等の高台等への移転を含めた津波対策を進めていく必要があります。
- ・災害発生時における社会福祉施設等の被災状況等を把握する「災害時情報共有システム」が令和3年度から運用開始されましたが、児童関係施設、障害児者関係施設及び高齢者関係施設で仕様が異なっています。災害時に迅速に情報を把握し、市町と共有するためには、システムの共通化が必要です。
- ・本県では津波災害警戒区域等の指定を進めており、平成30年3月に全国初となる津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定を伊豆市において行いました。今後も多くの市町村において区域指定を進めるためには、指定区域内における指定避難施設や要配慮者利用施設の整備費助成など新たな支援制度の創設が必要です。
- ・粘り強い構造の海岸堤防や砂丘等の自然・地域インフラは、浸水被害の軽減効果や避難のリードタイムが長くなるなどの効果が期待されており、これらの減災効果を適切に評価し、反映させる必要があります。
- ・被災後の早期復旧・復興に資する地籍整備を推進するため、県の第7次国土調査事業十箇年計画に基づく予算措置が必要です。また、半島振興地域では、自治体の職員不足や財政上の理由により、地籍整備が進みにくい状況にあることから、国土交通省による効率的な手法導入推進基本調査の対象範囲を最終工程まで拡大することが必要です。更に、法務省による法務局地図作成業務について、現在、人口集中地区（D I D）の中で地図混乱地域に限られている対象範囲を、半島振興地域においては、人口集中地区（D I D）の全域に拡大することが必要です。
- ・令和6年8月8日、日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震の発生を受け、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が初めて発表されましたが、事業者ごとに対応が分かれ、社会に混乱が生じました。特に、鉄道や金融機関、学校などの対応については、社会経済活動への影響が大きいことから、個々の事業者等の判断に任せるのではなく、国が主体となって統一的な対応を検討することが必要です。

【県担当課】危機政策課・危機情報課・建設政策課・農地計画課・福祉長寿政策課・福祉指導課・こども家庭課・こども未来課・障害福祉課

- ・「地震防災対策特別措置法」に基づく地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等は、令和7年度末に期限を迎えますが、計画的かつ早急な事前防災や減災の対策を推進するため、地震防災緊急事業の円滑な実施が必要であり、期限の延長が必要です。
- ・同じく、令和7年度末で制度が終了する緊急防災・減災事業債について、期限を延長するとともに、対象事業の拡大を図るなど地方財政措置の拡充が必要です。

2 本県の取組

- ・国が策定した「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を基に、本県の地域特性やこれまでの地震・津波対策、住民・関係者等の意見等を踏まえた県版のガイドラインを令和2年2月に策定しました。
- ・今後は事前避難対象者の避難先確保等について検討を進めるとともに、県だけでは解決することができない課題等については、国と連携しながら検討を進めるとしています。
- ・「地震・津波対策アクションプログラム 2013」の後継として、令和14年度までの10年間の行動計画である「地震津波対策アクションプログラム 2023」を策定し、「令和7年度までの3年間で想定犠牲者の9割減災を達成し、その後も減災を維持すること」、「令和14年度までの10年間で被災者の健康被害等の最小化を図る」ことを減災目標とし、ハード・ソフトを組み合わせた対策を推進しています。



地震・津波対策アクションプログラムの減災目標イメージ図

【県担当課】危機政策課・危機情報課・建設政策課・農地計画課・福祉長寿政策課・福祉指導課・こども家庭課・こども未来課・障害福祉課

75 港湾における地震・津波・高潮対策事業の推進

[要望・提案先：国土交通省]

【要望・提案事項】

- 切迫する大規模地震・津波被害、大型化する台風による高潮被害に対して、国土強靱化を推進するための大幅な予算の増額
- 耐津波性能を確保する防波堤の整備推進
- 緊急物資輸送岸壁の耐震改良整備の推進のための支援
- 清水港や御前崎港において、津波対策施設の無堤区間解消に向けた整備推進のための支援
- 伊豆半島に点在する港湾の背後地を守る津波対策施設の整備促進のための支援

1 現状・課題

- ・東日本大震災における甚大な地震・津波被害や近年の大型台風による高潮被害を踏まえ、BCPの観点から国際コンテナターミナルを有する清水港及び御前崎港において、耐地震・耐津波性能を有する防波堤の整備（粘り強い構造化）や埠頭内に保管されたコンテナや木材、自動車などの貨物の流出防止対策が求められています。
- ・防災拠点港湾等に整備済みの耐震強化岸壁において、最新の技術基準に基づく地震動の見直しを進めており、一部では追加の耐震改良が必要です。
- ・「静岡県第4次地震被害想定」では、レベル1津波への対策が必要な港湾海岸の延長は約62kmに及びます。特に清水港では、人々が集まるJR清水駅周辺の江尻地区から大型商業施設や賑わいの広場がある日の出地区にかけて無堤区間であることから、早急な施設整備が不可欠です。
- ・伊豆半島に位置する港湾及びその周辺地域は、豊かな自然環境や美しい景観を生かした観光業や漁業が主な産業であり、各地域の実情に応じた津波対策施設の整備が必要です。

2 本県の取組

- ・静岡県では、大規模地震・津波に対して、「静岡県みなと機能継続計画」を策定し、被害の軽減と被災後の港湾機能の早期復旧に向けた対策を進めています。
- ・レベル1津波の対策が必要な港湾海岸の延長約62kmのうち、令和6年度末時点で約28kmの整備が完了しており、引き続き施設整備を進めていきます。
- ・防災拠点港湾等11港に、緊急物資又は物流継続対応の耐震強化岸壁22施設を確保するためのアクションプログラムを推進しており、うち9施設において地震動見直し後の耐震改良を完了しています。

【県担当課】港湾企画課・港湾整備課

76 富士山火山防災対策の強化

[要望・提案先：内閣府・総務省・文部科学省・国土交通省]

【要望・提案事項】

- 天候によらず噴火口位置の迅速な特定を行う等、観測体制の強化や新たな観測手法の研究、効果的な情報伝達方法の確立による火山情報提供の総合的な強化
[内閣府・総務省・文部科学省・国土交通省]
- 活動火山対策特別措置法によって義務付けられた火山防災マップの作成、避難確保計画の作成、避難訓練への技術的・財政的な支援[内閣府]
- 降灰に関する現象のハザードマップの作成[内閣府・国土交通省]

1 現状・課題

- ・火山現象の発生・推移に応じた適切な避難を行うためには、火山の状況を適切に把握できるよう観測し、その観測の成果に基づいて発表される噴火警報等の火山情報を登山者や住民に迅速かつ的確に伝えることが必要です。特に、富士山火山防災対策においては、溶岩流等の火山噴出物の影響範囲が市街地を含めて広範囲に及ぶと想定されているため、噴火口の速やかな特定や噴火後の火山噴出物の観測情報が避難行動に必要不可欠であり、観測体制の強化や観測手法の研究、電波環境の改善を含めた効果的な情報伝達方法の確立が求められます。
- ・富士山噴火を経験した住民や自治体職員はおらず、効果的な訓練等により、富士山における火山災害について正しい理解の促進と、適切な避難体制の整備を行うことが必要です。
- ・富士山噴火の場合、降灰については富士山の火山災害警戒地域（静岡県、神奈川県、山梨県）のみならず首都圏にも影響をもたらすことから、降灰のハザードマップの作成にあたっては、国による作成が必要です。

2 本県の取組

- ・令和5年3月、富士山火山防災対策協議会において、新たな噴火リスクに応じた基本的な避難方針をとりまとめた「富士山火山避難基本計画」を公表しました。令和5年度は、地域の特性を考慮した具体的な避難計画を地域防災計画に反映しました。令和6年度は、訓練等を通じて避難計画の実効性を高めるとともに、住民等への周知啓発を行いました。様々な噴火パターンに対応するため、今後も避難計画の実効性を高めるとともに、住民等への周知啓発を推進します。

【県担当課】危機情報課

77 社会資本の整備・長寿命化の推進

[要望・提案先：内閣府・総務省・農林水産省・国土交通省]

【要望・提案事項】

○ 社会資本整備の推進

- ・能登半島地震での被害を踏まえた自然災害に強い社会資本（道路・河川・海岸・港湾・都市・森林・農業用施設など）の整備推進[農林水産省・国土交通省]
- ・社会資本の計画的な整備に必要な財源の確保と社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金及び農山漁村地域整備交付金等の拡充[農林水産省・国土交通省]
- ・首都圏空港の補完機能を果たす富士山静岡空港の利便性向上に寄与する新幹線新駅の設置支援[内閣府・国土交通省]
- ・大井川の水資源や南アルプスの自然環境への影響を回避することを前提とするリニア中央新幹線事業の促進[国土交通省]
- ・インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション推進に向けた支援[国土交通省]
- ・2050年カーボンニュートラル実現のための、インフラ分野の各種取組の推進[国土交通省]
- ・「緊急自然災害防止対策事業債」による財政支援の事業期間の延長[総務省]

○ 社会資本の長寿命化の推進

- ・「予防保全」への本格転換や計画的な更新などが着実に実施できるよう、十分な老朽化対策予算の確保[農林水産省・国土交通省]
- ・「公共施設等適正管理事業債（長寿命化事業）」の更なる拡充（予算、対象施設、交付税措置率）[総務省]
- ・地方公共団体において、効率的なインフラメンテナンスを実施するための新技術等の導入支援[農林水産省・国土交通省]
- ・社会情勢の変化や利用者ニーズを踏まえた、インフラの集約・再編等のインフラストックの適正化に向けた支援[農林水産省・国土交通省]
- ・埼玉県八潮市での道路陥没事故を踏まえた、下水道施設の老朽化対策の制度拡充及び予算確保[国土交通省]

1 現状・課題

- ・能登半島地震での被害を踏まえ震災時の復旧・復興活動に重要となる緊急輸送路の強化等の道路ネットワークの機能確保が必要です。

【県担当課】建設政策課・農地計画課・農地整備課・農地保全課・森林整備課・森林保全課・環境局・生活排水課

- ・ 成長戦略の柱である観光立国の実現に向け、訪日観光客が増大する首都圏空港の補完機能を果たす富士山静岡空港と高速鉄道が直結する新幹線新駅の設置は、国家プロジェクトとして推進する必要があります。
- ・ 中央新幹線の開通により旅客輸送が転移し、東海道新幹線の利便性向上や地域活性化等の効果が期待されますが、その整備は、大井川の水資源及び自然豊かな南アルプスの自然環境の保全との両立が図られることが、極めて重要です。
- ・ 社会資本整備の生産性向上のためには、インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション（データの一元化、新技術による施工・維持管理、B I M / C I M の導入等）を進めていくことが重要であり、先行して取組を進めている国土交通省による技術基準の整備・各種データのオープンデータ化等の支援が必要です。
- ・ 県土の3次元点群データの取得は概ね完了しました。今後は、国や他の都道府県と一体となりデータの更新と取得方法を検討する必要があります。
- ・ 2050年のカーボンニュートラル実現に向け、令和3年7月に「国交省グリーンチャレンジ」が取りまとめられましたが、現在の技術の延長線上では達成が難しいと思われるため、民間事業者と連携した技術開発やその実用化、新たな制度の創設等、国が率先して取組を進めていく必要があります。特に港湾では、C N P（カーボンニュートラルポート）の形成に向けて、引き続き国からの支援が必要です。
- ・ 「緊急自然災害防止対策事業債」については、令和元年度から令和7年度までを対象期間としており、これまで積極的に活用し、国の防災・減災、国土強靱化対策と連携しながら、防災インフラの整備事業を進めてきました。しかし、近年の豪雨・台風の激甚化・頻発化に備え、引き続き多くの対策が必要なため、事業期間の延長により、国からの支援が必要です。
- ・ 現在、本県は、補助・交付金等を活用しながら、予防保全型管理によりコストを削減しつつ、社会インフラの着実な点検・補修等を進めているところです。しかしながら、高度経済成長期を中心に建設された多くの社会インフラが更新期を迎えているため、今後、老朽化の進行による維持管理・更新費の増加は避けられず、更なる予算不足が懸念されます。必要な予算を確保するため、補助・交付金制度の要件緩和や国費率のかさ上げ、地方財政措置の拡充などさらなる財政的な支援が必要です。
- ・ 「公共施設等適正管理事業債（長寿命化）」については、事業期間が令和8年度まで延伸されましたが、さらなる事業促進のために、対象施設を県管理公園や漁港、表層以外の舗装に拡充する必要があります。
- ・ 地方自治体においてはインフラメンテナンスに携わる職員の高齢化や不足が進ん

【県担当課】 建設政策課・農地計画課・農地整備課・農地保全課・森林整備課・森林保全課・環境局・生活排水課

でおり、これまで以上に効率的なインフラメンテナンスを実施する必要があることから、引き続き、“インフラメンテナンス新技術・体制等導入推進委員会”等による国からの支援が必要です。

- ・ 令和4年12月には、社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会 技術部会により「地域インフラ群再生戦略マネジメント」が提言されましたが、提言に記載されている行政区域や分野を跨いだインフラの管理、更にはインフラの集約・再編等のインフラストックの適正化を進めていくためには、多くの事例や知見を有する国がその方向性を示す必要があります。
- ・ 下水道施設の老朽化対策について、多発する道路陥没や下水処理の停止による市民生活への影響を未然に防ぐため、部分的な管路の修繕や処理場等の改築更新を交付対象とするよう、制度の拡充と重点的な予算措置が必要です。

2 本県の取組

- ・ ハード・ソフト対策が一体となった防災・減災対策、陸・海・空の交通ネットワークの形成・活用、持続可能で活力あるまちづくりの推進、世界水準の農産物の生産力強化などに向けた社会資本整備に取り組んでいます。
- ・ 新幹線新駅の実現に向け、事業実施に向けた環境づくりを進めています。
- ・ 誰もが安全・安心で利便性が高く快適に暮らせるスマートな社会の形成を目指して、3次元点群データを取得し、県土のデジタルツインとなる「VIRTUAL SHIZUOKA」を構築し、データの整備とオープンデータ化による利活用を促進しています。
- ・ 既存の施設を効率的かつ効果的に維持管理・更新し、利用者に最大限のサービスを提供するため、平成25年3月に「社会資本長寿命化行動方針」を策定し、社会インフラ40施設の内、26施設の中長期管理計画を策定しました。さらに、令和6年3月には、本県のインフラメンテナンスの新たな行動方針として、「社会インフラ長寿命化行動方針」を策定し、「“持続可能なインフラメンテナンス”の実現」を目指しています。
- ・ 予防保全管理を実施した場合、社会インフラ40施設の今後30年間の維持管理・更新費は、約121億円／年のコスト縮減が見込まれます。

事後保全管理を実施した場合の維持管理・更新費	約 341 億円／年	} 約 121 億円/年の縮減
予防保全管理を実施した場合の維持管理・更新費	約 220 億円／年	

- ・ 流域下水道では、ストックマネジメント計画に基づく施設の計画的な管理・保全に取り組んでいます。

【県担当課】 建設政策課・農地計画課・農地整備課・農地保全課・森林整備課・森林保全課・環境局・生活排水課

78 治水関係事業の推進

[要望・提案先：国土交通省]

【要望・提案事項】

- 気候変動により激甚化・頻発化する水災害に対する治水対策や土砂災害対策等の流域治水の推進及び財政的支援
- 長期的かつ広域的視点に立った総合的な土砂管理に基づく海岸保全対策やダム等の堆砂対策の推進
- ダム管理者による対応だけで解消することが困難なダム等の著しい堆砂に対する国の積極的な関与による対策の強力な推進

1 現状・課題

- ・ 近年、県内各地で大規模な浸水被害や土砂災害が発生するなど、今後もさらに気候変動に伴う異常気象の激甚化・頻発化の影響を強く受けることが予想されます。
- ・ 気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害等に対しては、国が進める、あらゆる関係者が協働して取り組む流域治水の考え方を踏まえ、風水害、インフラの老朽化等への対策として、「国土強靱化実施中期計画」等により中長期的な視点に立ち、取組の加速化・深化を図る必要があります。
- ・ 遠州灘や駿河湾沿岸では、沿岸漂砂量の減少が主たる原因と考えられる海岸侵食の進行により海岸保全施設の安定性の低下が懸念されています。
- ・ ダム等の堆砂について、上流に大規模な崩壊地があり、貯水池に著しく堆砂し、ダム管理者だけでは解消が困難な場合、洪水等災害発生のがれが生じています。

2 本県の取組

- ・ 自然災害に対しては、河川改修等の予防的なハード対策と社会全体で水害や土砂災害に備える「水災害意識社会の再構築」を図るソフト対策を一体的、計画的に実施するとともに、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」の考え方を取り入れ、あらゆる関係者が協働して効果的な対策に取り組んでいます。
- ・ 天竜川、大井川等の流砂系協議会に参加し、総合的な土砂管理計画に基づく対策の実施や、富士川の総合土砂管理計画の策定を国に働きかけています。

【県担当課】河川企画課

79 災害からの復旧・復興

[要望・提案先：内閣府・厚生労働省・農林水産省・国土交通省]

【要望・提案事項】

- 災害復旧事業における、早期復旧や再度災害防止のための査定制度のさらなる拡充、改良復旧の採択要件の柔軟な運用[国土交通省]
- 被災した全ての医療施設や社会福祉施設等（特定施設入居者生活介護の指定を受ける介護付きホーム含む）における施設の復旧に係る費用の災害復旧事業における補助対象化[内閣府・厚生労働省]
- 個人・法人の水産関連事業者が所有する生産施設等の復旧を支援する制度や内水面養殖業者に対する損失を補填する制度の創設[農林水産省]
- 漁場回復を目的とした漁場の流沈木処理に活用できる財政支援の継続及び十分な予算の確保[農林水産省]
- 衛星写真や航空写真等を活用した被害の早期把握に関する技術的・財政的支援[国土交通省]

1 現状・課題

- ・災害復旧事業のスピードアップを図るため、令和4年度から試行されている早期確認型査定制度の、さらなる拡充を図るとともに、越水など現在の河川施設の能力を上回る被災に対応した改良復旧の採択要件について、災害関連工事費の占める割合を増やすなどの柔軟な運用が必要です。
- ・また、令和4年台風第15号及び令和5年6月の大雨等により、社会福祉施設等の浸水などの被害が発生しましたが、災害からの復旧を早期かつ着実に進めるため、施設の復旧に対する助成に加え、設備の復旧に対する補助も必要です。特に、特定施設入居者生活介護の指定を受ける介護付きホームでも多大な被害がありましたが、特定施設入居者生活介護の指定を受ける介護付きホームについては、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金による助成の対象外施設であり、災害時に活用できる助成制度がないため、国による支援が必要です。
- ・水産業においては、水産加工機械・施設や内水面漁業施設の損壊、養殖魚のへい死が多発し、自己資金での復旧を余儀なくされたため、個人・法人の水産関連事業者が所有する生産施設等の復旧を支援する制度や内水面養殖業者に対する損失を補填する制度の創設が必要です。また、漁場において巨木を含む大量の沈木が発生し

【県担当課】健康福祉部企画政策課・水産振興課・建設政策課・道路企画課・道路保全課・河川企画課・河川海岸整備課・土木防災課・砂防課・港湾企画課・港湾整備課

ているため、流沈木処理に活用できる財政支援の継続及び十分な予算の確保が必要です。

- ・さらに、広域での被害に加え、浸水や施設被害等による交通途絶などの影響もあり、被害の全容把握が困難であったため、迅速な応急復旧や二次災害防止対策に支障が生じるなどの課題が発生しました。
- ・このような状況を踏まえて、根幹的風水害対策の推進や流域治水の取組への支援に加えて、被害の早期把握、早期復旧に必要な衛星写真や航空写真、レーザー測量等をオープンデータで提供するなど、県と国土地理院が結ぶ「地理空間情報の活用のための協力に関する協定書」に基づき、新たな技術を活用した取組が必要です。

2 本県の取組

(交通インフラ等公共土木施設の復旧)

- ・土砂の崩壊等危険な状況に緊急に対処するため災害関連緊急事業の実施や、災害関連緊急事業の採択基準に満たない急傾斜地の崩壊に対して、市町が事業主体となる災害関連地域防災がけ崩れ対策事業を、市町と連携して実施しています。
- ・家屋浸水被害の軽減に向け、抜本的な浸水被害対策を推進するとともに、あらゆる関係者と協働して流域治水の取組を強化しています。
- ・船舶の航行など物流機能を確保するため、航路・泊地の埋そくに対する応急復旧を実施しています。

(社会福祉施設等の復旧支援)

- ・社会福祉施設等の災害からの復旧を早期かつ着実に進めるため、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金を活用し、施設の復旧に対する助成を行ってきました。
- ・また、令和4年台風第15号や令和5年6月の大雨等による被災においては、社会福祉施設等設備災害復旧費補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分）の国庫補助を活用し、備品設備等に被害を受けた介護事業所・施設等に対する助成を行いました。

(農林水産・商工業に係る復旧)

- ・発災時には、県内の被災状況の迅速な把握や、被災した中小企業者・農林水産業者の経営安定や生活維持を図る制度資金の発動、山地災害発生箇所等を早期に復旧するための緊急事業等を実施しています。
- ・水産業では、漁業者が行う流木の撤去への助成を行っているほか、令和4年台風第15号では、漁場に大量の流沈木が堆積し、一部海域では現在も漁業の支障となっていることから、滞留状況の継続的な調査を漁業者と行っています。令和7年度も沈

【県担当課】健康福祉部企画政策課・水産振興課・建設政策課・道路企画課・道路保全課・河川企画課・河川海岸整備課・土木防災課・砂防課・港湾企画課・港湾整備課

木撤去の助成を継続するほか、問題となっている一部海域については国庫補助事業を活用して撤去工事を実施する予定です。

(公共土木施設の復旧に資する各種情報のオープンデータ化)

- ・ 本県では、県土全域をレーザー機器で計測した３次元点群データをオープンデータにすることで、あらゆる分野で活用を図っています。
- ・ 特に災害時において、被災前の県土全域の３次元点群データは、貴重な測量情報であり、既に早期の復興・復旧への効果を発揮しています。
- ・ 能登半島地震では、本県と東京都が管理する次世代プラットフォームに被災前の能登半島の３次元点群データを搭載し、オープンデータ化することで、迅速な支援を実現しています。

80 熱海市伊豆山地区の災害からの早期復興

[要望・提案先：国土交通省]

【要望・提案事項】

- 二級河川逢初川流域における河川事業及び復興まちづくりへの技術支援、財政支援

1 現状・課題

- ・令和3年7月3日、熱海市伊豆山地区において発生した土石流は、逢初川の源頭部の標高約390m地点（海岸から約2km上流）から逢初川を流下して伊豆山港へ流れ込み、死者28名、住宅被害98棟の被害が発生しました。
- ・被災地区の速やかな生活再建に資する道路・河川等の復旧や市の復興まちづくりを早期かつ着実に進めるため、国による技術支援や予算の確保が必要です。

2 本県の取組

- ・県は、復旧方針について国と協議を進めるとともに、「逢初川下流域復旧・復興チーム」を中心に、地域の理解と関係機関による連携のもと、復旧・復興に係る事業を早期かつ着実に進めています。
- ・熱海市は、被災者や地元住民の意見、要望を踏まえた「伊豆山復興まちづくり計画」の実現に向け、事業化を進めています。県は、熱海市の復興まちづくりを早期かつ着実に実現するため、国のアドバイスを受けながら、市への支援を進めていきます。
- ・災害対策基本法による警戒区域の解除に伴い、県は、熱海市と協調して自宅再建にかかる費用の借入金利子相当額を助成する「被災者住宅再建事業」により、被災者支援を進めています。また、県営住宅に入居している被災者について、市営住宅と同様に、入居後2年間の無償提供期間を延長し、恒久的な住まいを確保できるまで継続して入居できるように支援していきます。

【県担当課】河川企画課・砂防課・景観まちづくり課・住まいづくり課・公営住宅課

81 盛土対策の推進

[要望・提案先：総務省・国土交通省]

【要望・提案事項】

- 盛土規制法に基づく規制が実行性のあるものとなるよう審査等の体制整備への補助制度等の拡充

1 現状・課題

- ・ 去る令和3年7月3日、熱海市伊豆山で大規模な土石流が発生し、多くの人命や財産が失われる事態に至り、本県においては規制を強化するための条例を制定し、国においては盛土規制法を制定することとなりました。
- ・ 本県は、令和7年度、規制区域を指定し盛土規制法による規制を開始しますが、規制対象の拡大等により、許可、検査及び指導等に係る業務量の増大が見込まれます。
- ・ 本県は、慢性的に技術職員が不足状態にあり、これらに係る業務量の増大に対する人員確保のため、必要な予算を確保のうえ外部委託等により体制を整備する必要があります。審査等を効率的かつ厳正に執行するための体制を整備するにあたり自治体負担を軽減するため、社会資本整備総合交付金のメニュー拡充等の補助制度等の拡充が必要です。

2 本県の取組

- ・ 令和7年5月26日に盛土規制法に基づく規制区域を指定し、同法による規制を開始しました。令和4年7月1日から施行した静岡県盛土等の規制に関する条例については、盛土規制法による規制開始に伴い、災害の防止に係る規制は盛土規制法に委ねることとし、生活環境の保全を目的とした条例に改めました。
- ・ 条例の改正に当たっては、静岡県議会盛土等の規制に関する条例等検証特別委員会の提言を踏まえ、県民の生活環境を守り、かつ円滑な経済活動を必要以上に阻害することがないように、土壌調査等の手続の合理化を図りました。
- ・ 上記県議会の提言において、盛土規制法の規制開始に伴い増加が見込まれる事務処理に対する円滑な対応が求められたことから、盛土規制法の許可申請に係る技術的審査について、技術職員の不足を補うため、外部機関（一般社団法人ふじのくにづくり支援センター）に一部案件の審査・検査を委託することとしました。

【県担当課】盛土対策課

82 原子力発電所の安全確保及び防災対策の強化

[要望・提案先：内閣府・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・環境省]

【要望・提案事項】

- 使用済燃料や廃止措置に伴い発生する比較的放射能濃度の高い放射性廃棄物の処分方法の確立[経済産業省・環境省]
- 原子力災害対策指針等への複合災害時の屋内退避のあり方などの反映や、国における放射性物質の拡散の予測的な手法を活用する仕組みの構築[内閣府・環境省]
- 安定ヨウ素剤を事前配布する区域や住民の範囲について、判断基準の明確化[内閣府・環境省]
- 原子力災害拠点病院への支援策の拡充[内閣府・厚生労働省]
- 運輸事業者や道路管理者など指定公共機関等との調整による具体的な避難手段の確保[内閣府]
- 避難退域時検査や避難経由所の用地確保[内閣府・国土交通省]

1 現状・課題

- ・高レベル放射性廃棄物や、廃止措置に伴い発生する比較的放射能濃度の高い炉内構造物等の放射性廃棄物に関しては、令和2年11月から北海道寿都町及び神恵内村で文献調査が開始され、令和6年6月からは佐賀県玄海町でも同様の調査が開始されるなどの動きはあるものの、未だ処分方法及び処分地が決まっていません。
- ・令和6年1月に発生した能登半島地震においては、家屋倒壊が多数発生したほか、要配慮者が屋内退避するための放射線防護施設にも防護機能に支障を来す程度の損傷が多数発生しました。昨今の激甚化する自然災害の状況を踏まえ、原子力災害対策指針への複合災害時における屋内退避のあり方などの即時反映や、安定ヨウ素剤の事前配布の対象となる区域や住民の範囲について、判断基準を明確化するとともに、配布に係る住民や地方公共団体の負担を軽減する方法の早急な提示が必要です。また、避難ルート等の検討や準備などには放射性物質の拡散を予測する情報も必要です。
- ・被災地域の原子力災害医療の中心となる原子力災害拠点病院の指定（現在、県内では静岡県立総合病院、浜松医科大学医学部付属病院の2か所を指定）に当たっては、原子力災害に対応した医療体制の確保、施設・設備の具備、原子力災害医療派遣チームの配置等が求められており、医療機関の財政的な負担となっています。災害拠点病院と同様にDPCの

【県担当課】原子力安全対策課・地域医療課

機能評価係数 II 地域医療係数に原子力災害拠点病院の指定等の項目を算定対象として含めることや、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の弾力的運用など、原子力災害拠点病院への支援策の拡充が必要です。

- ・県は、平成 28 年 3 月に浜岡地域原子力災害広域避難計画を策定・公表し、その後も避難の実効性の向上を目指し、運輸事業者や道路管理者等と協議を実施しておりますが、広域的なバスの調達や避難ルート確保等が困難です。
- ・避難計画の対象が 91 万人に及ぶことから、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する避難退域時検査場所や避難先を案内する避難経路所を展開するに当たり、大規模なスペースを県内外に確保する必要がありますが、それらの用地の確保に難航しています。

2 本県の取組

- ・住民の避難先の確保に向け、県内及び県外（12 都県）の自治体と協議を進め、原子力災害対策重点区域内 11 市町の避難計画の策定・修正に取り組んでいます。

（市町避難計画の策定状況）

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

	市町名
令和 7 年度現在策定(11 市町)	御前崎市、島田市、掛川市、磐田市、牧之原市、菊川市、袋井市、森町、吉田町、焼津市、藤枝市

- ・避難に係る手段等の実効性を高めるため、防災関係機関と協議を行い、原子力防災に係る協定締結を進めています。

（防災関係機関との協定締結状況）

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

	協定名
（一社）静岡県バス協会	原子力災害時等における避難住民等の輸送の支援
中日本高速道（株）	高速道路休憩施設における避難退域時検査及び簡易除染の支援

行政經營

83 地方創生の推進

[要望・提案先：内閣府・総務省・財務省]

【要望・提案事項】

- 地方創生に関する予算を継続、拡充するなど、地方創生の取組に対する十分な財政措置
- 新しい地方経済・生活環境創生交付金を継続するなど、地域の実情に合った交付金制度の不断の見直しや拡充

1 現状・課題

- ・ 喫緊の課題である人口減少を克服、東京一極集中の流れを是正するため、すべての地方自治体が地方版総合戦略を策定し、あらゆる政策を総動員の上、強い決意と覚悟を持って、地方創生の取組を推進しています。
- ・ 令和2年の国勢調査においても、人口減少は継続傾向にあり、本県を含む39道府県で人口が減少する一方、東京圏の人口は増加し続け、全国の約3割を占めています。令和7年1月の住民基本台帳人口移動報告によれば、東京都の転入超過数は79,285人となり、都道府県別で最も拡大しているところであり、東京一極集中が再び加速し、新型コロナ禍前の水準に逆戻りした状況です。
- ・ 新型コロナウイルス感染症により、東京一極集中のリスクが改めて国民に認識されたところであり、新たなライフスタイルの構築への誘導や首都機能の移転を念頭に置いた、地方創生の推進にもつながる国土強靱化など、国土構造の転換に向けた大胆かつ速やかな取組を行うことが必要です。
- ・ また、やる気のある地域の主体的な取組に対しては、継続して十分な財政措置を行うとともに、地域の創意工夫による取組を充実させるため、地方創生に係る交付金の弾力的な運用を行うことが必要です。

2 本県の取組

- ・ 東京一極集中を打開するため、全県を挙げて地方創生の取組を推進し、誰もが「静岡で働きたい、静岡に住みたい」と思える魅力ある地域づくりを進めています。
- ・ 本県では総合計画を地方版総合戦略に位置付けた上で、安全・安心な地域づくりを最優先に、環境と経済が両立した社会の形成、子どもが健やかに学び育つ社会の形成、富をつくる産業の展開などに取り組んでいます。引き続き、産官学金労言等の関係者と一体となって地方創生施策の更なる充実と推進を図っていきます。

【県担当課】企画課

84 地方財政制度の再構築

[要望・提案先：総務省・財務省]

【要望・提案事項】

○ 将来にわたって安心な地方財政運営の確立

- ・ 地方が真に自立した安定的な財政運営を可能とするため、国・地方を通じた中長期的に安定的な税財政の枠組の構築
- ・ 行政サービスを安定的に提供するために必要な一般財源総額の確保
- ・ 臨時財政対策債の廃止及び償還財源の別枠での確保

1 現状・課題

- ・ 国と地方の財政状況については、ともに巨額な財源不足が生じ、長期債務残高は令和7年度末見込み（予算ベース）で、1,300兆円を超えています。今後、債務残高が更に増大すれば国も地方も共倒れとなり、住民生活に深刻な影響を与えかねない危機的な状況です。また、地方団体の財政運営については、依然として国の地方財政制度に大きく依存しており、社会保障関係費、人件費等の義務的経費の増加や物価高騰を背景とした歳出水準の全般的な上昇等により大変厳しい状況です。こうした中でも、人口減少社会の更なる進展や、デジタル技術の革新などに伴い、社会経済情勢が急激に変化する中、本県が直面する物価高騰や、米国相互関税導入への対応、激甚化する自然災害、少子化を中心とした人口減少対策、県内経済の力強い発展、脱炭素・循環型社会の構築、新たなデジタル技術の活用などの諸課題に的確に対応する必要があります。
- ・ 現時点では、地方が主役となる将来の国と地方のあるべき姿と、その際地方が果たすべき役割に応じた税財源の移譲等について、具体的な工程や内容が明示されていません。
- ・ これに加え、国で議論されている「103万円の壁」の引上げやガソリン税の「暫定税率の廃止」など、地方財政に大きな影響を与える制度変更については、地方の財政運営に支障を来すことがないように、税財源の確保を踏まえた上での制度設計が必要です。
- ・ 将来にわたって安心な財政運営を行うためには、地方が安定的に行政サービスを行うことができるよう地方税、地方交付税等の税財源の充実が必要です。また、地方の財源不足額を補うための特例的な措置である臨時財政対策債は、残高が約42兆

【県担当課】財政課・市町行財政課

円と依然として高く、その廃止と償還財源の別枠での確保が必要です。なお、本県では令和6年度末の臨時財政対策債の残高は1兆円を超え、県債残高全体の4割程度を占めています。

2 本県の取組

- ・「幸福度日本一の静岡県」を実現する新たな取組を積極的に進めるため、10年間（R7～16）の中期財政計画を策定し、県債残高の削減やプライマリーバランスの黒字化など、持続可能で健全な財政基盤の構築を目指しています。
- ・ビルド・アンド・スクラップの徹底等による歳出のスリム化と、県税収入の増加、ネーミングライツの導入、ふるさと納税促進等による歳入確保、投資的経費の水準調整等による県債の抑制に取り組んでいます。

85 データ連携基盤の整備

[要望・提案先：デジタル庁]

【要望・提案事項】

- 目指すべきデータ連携基盤の全体像の提示
- 都道府県を超えた、より広域でのデータ連携が可能となる基盤の整備

1 現状・課題

- ・データ連携基盤は、官民データの共有・活用の基盤となるものであり、既に相当数の自治体において整備が進められています。
- ・一方で、自治体ごとにデータ連携基盤の整備が進んでいくと、同一機能を有した基盤への重複投資が広がるおそれがあるため、国において「データ連携基盤の共同利用の基本的な考え方」が示され、都道府県ごとに、データ連携基盤の共同利用や整理統合も含めた中長期的なビジョンを令和6年度中に策定することとされました。
- ・これを受け、本県は令和7年3月に「静岡県におけるデータ連携基盤共同利用に関するビジョン」を策定、公表しました。
- ・今後、データ連携基盤の共同利用の推進に向けた検討等を行っていくこととしていますが、その議論の前提となる、「国として目指すべきデータ連携基盤の将来的な全体像」を早急に示すことが必要です。
- ・また、データ連携基盤の整備目的や、本来機能に照らせば、地域ごとにデータ連携基盤を整備することは、かえってデータの効果的な連携や共有を妨げるおそれがあると考えられることから、国として、都道府県を超えた広域的なデータの連携・共有が可能となる基盤の整備が必要です。

2 本県の取組

- ・データ連携基盤の活用について、令和6年5月にデジタル庁が都道府県単位での共同利用を促進する方針を示したことを受け、県及び県内市町におけるデータ連携基盤の共同利用の推進に向けた検討を行い、令和7年3月に静岡県の「データ連携基盤共同利用ビジョン」を策定し、公表しました。
- ・令和7年度は、データ連携基盤導入済み市町を中心に調整を行い、引き続き共同利用の推進を図ります。

【県担当課】 デジタル戦略課

86 市町等情報システムの標準化・共通化の推進

[要望・提案先：デジタル庁・総務省]

【要望・提案事項】

- システム移行完了期限等の適切な設定及び柔軟な見直し
- システム移行の円滑な実現に向けた確実かつ柔軟な財政支援

1 現状・課題

- ・国は「自治体デジタル・トランスフォーメーション（D X）推進計画」（令和 2 年 12 月策定）において、住民記録、地方税、福祉等の住民生活に直結する基幹系 20 業務に係る情報システムについて、原則として令和 7 年度末までに、全ての自治体で国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行することとしています。
- ・一方で、現行事業者の撤退といった課題により令和 7 年度末までの移行が困難となる事例が全国的に発生したことから、国は、「令和 8 年度以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステム」を「特定移行支援システム」と位置付け、所要の移行完了の期限を設定し、概ね令和 12 年度末までに標準準拠システムへ移行できるよう積極的に支援することとなりました。
- ・今後も、事業者の開発リソースの逼迫などが継続することが予想され、移行完了へ向けた先行きは不透明であることから、引き続き、各自治体の状況をしっかりと把握し、期限の見直しなどの柔軟な対応を求めます。
- ・移行経費に充当できるデジタル基盤改革支援補助金について、上限額の引上げが行われたものの、依然として一部市町の移行経費が改定後の上限額を上回る見込みとなっており、システム移行に伴う経費に対する確実な財政支援を求めます。
- ・さらに、標準化対象業務に関する情報システムの運用経費等については、3 割の削減を目指すこととされていますが、市町に移行後の運用経費の見込みを聴取した結果、現行より大幅な負担増となる見込みの市町が複数見られます。運用経費の状況をしっかりと把握し、3 割削減が達成されるようあらゆる措置を講じるとともに、それでもなお運用経費等が増加することとなった場合には、地方自治体の負担増とならないよう財政支援を求めます。

2 本県の取組

- ・本県では、「ふじのくに D X 推進計画」（令和 4 年 3 月策定）に基づき、積極的に県内市町への個別訪問を行い、市町の D X 推進への理解促進及び計画に基づく取組の推進を図るほか、多様な形で市町の支援に取り組んでいます。

【県担当課】デジタル戦略課

- ・市町等情報システムの標準化・共通化への支援については、システム移行に遅れる市町が発生することなく、自力で標準化・共通化に取り組めるよう、令和4年度から令和6年度まで、全額一般財源により、研修・ワークショップの実施等による支援に取り組みました。各市町における現行システムと標準準拠システムとの差異の分析から洗い出された課題を調査・分析し、県と各市町との間で共有することで、システム移行後も円滑に業務を実施できるよう、各市町の取組を支援しました。